

第 2 次 熊谷市地域福祉計画 熊谷市地域福祉活動計画（案）

人から人へ 心つながる共生都市 くまがや
～一人ひとりが いきいきと 安心して暮らせる福祉のまち～



熊 谷 市
熊谷市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定（見直し）の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象	3
4 計画の期間	3
5 計画の策定体制	3

第2章 熊谷市の現状と課題

1 人口の推移	5
2 子どもを取り巻く現状	7
3 高齢者を取り巻く現状	10
4 障害者を取り巻く現状	12
5 地域を取り巻く現状	13
6 アンケート調査からみる地域福祉の課題	16

第3章 計画の基本理念と目標

1 計画の基本理念	27
2 計画の基本目標	28
3 計画の体系	30

第4章 基本施策の展開

1 市民参加による地域福祉の推進	31
2 地域ネットワークによる支え合いの構築	38
3 福祉サービスの適切な利用の推進	48
4 安全で安心できる生活環境の実現	65

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制	81
2 協働による計画の推進	81

資料編

熊谷市地域福祉計画基本施策事業実績	85
熊谷市地域福祉活動計画事業実績	103
計画の策定過程	112
熊谷市地域福祉計画策定委員会設置要綱	113
熊谷市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	114
熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	115
熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画策定会議設置要綱	116
熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画策定会議委員名簿	117

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定（見直し）の趣旨

熊谷市では、平成21年3月に「熊谷市地域福祉計画」を策定し、また、平成22年3月には、社会福祉法人熊谷市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が、「熊谷市地域福祉活動計画」を策定し、それぞれ基本理念として、「人から人へ 心つながる共生都市 くまがや」を、「一人ひとりが いきいきと 安心して暮らせる福祉のまち」をそれぞれ掲げ、地域福祉を推進してきました。（以下「第1次計画」という。）

この間、少子高齢化は更に進行し、単身高齢者等の増加により、孤立といった問題も憂慮されています。また、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家族機能の低下や身近な住民との交流が少なくなるなど、地域における助け合い・支え合いの力がますます低下しています。

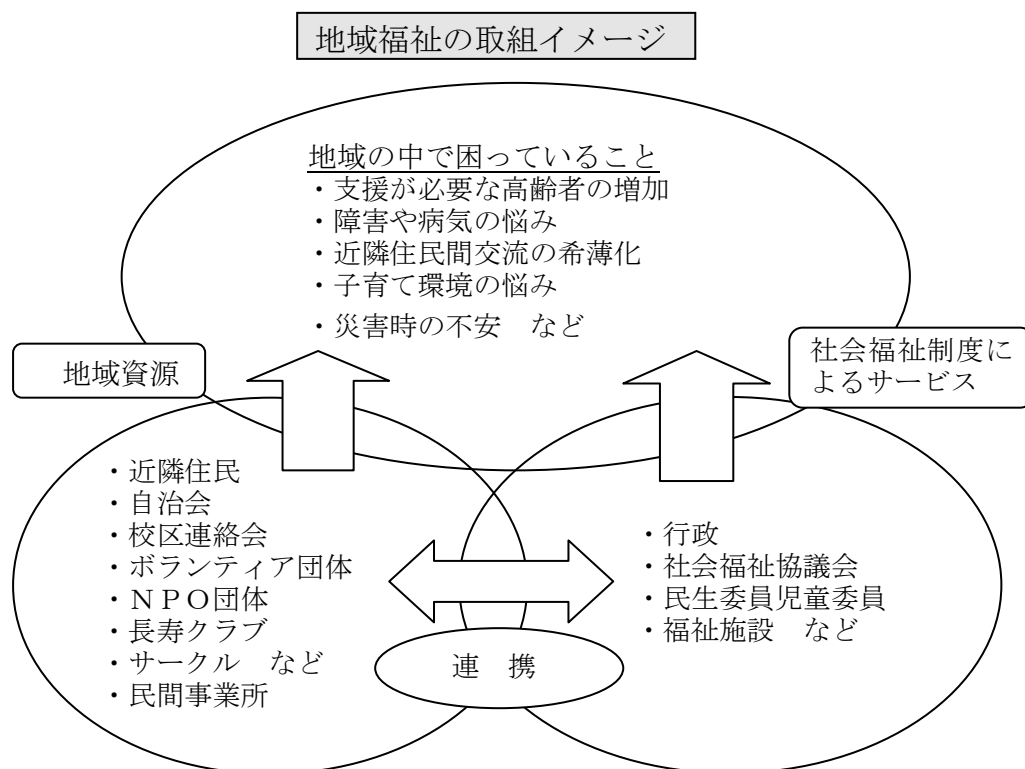
さらに、育児や介護で悩む住民や、子どもや高齢者に対する家庭内の虐待、ひとり暮らしの孤独死など、地域における身近なさまざまな問題も発生しています。

一方、東日本大震災を経験し、災害時における避難行動支援の重要性が再認識されています。

このような中、地域の支え合いによる地域福祉への取組が、問題解決に向けた取組として期待されています。

平成25年度は、第1次計画の最終年度に当たることから、これまでの取組を見直すとともに、新たな住民ニーズを踏まえ、地域と市及び社会福祉協議会が連携、協働して「地域福祉」を推進するため、基本指針となる「第2次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画」（以下「第2次計画」という。）を一体的に策定することとしました。

※ 「社会福祉制度によるサービス」に加え、市民の主体的な活動によりお互いを助け合う環境をつくるのが「地域福祉」の目的です。



2 計画の位置づけ

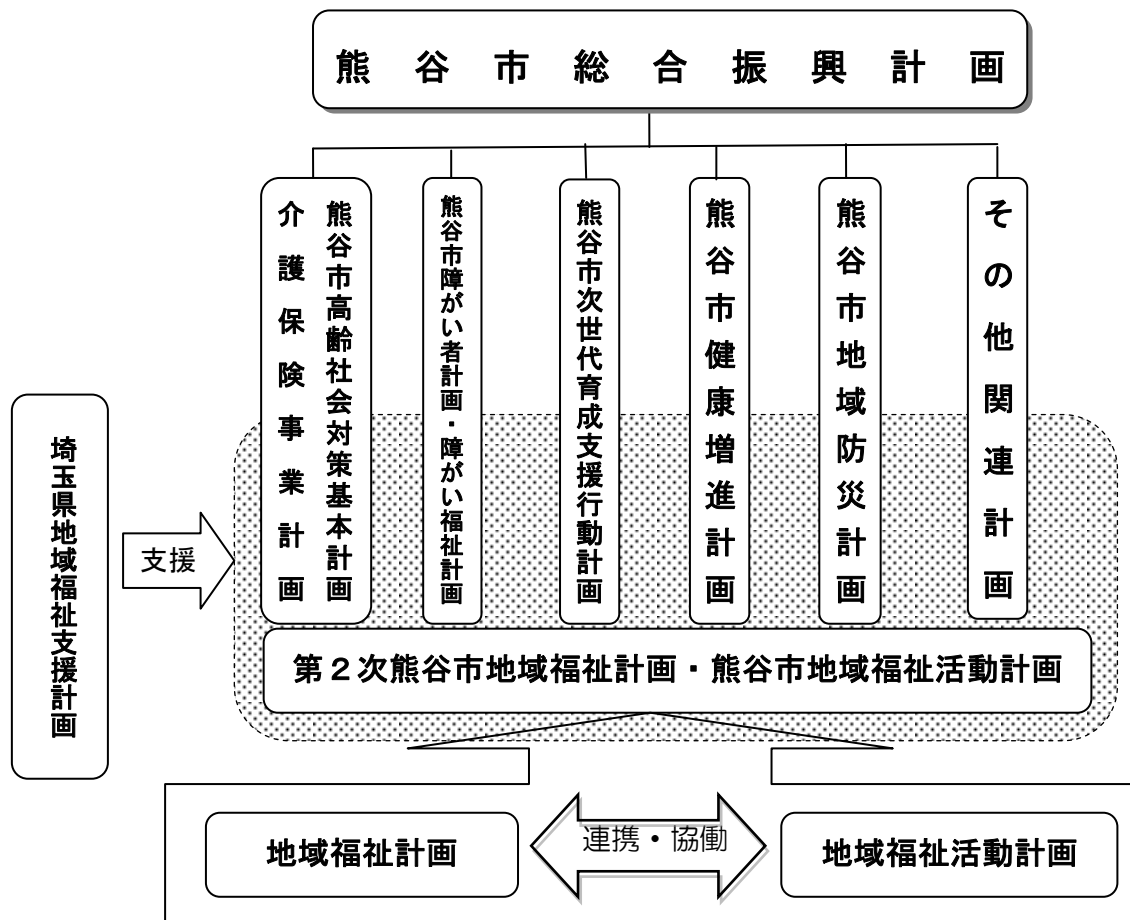
「第2次計画」は、社会福祉法第107条に準拠する法定計画として、総合的な観点から地域福祉を推進するために、本市として今後取り組むべき課題を明らかにするとともに、その解決に向けた目標を掲げ、関連する施策の連携のあり方を定めるものです。

また、同時に本計画は、市民やボランティア、NPO法人等の民間団体が自主的に取り組む実践計画として社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画として定めるものでもあります。

この第2次計画は、第1次計画を継承しながら、福祉の総合化を目指す総合計画となることから、市の上位計画である「熊谷市総合振興計画」をはじめ、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉の福祉3分野別計画や、他の行政計画との整合性を図りながら推進されるものです。

第1次計画の見直しにあたり、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することにより、市と社会福祉協議会がパートナーシップを構築し、地域の生活課題や地域福祉推進の理念等を共有化して、相互に連携を図りながら地域福祉を推進していきます。

地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけイメージ図



3 計画の対象

本計画の対象は、熊谷市に住むすべての市民となります。

生活に支援を必要とする高齢者や障害のある人、またその方のご家族、子育て中の人だけでなく、年齢・性別・国籍に関わりなく、地域に住むすべての人が、地域における生活課題に注意を払い、助け合っていくことが地域福祉では重要となります。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成 26 年度から平成 30 年度までの5年間とします。

また、国・県の動向や社会情勢の変化等に応じて見直しを行うものとします。

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、平成 25 年度にアンケート調査を実施して市民の意識・意見を把握し、市と社会福祉協議会の関係部署で組織した会議で、地域課題の整理、解決に向けた方策の検討を行い、公募による市民皆様の代表や地域で活動する団体の関係者で構成された策定委員会で計画案を検討し、パブリックコメントにより、広く市民の意見を募り策定しました。

地域福祉計画とは・・・

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

「社会福祉法」より抜粋

地域福祉活動計画とは・・・

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を営業者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」です。

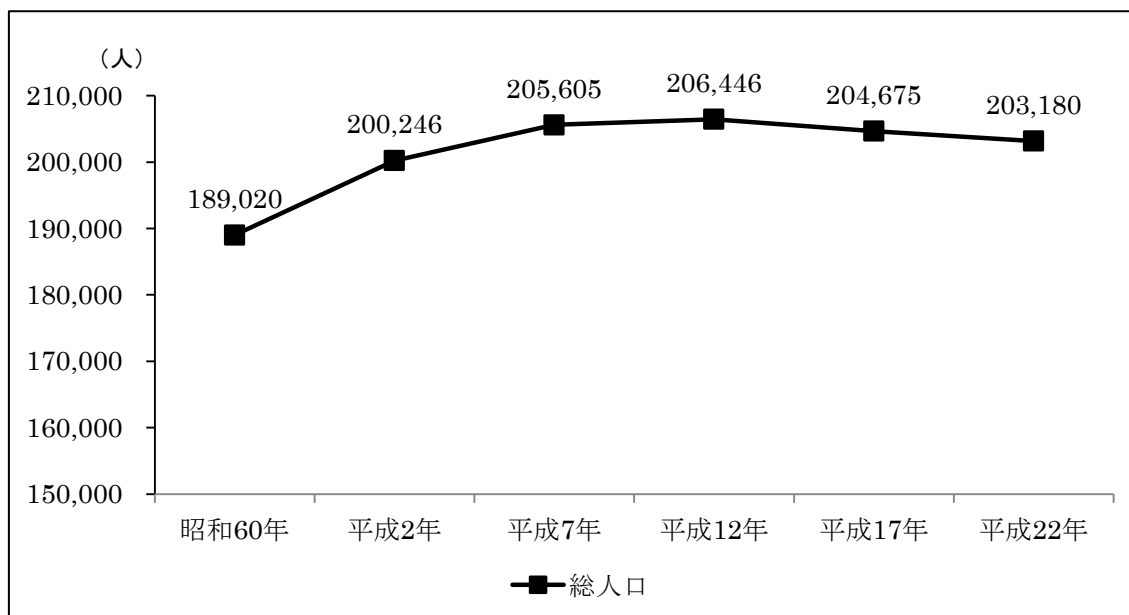
「地域福祉活動計画策定指針」より抜粋

第2章 熊谷市の現状と課題

1 人口の推移

(1) 総人口の推移

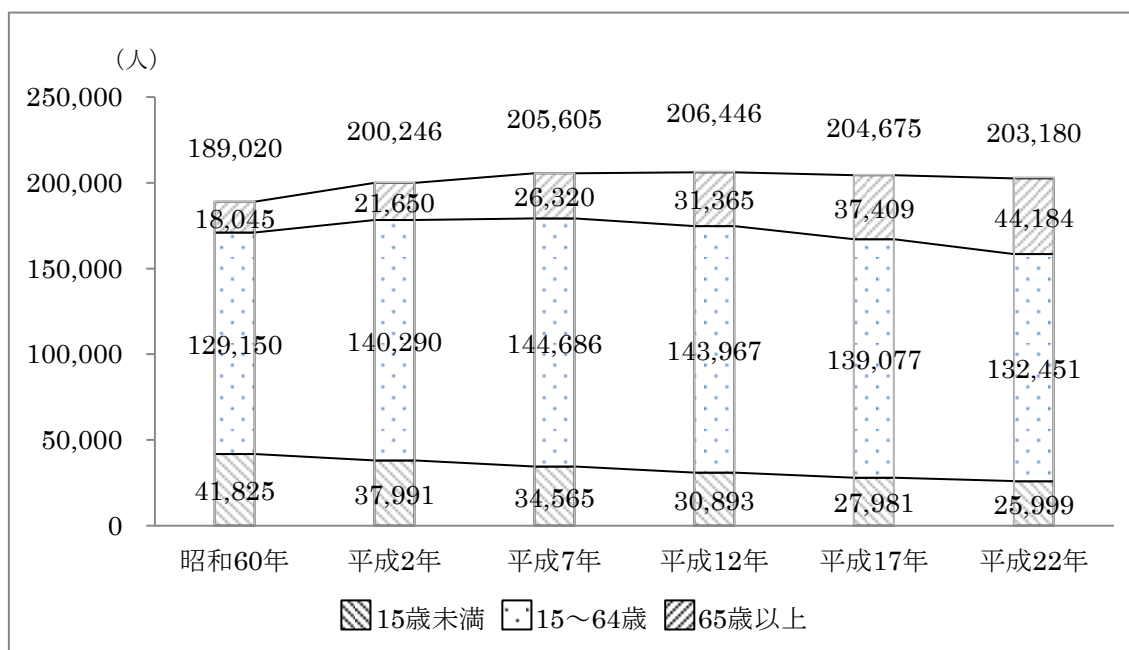
国勢調査でみる本市の総人口は、平成12年までには増加傾向にあったものの、その後は減少傾向にあります。



【資料：国勢調査】

(2) 年齢階層別人口の推移

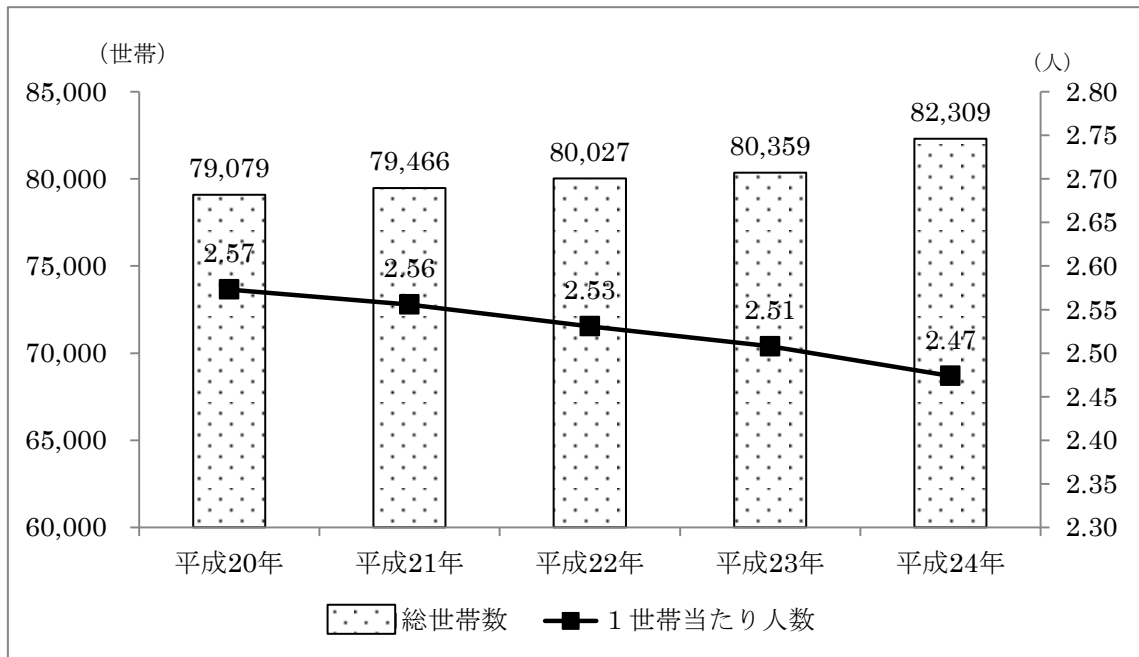
年齢階層別人口は、年少人口（15歳未満）が減少し、高齢者人口（65歳以上）は、平成2年から22年の20年間で2倍以上に増加しています。



※グラフ上段は、年齢不詳を含む総人口 【資料：国勢調査】

(3) 総世帯数・1世帯当たり人数の推移

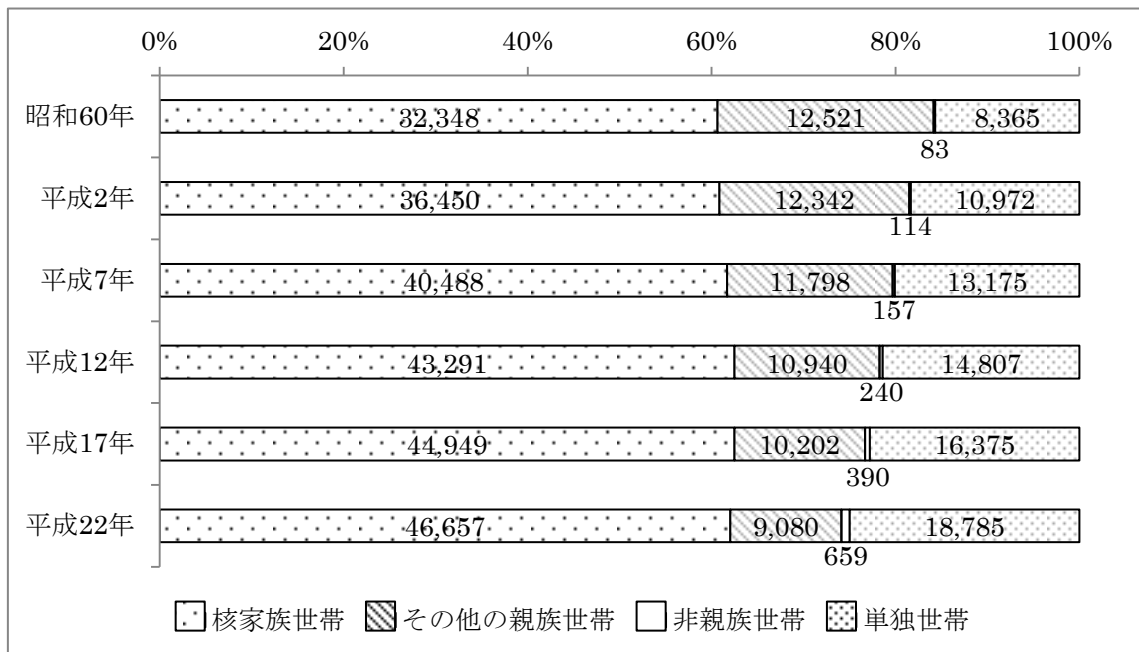
総世帯数は年々増加傾向にあり、1世帯当たりの人数は減少しています。



【資料：住民基本台帳】

(4) 世帯比率の推移

核家族世帯が微増傾向であり、単独世帯が急増しています。

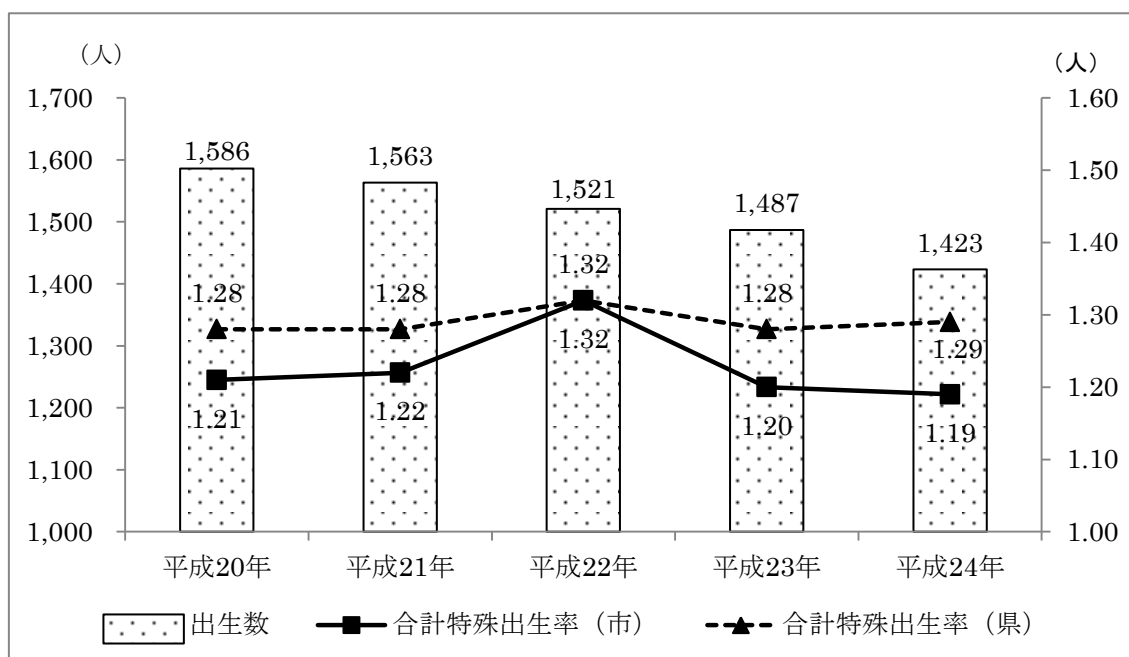


【資料：国勢調査】

2 子どもを取り巻く現状

(1) 出生数・合計特殊出生率^{*}の推移

出生数は、年々、減少傾向にあります。合計特殊出生率は、1.2 前後で推移し、平成 22 年には県平均と同じ水準になりましたが、その後は低下しています。



【資料：熊谷市統計書（出生数）】

【資料：埼玉県人口動態総覧（合計特殊出生率）】

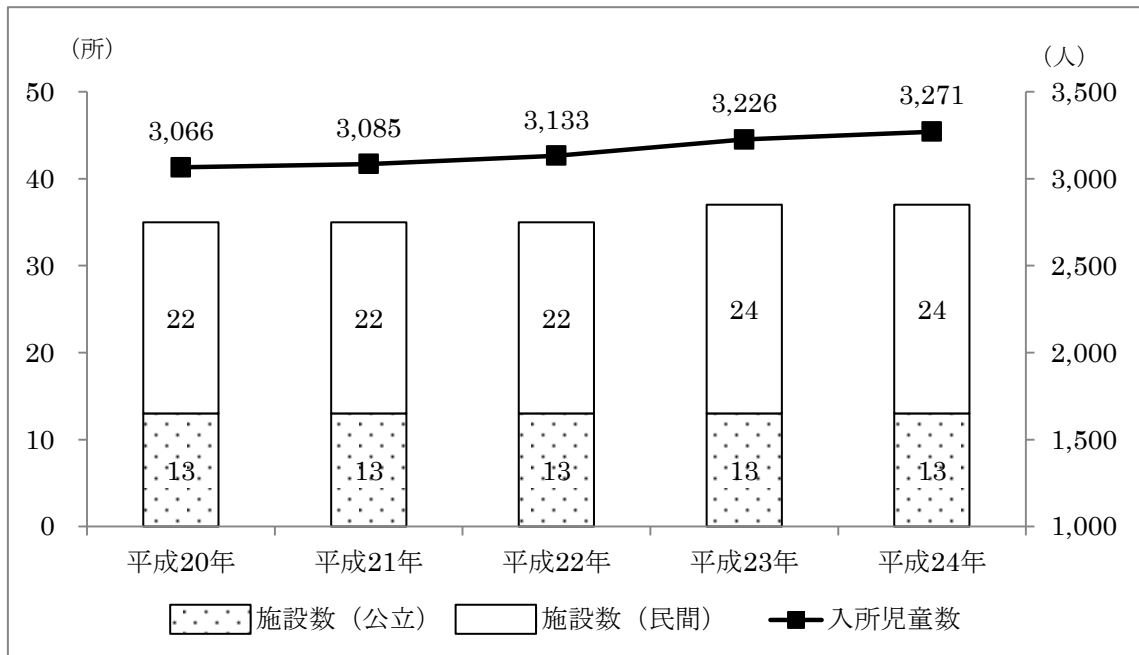
【合計特殊出生率】

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

子どもの出生数や率は、出産可能な年齢の女性の数が多ければ、女性一人当たりで生む子どもの数が減っている場合でも、増加することがあるように人口構成の影響を受けますが、合計特殊出生率では、女性人口の年齢構成の違いを除いた「その年の出生率」であり、年次比較をすることが可能となります。

(2) 保育所入所状況

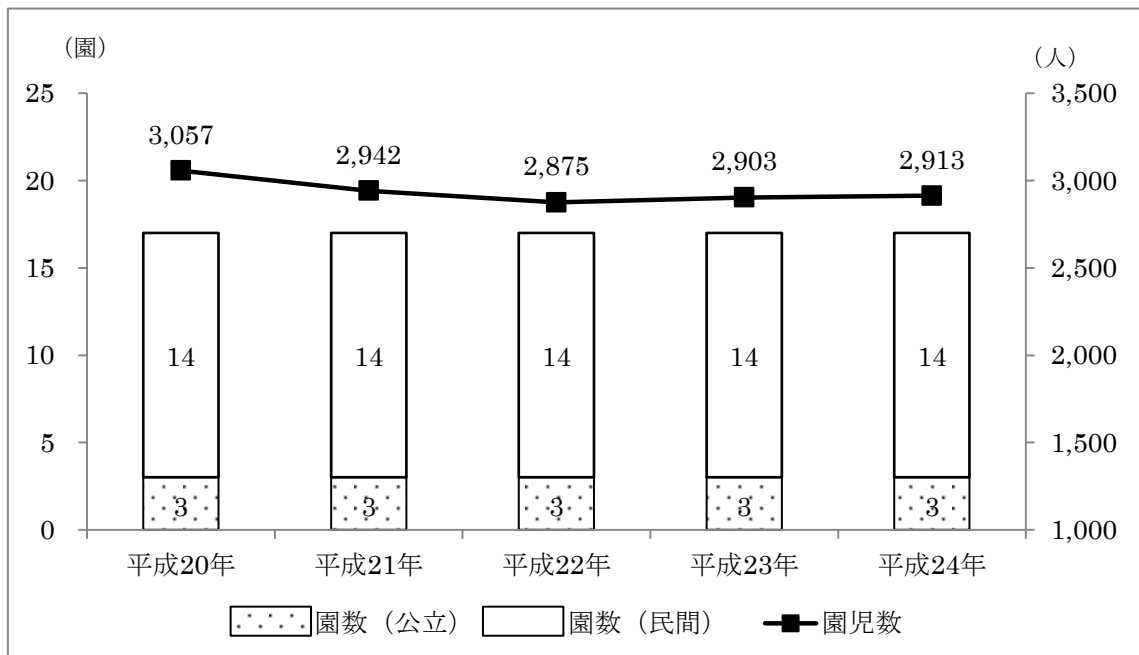
入所児童数の増加傾向に伴い、民間の施設も増加しています。



【資料：熊谷市統計書】

(3) 幼稚園入園状況

園児数は平成22年まで減少しましたが、その後はほぼ横ばいとなっています。

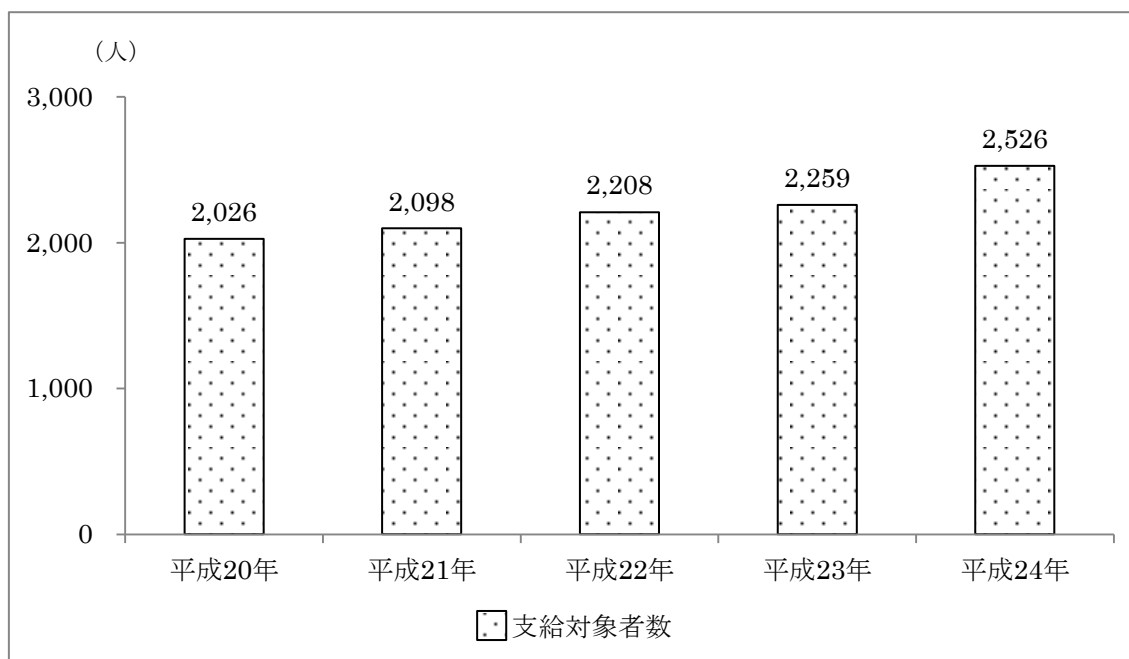


(※公立3園のうち、1園は休園中)

【資料：熊谷市統計書】

(4) ひとり親家庭等医療費支給対象者数の推移

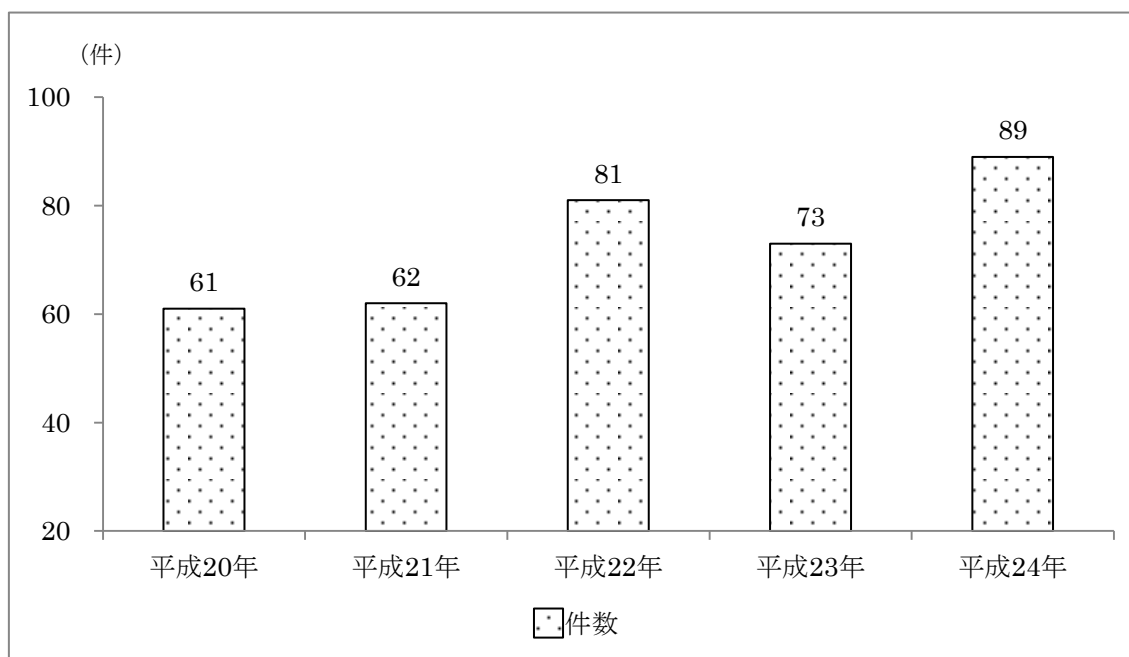
平成20年以降、ひとり親家庭等医療費支給対象者は、年々増加しています。



【資料：熊谷市統計書】

(5) 児童虐待相談件数の推移

平成20年と平成24年を比較すると、相談件数は約1.5倍に増加しています。

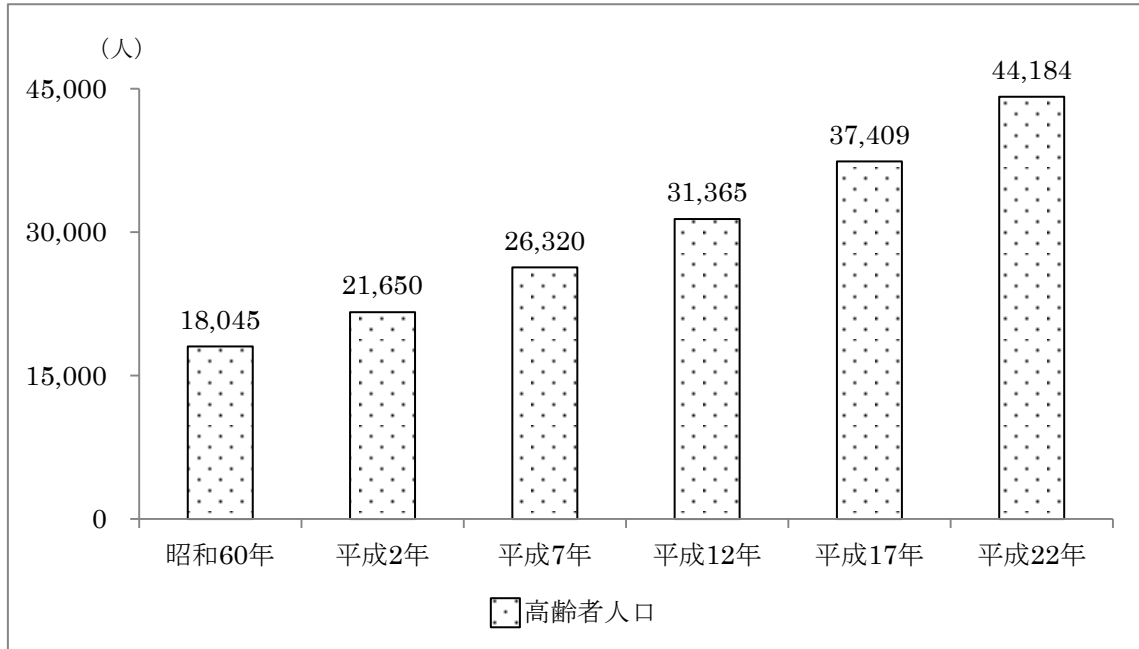


【資料：こども課】

3 高齢者を取り巻く現状（ここでの「高齢者」は65歳以上とします）

(1) 高齢者人口の推移

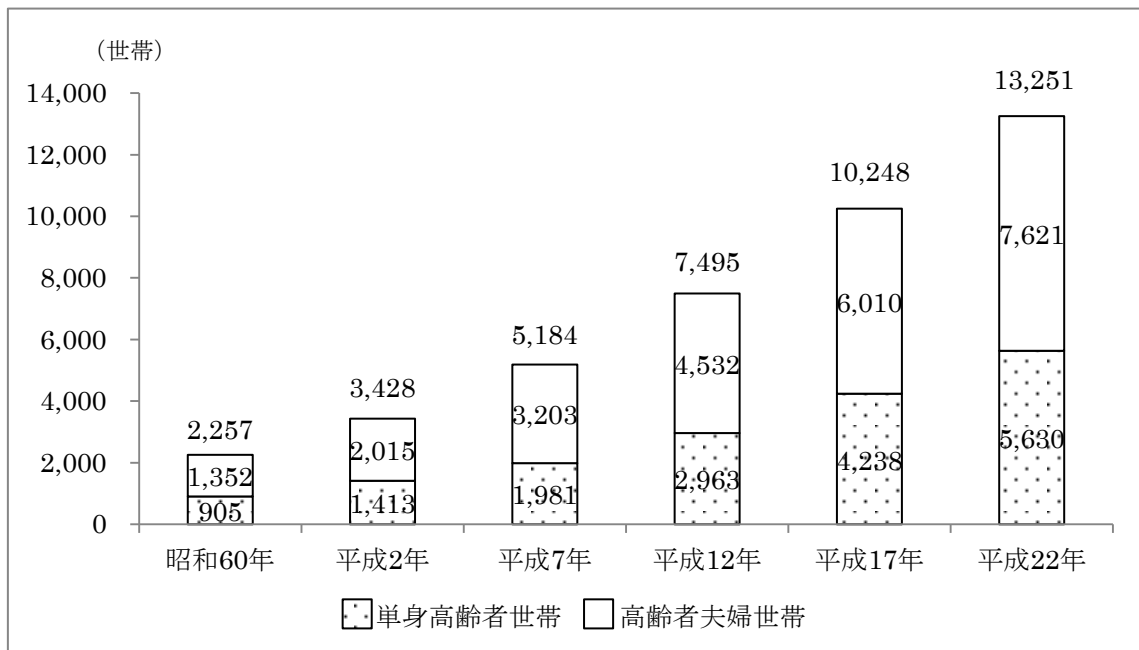
高齢者人口は、平成2年からの20年間で2倍以上の増加となっています。



【資料：国勢調査】

(2) 高齢者世帯数の推移

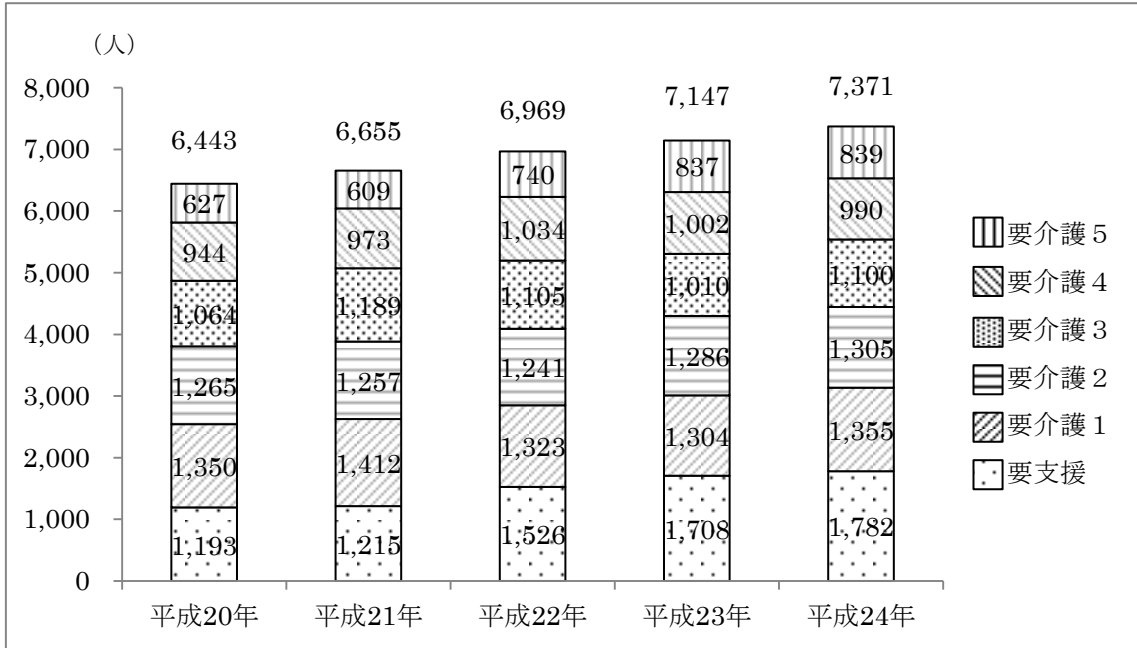
単身高齢者世帯・高齢者夫婦世帯は、ともに平成2年からの20年間で、約4倍の増加となっています。



【資料：国勢調査】

(3) 要介護認定者数の推移

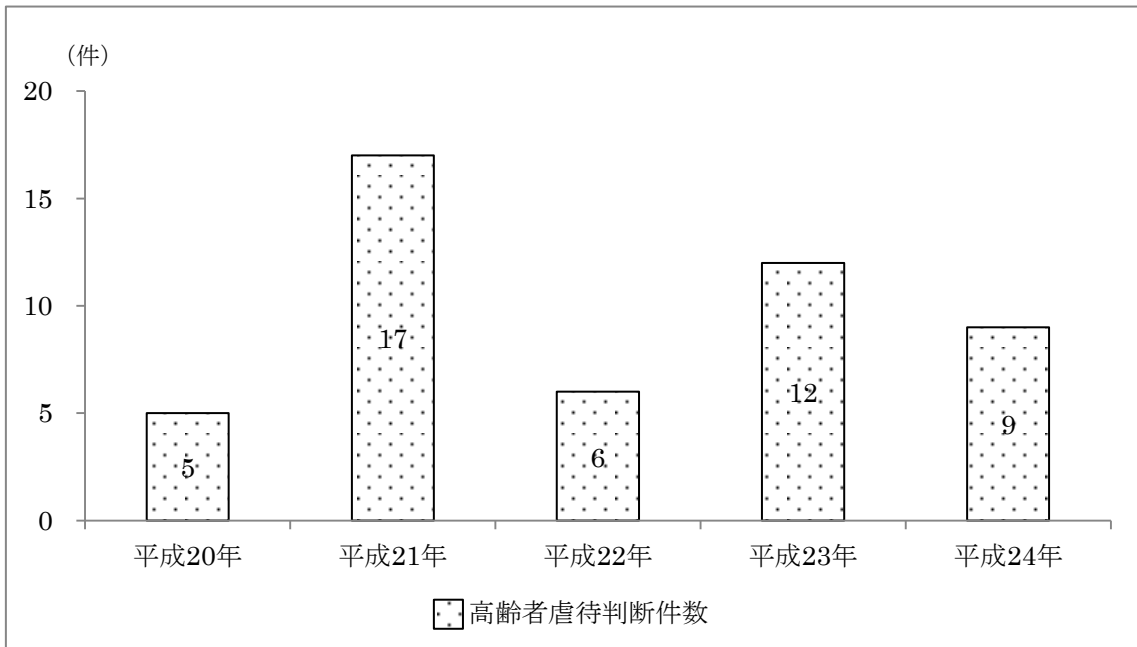
要介護認定者数は、年々増加傾向にあります。



【資料：熊谷市統計書】

(4) 高齢者虐待判断件数の推移

高齢者虐待判断件数は、増減を繰り返しています。

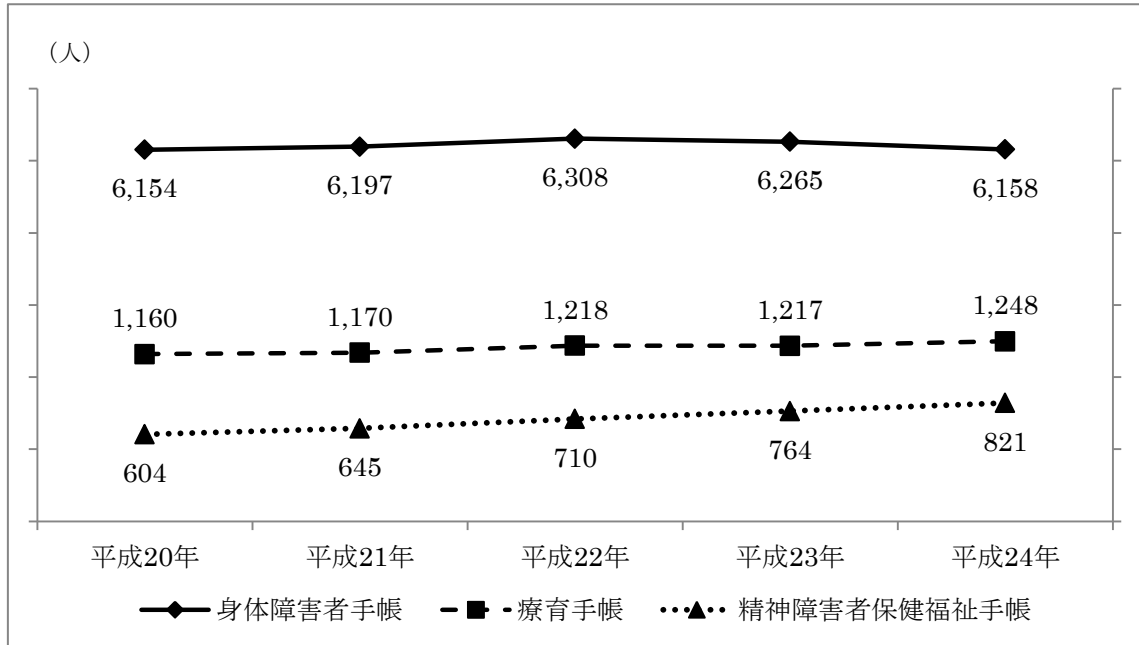


【資料：長寿いきがい課】

4 障害者を取り巻く現状

(1) 各障害者手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にありますが、療育手帳については微増、また、身体障害者手帳は横ばい状態にあります。

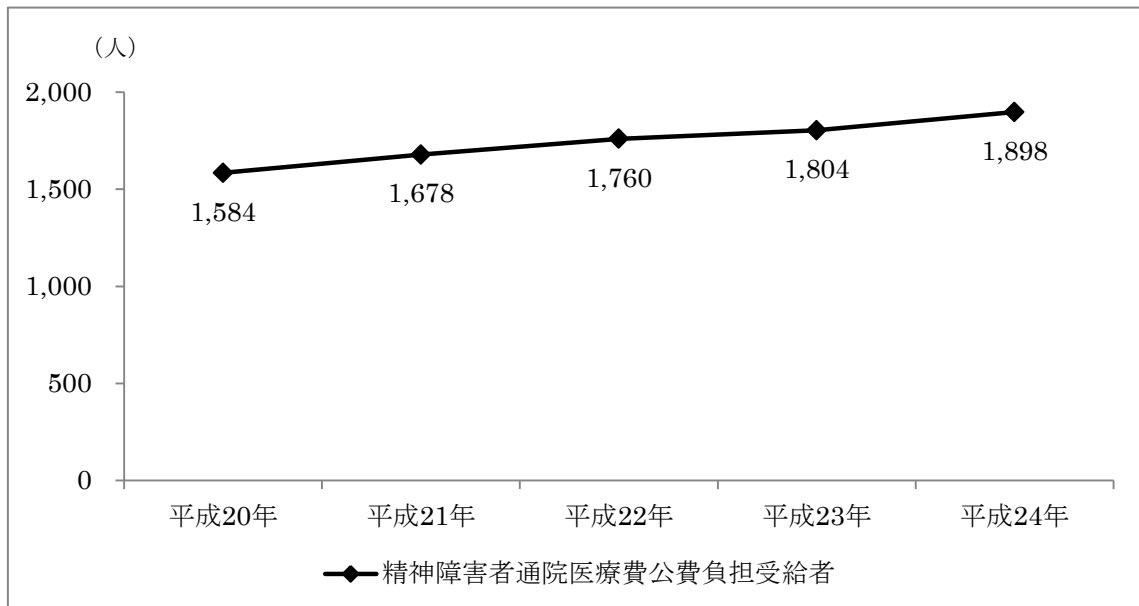


【資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター】

【資料：埼玉県立精神保健福祉センター】

(2) 精神障害者通院医療費公費負担受給者数の推移

精神障害者通院医療費公費負担受給者数は、年々増加傾向にあります。

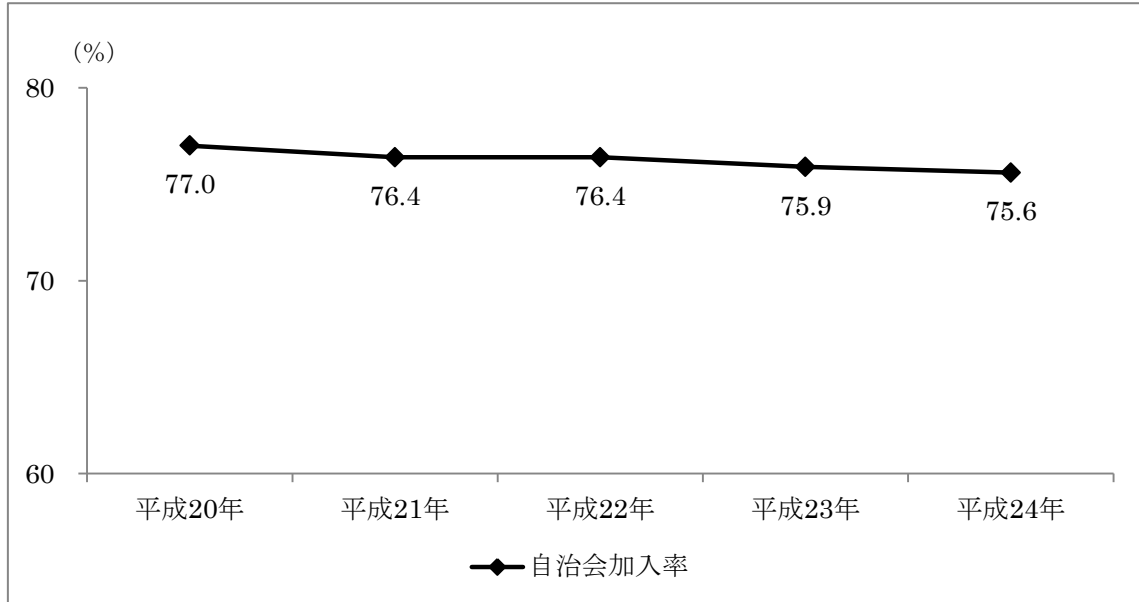


【資料：埼玉県立精神保健福祉センター】

5 地域を取り巻く現状

(1) 自治会加入率の推移

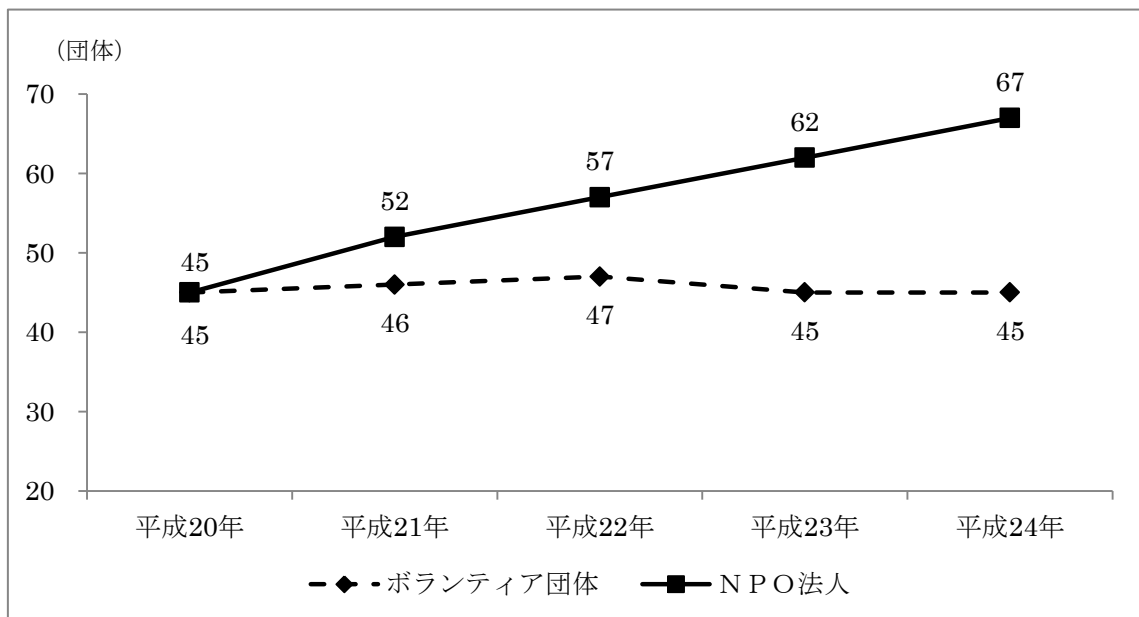
自治会加入率は、低下傾向にあります。



【資料：市民活動推進課】

(2) ボランティア団体・NPO法人数の推移^{*}

熊谷市社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体数は、横ばい状態にありますが、NPO法人数は増加しており、4年間で22団体増えています。



【資料：熊谷市社会福祉協議会ボランティアセンター】

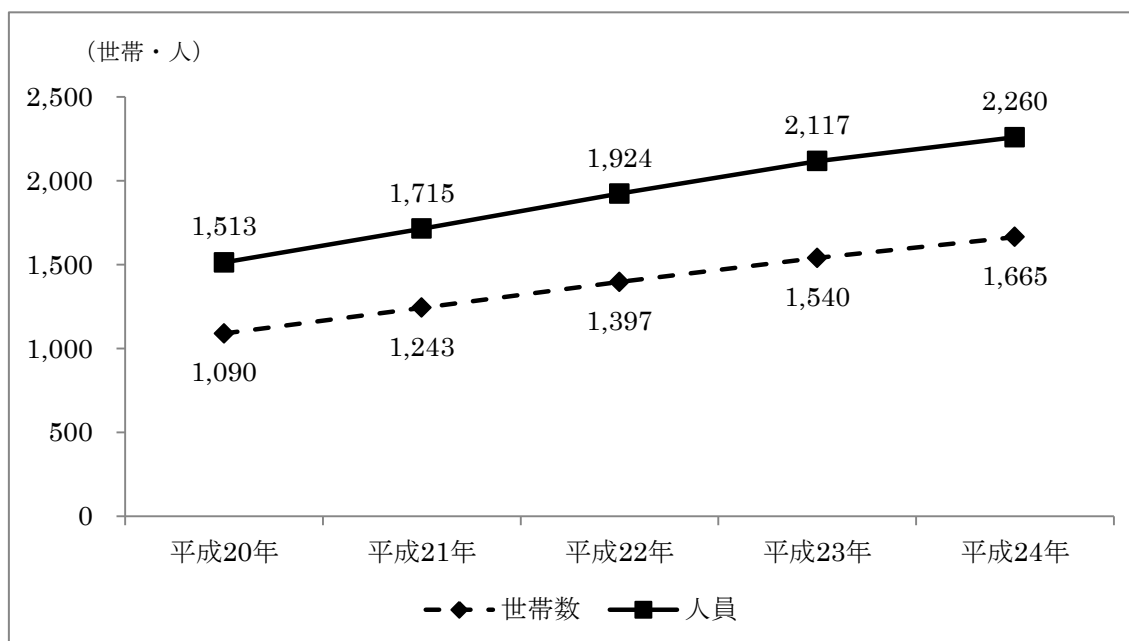
【資料：市民活動推進課】

【NPO法人】

NPOとは、Non-Profit-Organizationの略で、社会貢献活動や慈善事業などに取り組む民間の非営利組織の総称をいい、特定非営利活動推進法（NPO法）に基づいて法人格を取得した組織をNPO法人といいます。

(3) 生活保護世帯数等の推移

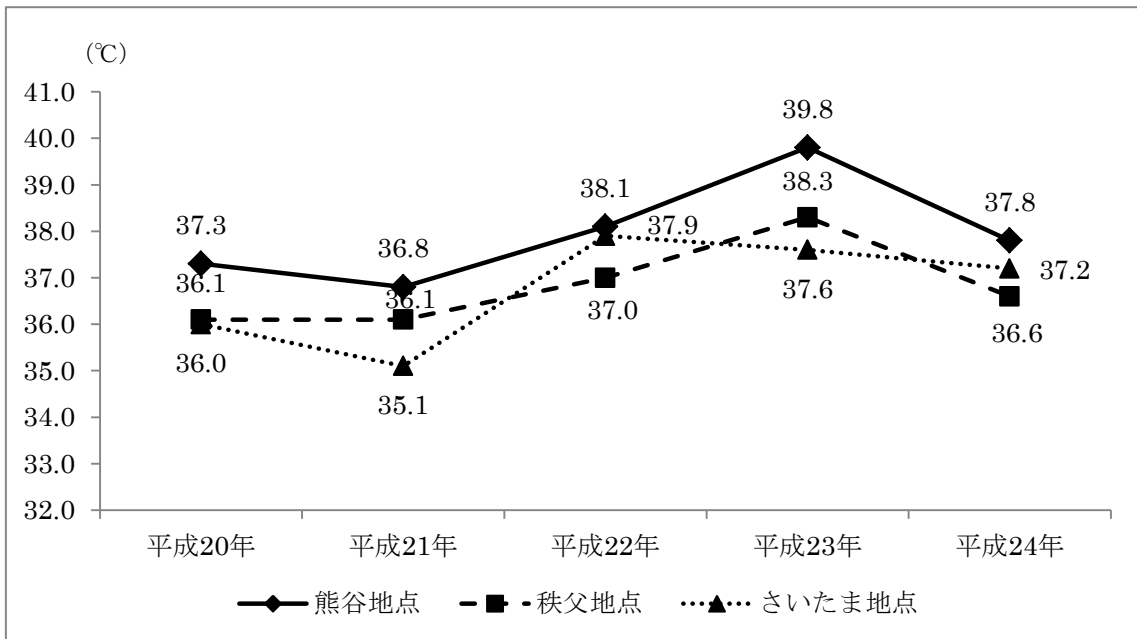
生活保護の世帯数・人員は、年々増加しており、平成20年から平成24年には約1.5倍に増加しています。



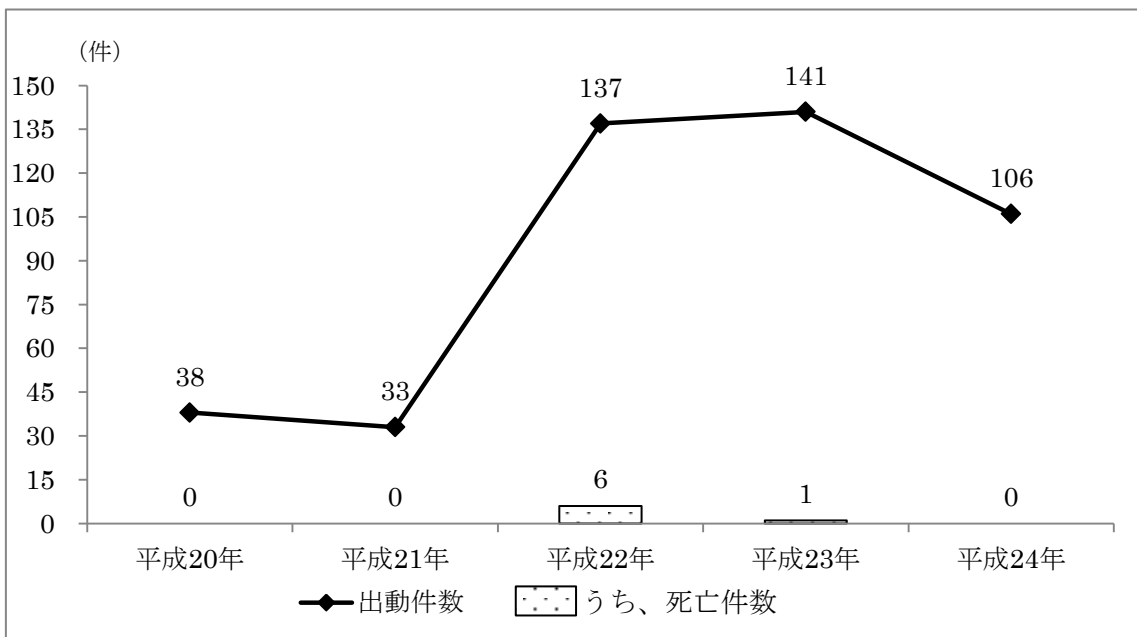
【資料：福祉課】

(4) 最高気温・熱中症による救急出動件数の推移

平成19年に日本最高気温の記録を更新した本市では、熱中症による救急出動件数も多くなっています。



【資料：気象庁】



【資料：熊谷市消防本部】

6 アンケート調査からみる地域福祉の課題

「第2次熊谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の基礎資料とするため、市民が「地域」や「福祉」に対して、どのように考えているかを広く聴取するためのアンケート調査を実施しました。

○調査方法

対象者：2,000人

(市内に住所を有する20歳以上の方から無作為抽出)

調査期間：平成25年4月3日から平成25年4月22日

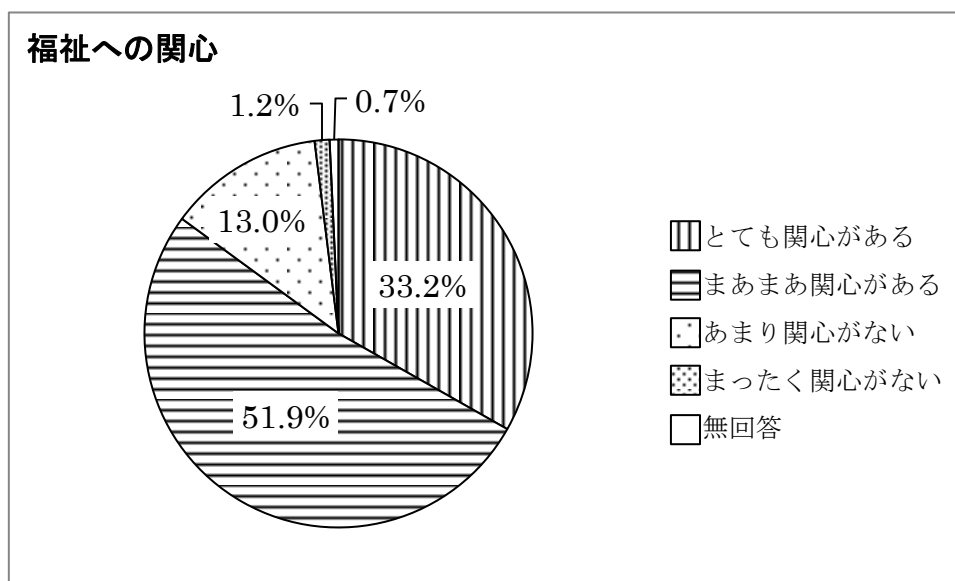
回答者数：810人(男性377人、女性429人、無回答4人)

回答率：40.5%

(1) 福祉への関心・参加状況

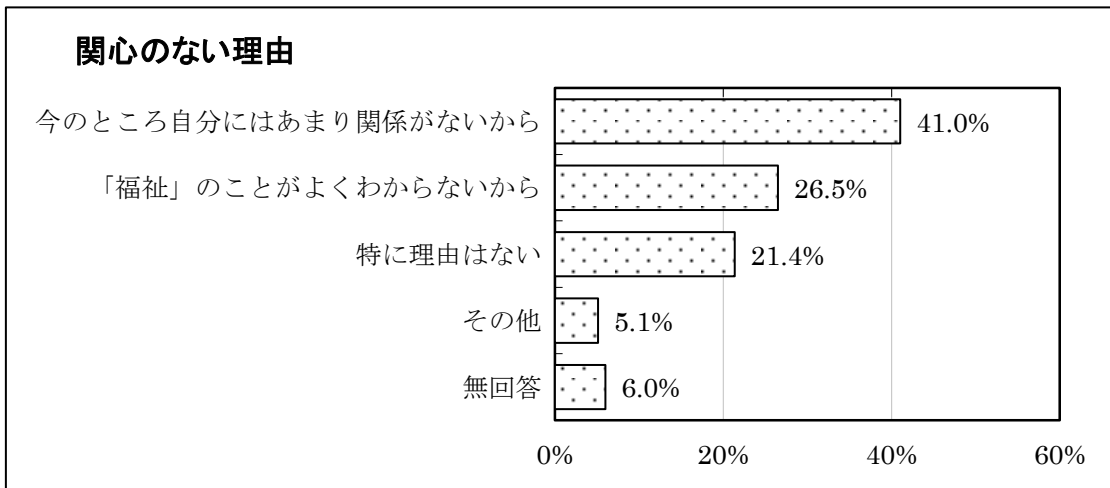
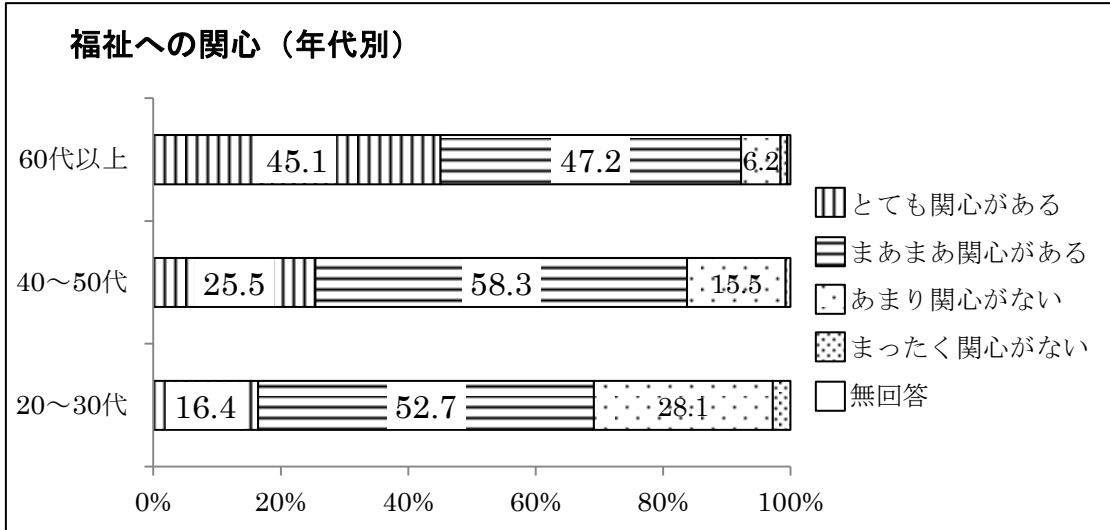
① 福祉への関心

「とても関心がある」と「まあまあ関心がある」を合わせると85.1%が関心があると回答しています。



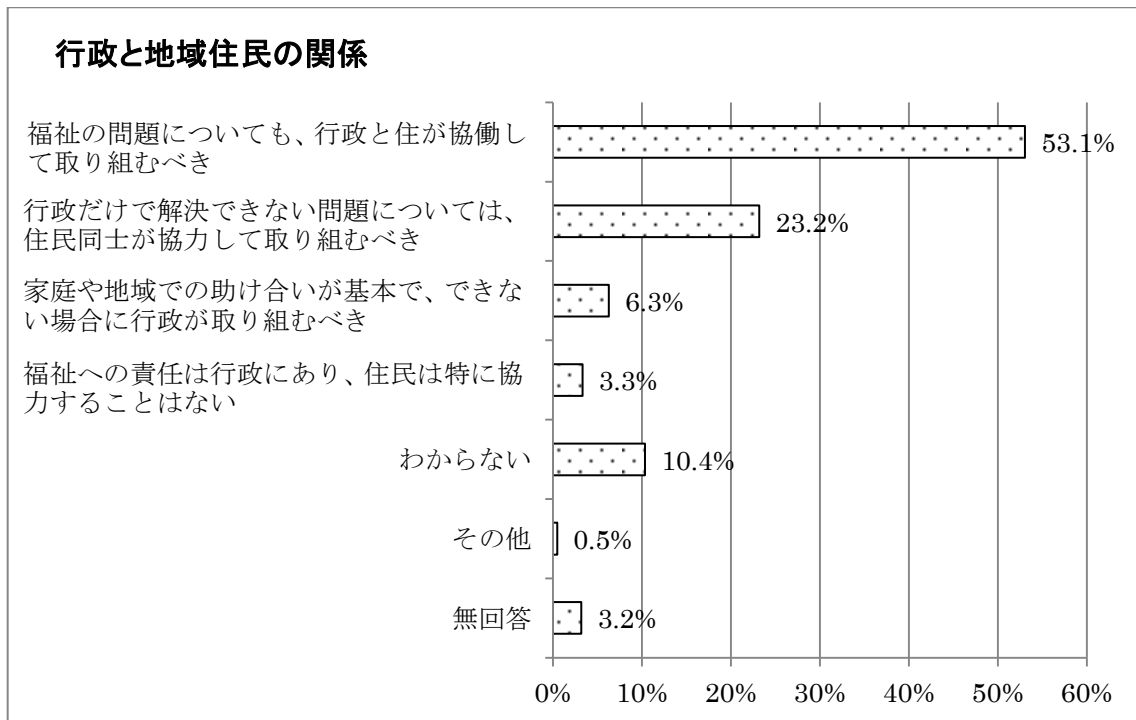
年代別にみると、60歳代以上では、「とても関心がある」と「まあまあ関心がある」を合わせると90%を超えますが、若い世代ほど関心が低くなり、20～30歳代では、69.1%となっています。

また、関心がない理由としては、「今のところ自分にはあまり関係がない」が約4割になっています。



② 福祉のまちづくりに向けた行政と地域住民の関係

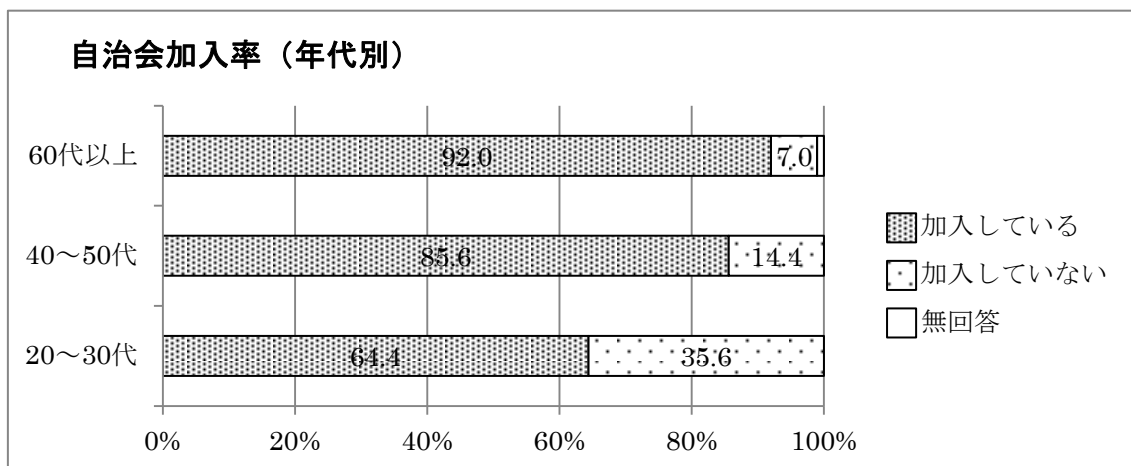
福祉のまちづくりに向けた行政と地域住民の関係について、「行政と住民が協働して取り組むべき」が53.1%と過半数を占め、「行政だけで解決できない問題については、住民同士が協力すべき」、「家庭や地域での助け合いが基本で、できない場合に行政が取り組むべき」を合わせると、8割以上の方が、福祉に関しては住民の参加が必要と考えています。



(2) 地域とのかかわり

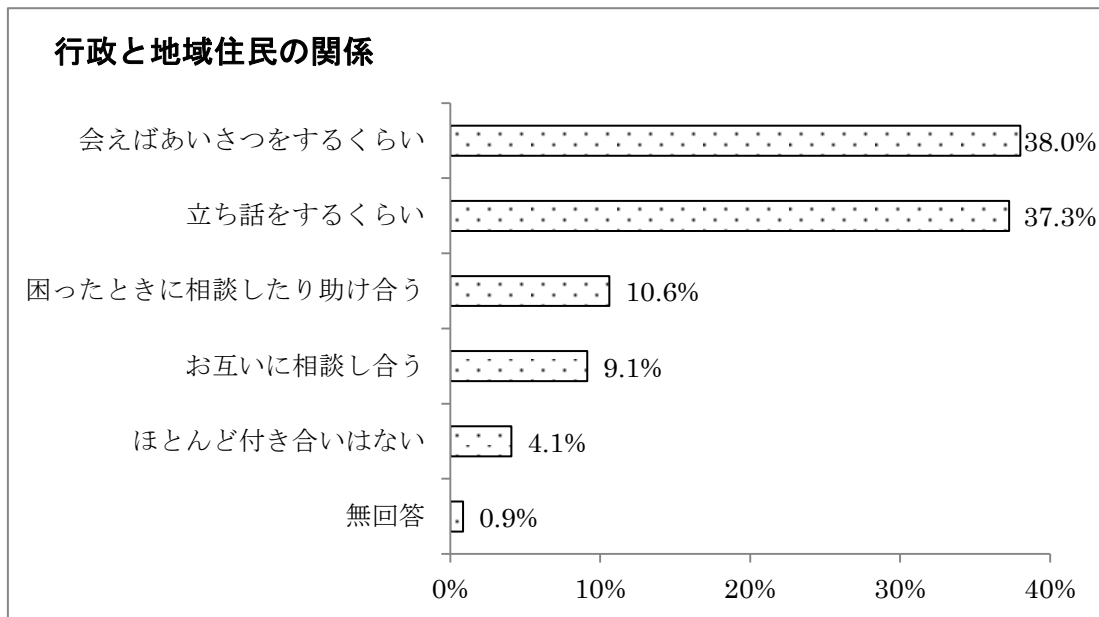
① 自治会加入率

年代別では、60歳以上の92%に対して、20代～30代では64.4%となり、自治会加入率は極端に低くなっています。



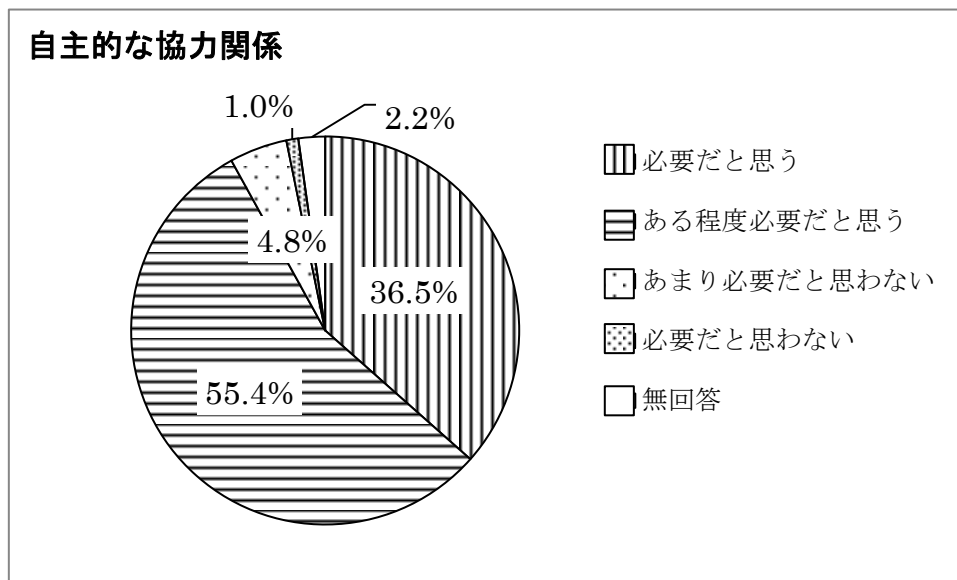
② 近所付き合い

ふだんの近所付き合いについて、「立ち話をするくらい」、「会えばあいさつをするくらい」と4割近くの方が回答しています。



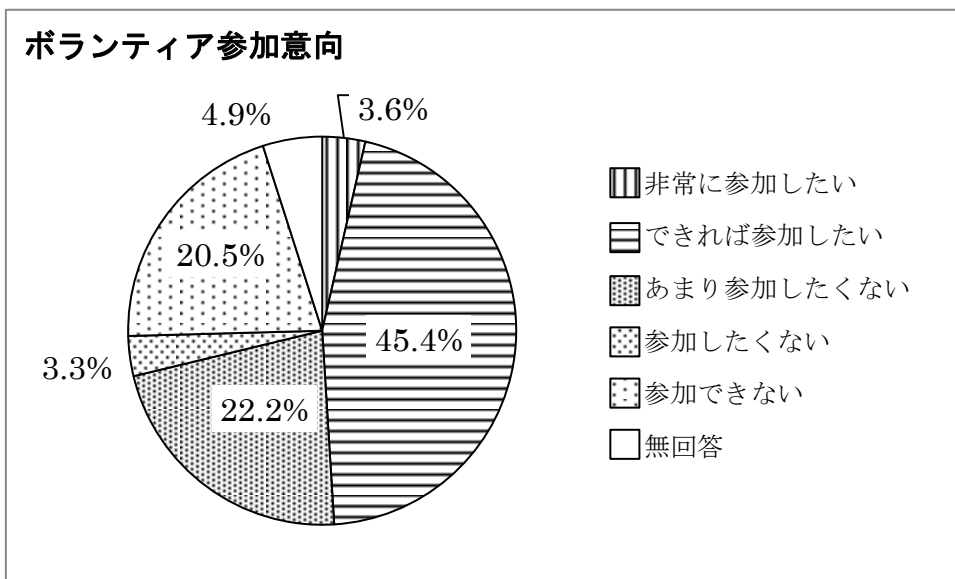
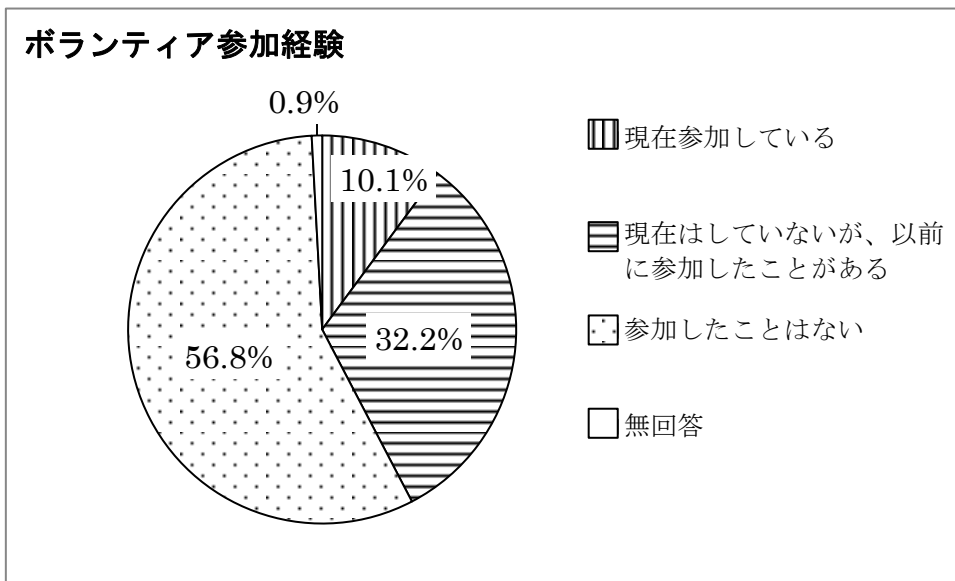
③ 住民相互の自主的な協力関係

地域社会の生活で起こる問題に対しては、約 9 割の方が、住民相互の自主的な協力が必要と考えています。



④ ボランティア活動への参加

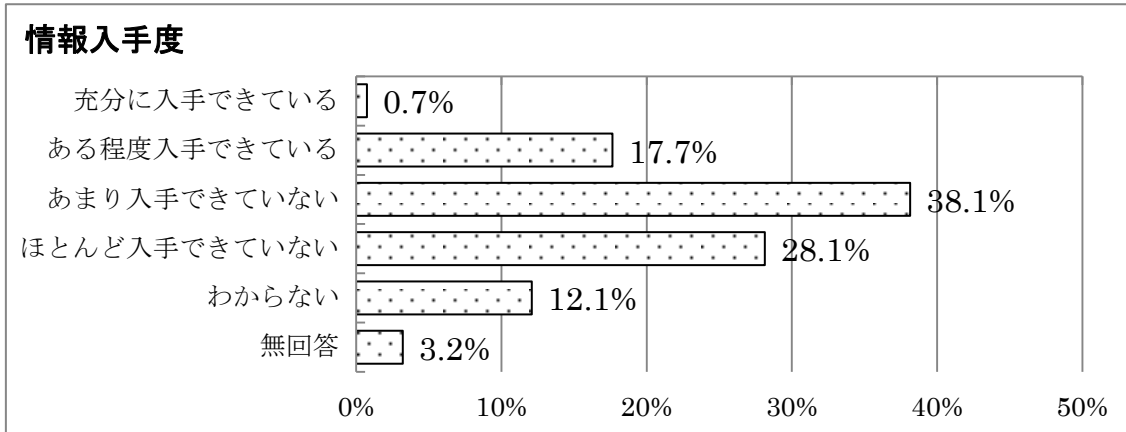
約 4 割の方がボランティアへの参加経験があり、5 割近くの方が、今後ボランティア活動に参加したいと回答しています。



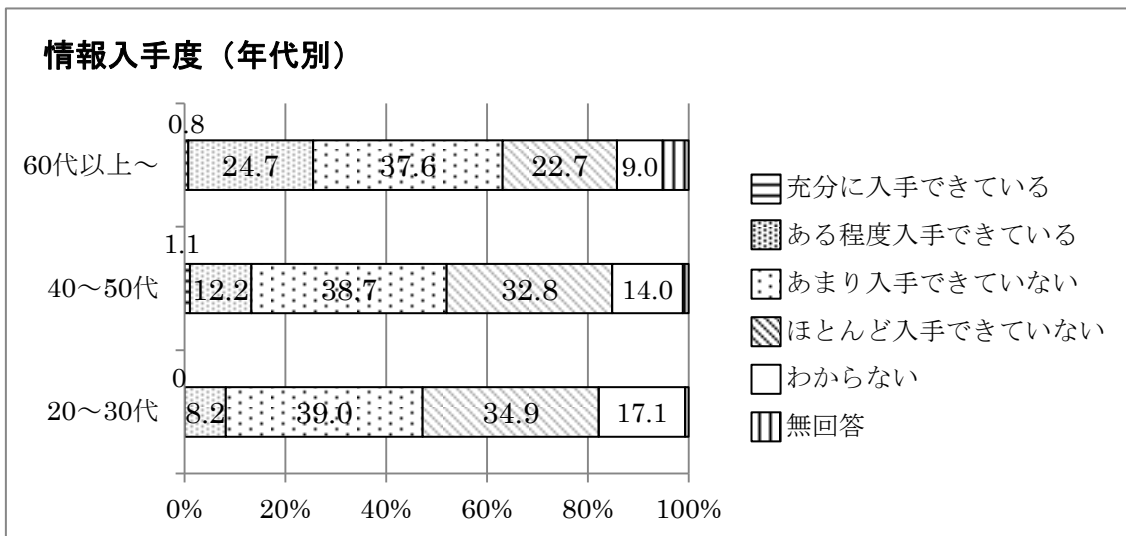
(3) 福祉サービスについての情報

① 情報入手度

福祉サービスに関する情報の入手度については、入手できている割合は18.4%、入手できていないとの回答が66.2%を占めました。

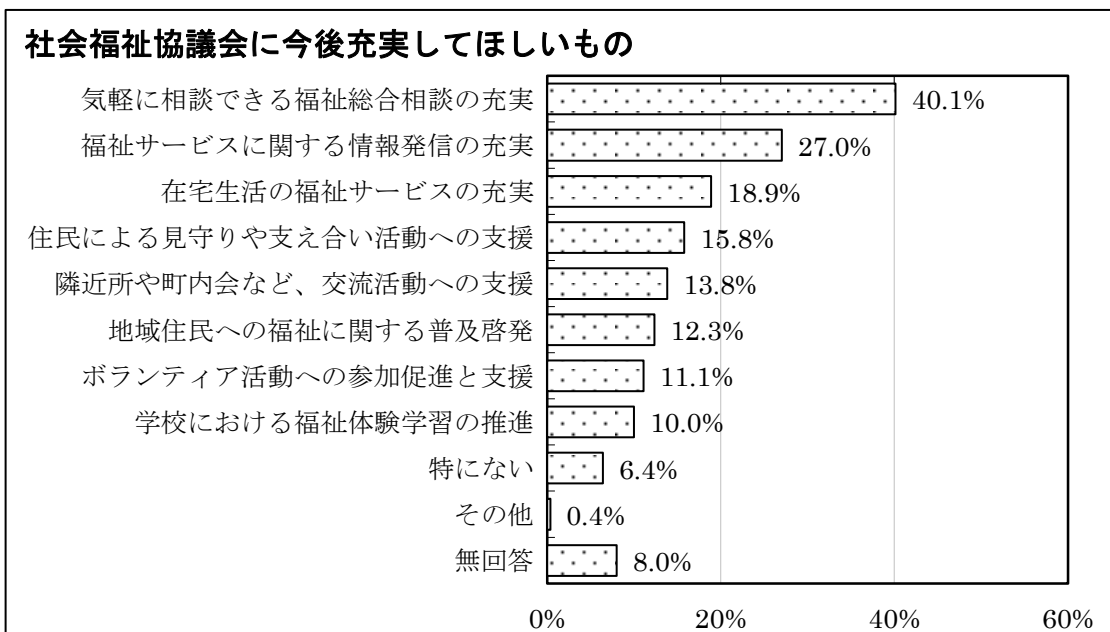
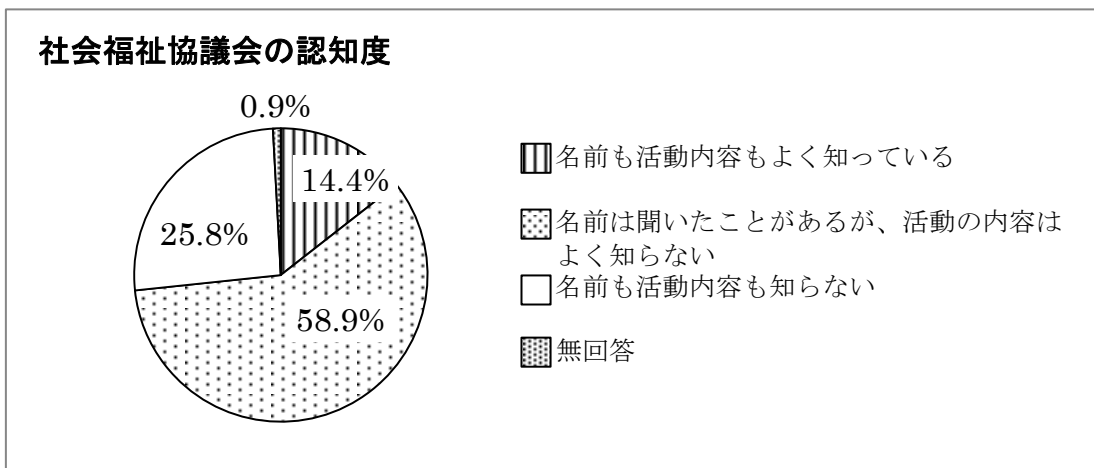
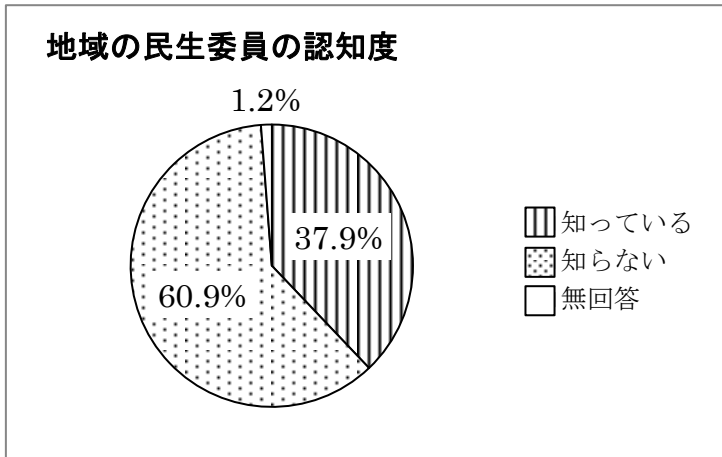


年代別にみると、若年層ほど入手ができていないと回答しています。



② 民生委員・社会福祉協議会の認知度

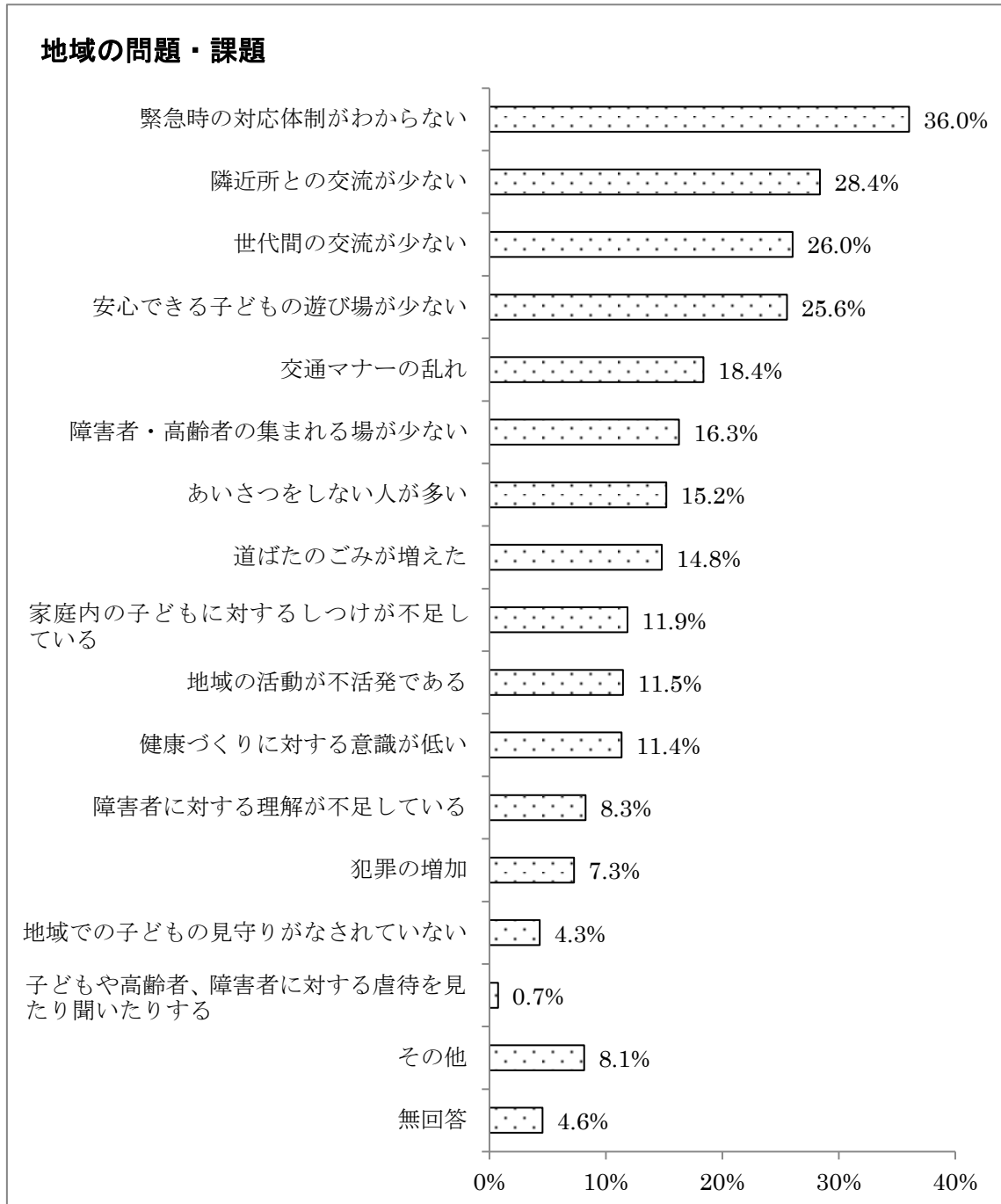
自分の住む地域の民生委員を知っている方は、約 4 割、社会福祉協議会を認知している割合は 73%に留まっています。



(4) 安全・安心について

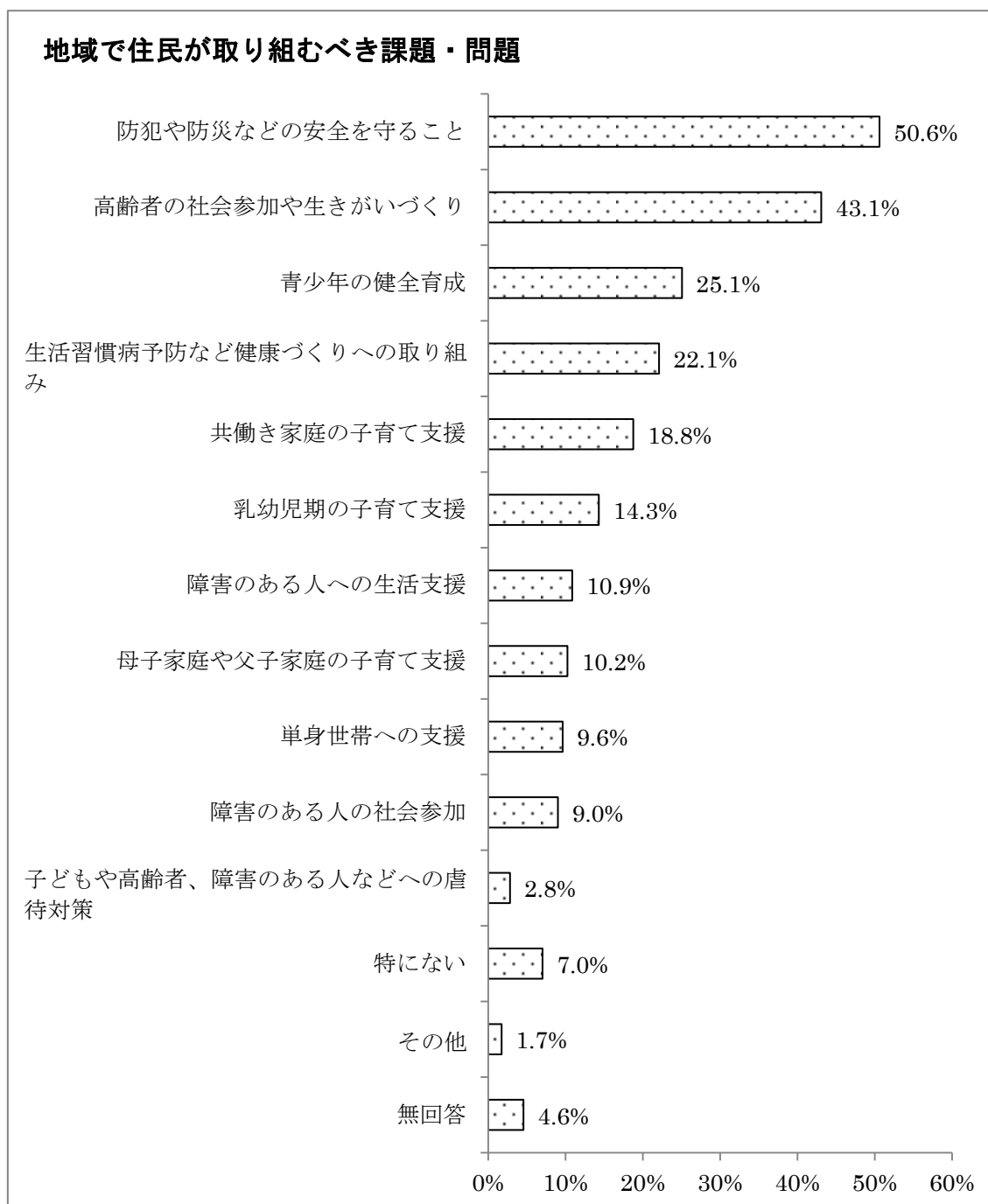
① 地域の問題・課題について

地域の問題・課題について、「緊急時の対応体制がわからない」が36%で1位を占めています。



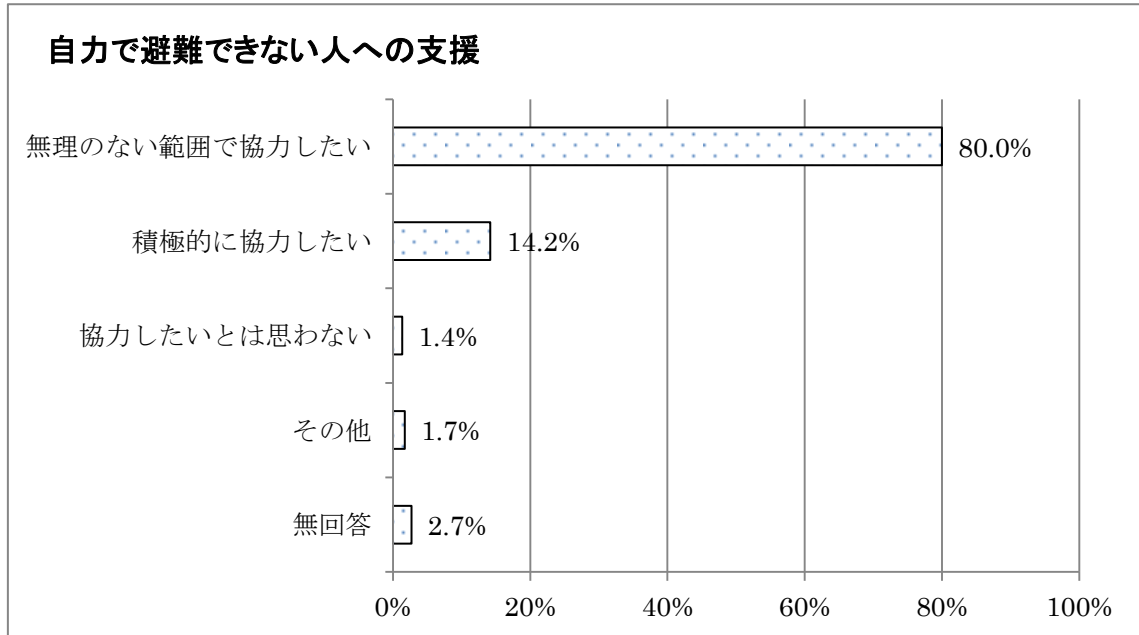
② 地域で住民が取り組むべき課題・問題について

地域で住民が取り組むべき課題として、「防犯や防災など安全を守ること」と答えた方が半数を超えています。



③ 自力で避難できない人に対する支援について

自力で避難できない人に対する支援については、「無理のない範囲で協力したい」を含めると、「協力したい」と考えている方の割合は94.2%となっています。



第3章 計画の基本理念と目標

1 計画の基本理念

基本理念は、本市が目指す地域福祉のあり方の方向性を示す普遍的な理念であることから、第1次計画を継承し、本計画の基本理念を次のように定めます。

人から人へ 心つながる共生都市 くまがや
～一人ひとりが いきいきと 安心して暮らせる福祉のまち～

平成25年3月に策定した「熊谷市総合振興計画後期基本計画」は、熊谷市における地域福祉を推進する基本計画として、9つの政策とリーディング・プロジェクトを柱にして、「川と川 環境共生都市 熊谷」の実現に向けて、市民一人ひとりが誇りと希望を持っていきいきと生活できる共生都市を目指しています。

「第2次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画」では、それぞれの第1次計画の基本理念である「人から人へ 心つながる共生都市 くまがや」、「一人ひとりが いきいきと 安心して暮らせる福祉のまち」を継承することとし、熊谷市と熊谷市社会福祉協議会のそれぞれの立場から取組目標を設定しています。

市民一人ひとりが個々のつながりにより集まり、その集まりが組織となり、組織と組織がつながり合いながら地域となります。人と人が共生する地域づくり実現のためには、市民一人ひとりが取り組む「自助」、地域で協力して取り組む「共助」、行政等が取り組む「公助」がそれぞれ連携、協働することが重要となります。

本計画は「共生」の考え方にに基づき、すべての市民が地域福祉の担い手として、お互いが支えあい、助け合い、しあわせを感じながら安心して暮らせる、心つながるまちづくりを目指します。



2 計画の基本目標

本計画では、計画の基本理念を実現するため、次に掲げる4つの視点を基本目標と定め、社会福祉法で定める地域福祉を推進します。

社会福祉法 第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(1) 市民参加による地域福祉の推進

すべての市民が、地域福祉に関心を持てるよう、必要な情報を正確にわかりやすく伝える仕組みを強化するとともに、福祉教育や情報の提供を充実させ、地域福祉に触れる機会を増やす取組を推進します。

また、ボランティアなど市民活動に参加しやすくするような仕組みづくりを進め、市民の主体的な参加が根付く環境づくりを進めます。

(2) 地域ネットワークによる支え合いの構築

自治会やサロ^{注1}ン、地域のボランティア、サークル活動などを通じて、地域福祉の根幹となる人と人とのつながり・交流が盛んなまちづくりを推進し、地域ぐるみによる支援体制の充実を目指します。

さらに、今後、定年退職を迎える方などの社会参加を促進するため、生涯学習や生きがいづくりによる地域交流の機会を充実させる取組を進めます。

注1【サロン】

参加者を限定せず地域に住む人たちが気軽に立ち寄れる場で、参加者の状況や希望によって自由に活動できます。

(3) 福祉サービスの適切な利用の推進

地域の中で支援を必要としている人が、円滑に福祉サービスを利用することができるよう、市、社会福祉協議会、関係団体のネットワーク化を進め、福祉サービスのニーズを的確に把握し、サービス利用へと結びつける仕組みづくりを推進します。

また、地域の中で市民一人ひとりの人権がお互いに尊重され、自分らしくいきいきと生活できる社会を目指します。

(4) 安全で安心できる生活環境の実現

市民のだれもが安心して暮らすことができるよう、交通安全や防災・防犯体制を強化するとともに、支援を必要とする人を孤立させないよう、地域の見守り、支援体制の充実を図ります。

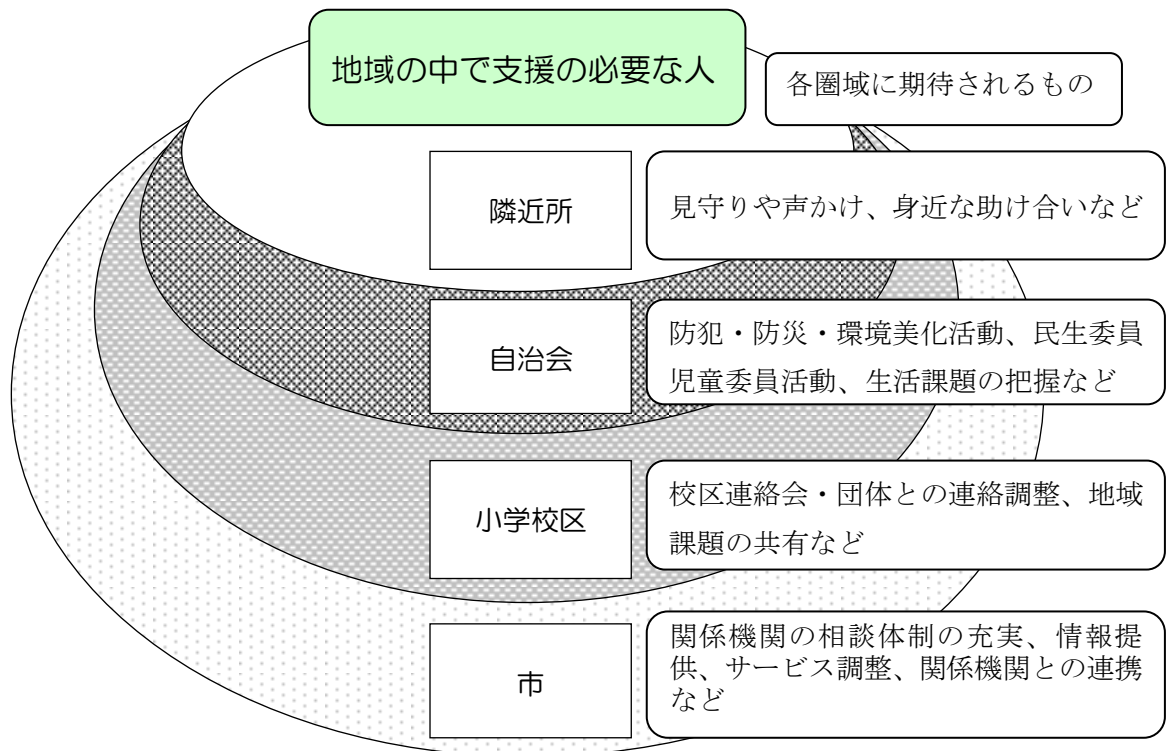
また、すべての人が自由に外に出て活動が行えるよう、快適で住みやすいユニバーサルデザインのまちづくりの推進を図ります。

◎重層的な圏域の設定

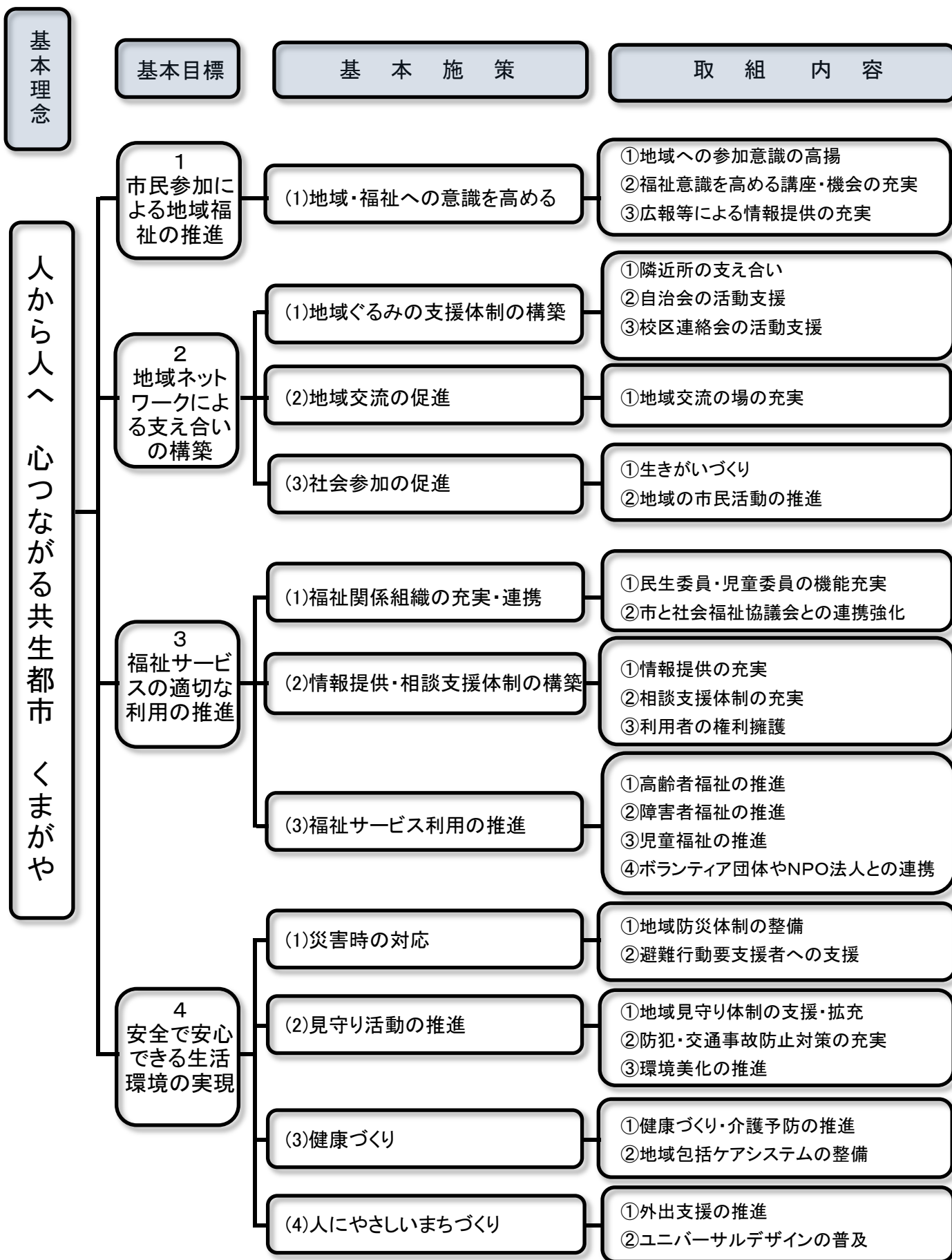
地域に住むすべての人々が、それぞれの課題によって、様々な圏域で関わってきます。地域の捉え方については、個人の課題によっても範囲が異なることから、ひとつの分け方にとらわれず、重層的な圏域を設定することが考えられます。

そして、それぞれの圏域の中で地域の課題を共有し、それぞれに果たす役割を確認し、参画していくことにより、課題の解決につなげることが重要です。

生活圏域のイメージ図



3 計画の体系



第4章 基本施策の展開

第4章では、地域福祉の基本施策を展開するにあたり、まず「現状と課題」を把握し、その課題解決のための取組を「地域が取り組むこと」、「市が取り組むこと」、「社会福祉協議会が取り組むこと」に分けて、それぞれの役割を明らかにしています。

なお、社会福祉協議会の取組については、行動計画であることから「施策・事業」単位で示しています。

基本目標 1 市民参加による地域福祉の推進

(1) 地域・福祉への意識を高める

① 地域への参加意識の高揚

現状と課題

地域福祉の推進には市民の参加・協力が不可欠となりますが、アンケート調査の自治会加入率は、60歳代以上では9割を超えているのに対し、20代～30代は約6割にとどまり、若い世代の加入率の低下が見受けられます。

また、地域の行事や活動などへの参加・協力についても、若年層ほど参加率が低く、近所付き合いが十分であるとはいえない現状です。

しかし、地域社会の生活で起こる問題に対しては、約9割の方が住民相互の自主的な協力が必要と考えており、また、自力で避難できない人に対する支援についても、無理のない範囲で協力したいと考えている人を含めると9割を超える人が協力したいと考えています。

若い世代は、日常では地域との関わりが少ないようですが、災害時等は、地域住民と協力し合って自主的に行動しようという意識を持っている人も多いという結果が出ています。

今後、より多くの市民に地域活動への参加を促すには、若い世代でも関心が持てるような取組を行っていくことが必要です。

【地域が取り組むこと】

- 地域活動に参加しやすい環境をつくりましょう。
- 地域への関心を高め、地域社会の一員として積極的に行事に参加しましょう。
- 回覧板等を活用して地域の行事を発信し、参加の機会を広げましょう。
- お祭りや伝統行事の伝承と参加に努めましょう。

【市が取り組むこと】

- ボランティア活動や地域行事への参加を呼びかけます。
- 地域が行う美化運動や清掃活動について支援・PRを行います。

【社会福祉協議会が取り組むこと】（施策・事業）

○ふれあい・いきいきサロン事業

高齢者や障害者が地域住民と親睦を深め、仲間づくりができる場となる「ふれあいいきいきサロン」を開催する地域住民グループ等を、助成することにより支援します。

○子育てサロン事業

地域で生活している子育て中の親子が気軽に集まり、親睦を深め、仲間づくりができる場となる「子育てサロン」を開催する地域住民グループ等を、助成することにより支援します。

○社会福祉協力校・協力園（所）指定事業

小学校、中学校、高等学校及び保育園（所）の児童生徒に実践学習を基礎とした体験の機会を提供し、社会福祉への理解と関心を高めることにより、温かい思いやりの心を培うことを目的に、その活動に要する経費の一部として助成金を交付することにより支援します。



ふれあい・いきいきサロン

② 福祉意識を高める講座・機会の充実

現状と課題

アンケート調査では、約9割の方々が福祉に関心を示していますが、20～30代では、約3割の方々は関心がないという回答結果となり、若年層に福祉意識が低い傾向が見られます。

福祉意識を高めていくには、学校、地域において福祉教育を推進していく必要があります。この福祉教育とは、子どものみならず、大人を含めたすべての人が対象となる側面があり、地域での福祉活動等を通じて、思いやり、支え合い、助け合いの心を育む取組となります。

また、市では、福祉を目的としたイベントや市民講座を開催し、福祉への理解を深められるような啓発の場を設けていき、一方、地域においては、福祉の要素を取り入れた地域行事の開催を推進し、市民が参加できる機会をつくり、福祉、自治意識を高めていく必要があります。

【地域が取り組むこと】

- 福祉や福祉に関するイベントに対して興味、関心を持ち、ボランティア講座や体験学習、福祉イベントなどに積極的に参加しましょう。
- 福祉活動について理解を深め、学んだことを地域のために生かしましょう。
- 困っている人が困っていると言える地域にしましょう。

【市が取り組むこと】

- 福祉体験学習を受ける機会を支援します。
- 思いやりの心を育み、家庭や地域における教育力の向上を図ります。
- 福祉の意識を高めるため、地域福祉の情報提供を行います。
- 福祉意識を高めるイベントや講習会を開催します。

【社会福祉協議会が取り組むこと】（施策・事業）

○社会福祉協力校・協力園（所）指定事業（再掲）

小学校、中学校、高等学校及び保育園（所）の児童生徒に実践学習を基礎とした体験の機会を提供し、社会福祉への理解と関心を高めることにより、温かい思いやりの心を培うことを目的に、その活動に要する経費の一部として助成金を交付し支援します。

○敬老ポスターコンクール

子ども達が高齢者を敬う心と感謝する心を深めることを目的に、次代を担う小学4年生を対象としたポスターコンクールを実施します。

○福祉体験教室

福祉活動を推進するため、「体験」を通じて理解を深めていただくことを目的として、車いす、アイマスク、高齢者疑似体験等の出前福祉体験教室を実施します。また、障害等のある人の生の声として、体験談を話していただく講師を紹介します。

○在宅福祉サービス備品等の貸出事業

地域福祉における在宅福祉サービス及び福祉活動の充実を目的として行われる諸事業に、備品等を貸し出します。

○夏のボランティア体験プログラム事業

夏休み期間である7、8月を強化月間として、中学生から大人を対象に、社会福祉施設や保育施設等での福祉現場を体験できるメニューを提供します。また、小学生以下の児童と保護者を対象とした「親子のふれあい」をテーマとした体験メニューを提供します。

○ボランティア養成講座

ボランティア活動に興味や関心がありながら、参加の機会が得られなかった方々に、ボランティア活動のきっかけづくりとなる講座を様々なテーマで開催します。

○ボランティアスキルアップ講座

実際にボランティア活動をしている方々の技術の向上を目的として、様々なテーマで講座を開催します。

○熊谷ふれあい広場事業（熊谷市受託事業）

市民の福祉に対する理解を深め、高齢者や障害者など社会的に弱い方々の立場に立って行動できる福祉の豊かな地域社会づくりを目的に、市内の福祉施設、障害者団体と市民が交流する広場を開催します。



夏のボランティア体験



熊谷ふれあい広場

③ 広報等による情報提供の充実

現状と課題

福祉に対する関心度は、若い世代ほど低くなっていますが、関心がない理由として「自分にはあまり関係がない」「福祉のことがよくわからない」とする回答も多く、住民の福祉への関心を維持し、若い世代の関心を高めるためにも、分かりやすく効果的に情報提供を行う必要があります。

現在、インターネットの普及により入手できる情報量は飛躍的に増え、^{注1}ツイッターや^{注2}フェイスブックなど手軽に情報を発信できる環境も整いました。これらの媒体を情報提供のために積極的に利用するとともに、市や社会福祉協議会の広報紙や地域の回覧板など従来からの提供方法も一層充実させていくことが重要です。

また、媒体を通じてだけでなく、市役所、社会福祉協議会の窓口や、住民同士の人から人へ直接情報が伝わる場の充実に取り組むことも必要です。

【地域が取り組むこと】

- 市や社会福祉協議会が発行する広報紙やホームページを確認し、情報の収集を心がけましょう。
- 市の行事やイベント情報は、情報を得にくい人にも伝えて地域の中で共有しましょう。
- 高齢者・障害者の集会等に参加し、情報の交換・共有化を行いましょう。

【市が取り組むこと】

- 市のホームページや広報紙など従来の方法に加え、ツイッターやフェイスブックなどを通じて、地域の福祉活動を積極的に情報発信します。
- 熊谷地域ポータルサイト^{注3}を活用し、広く情報を提供します。
- 社会福祉協議会やボランティアセンター、地域福祉団体等の活動についての周知を図ります。

【社会福祉協議会が取り組むこと】（施策・事業）

○広報紙「社協だより」の発行
事業のPR、イベントや講座の募集、各種福祉情報を掲載し、市民に社会福祉協議会を周知するとともに、地域福祉について理解を深める機会や地域活動への参加のきっかけになることを目的として、広報紙「社協だより」を年4回発行します。
○社会福祉協議会ホームページの作成
事業のPR、イベントや講座の募集、ボランティア・市民活動団体の紹介等、各種福祉情報を掲載します。
○視覚障害者音訳事業
視覚障害者に対し、定期的に発行されている公的な広報誌等をカセットテープやCDに音訳録音したものを配付し、情報提供することにより、地域社会との関連を深めることを目的とします。

注1【ツイッター】

140文字以内の「ツイート」と称される短文を投稿できる情報サービス。

注2【フェイスブック】

インターネット上で特定の関心をもつ人同士が出会うチャンスをつくり、情報交換ができるようにするサービス。

注3【熊谷地域ポータルサイト】

熊谷市内の行事・イベントやお店の情報をホームページ上に提供し、地域の振興や市民活動・生活を支援するサイト。

基本目標2 地域ネットワークによる支え合いの構築

(1) 地域ぐるみの支援体制の構築

① 隣近所の支え合い

現状と課題

アンケート調査では、9割以上の方が、地域社会での生活で起こる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が必要だと考えていることがわかりました。

しかし、近所の人との交流は、立ち話をしたり、会えばあいさつをする程度で、「向う三軒両隣」の関係は薄れ、お互いに訪問し合ったり、困ったときに相談したり助け合ったりする関係は少なくなっているのが現状です。

住民相互の交流を深め、隣近所の支え合いの関係を築いていくには、小さなことですが、日頃からあいさつや声かけに心がけ、顔見知りの関係をつくることが大切です。

【地域が取り組むこと】

- 身近なあいさつや声かけを積極的に行い、顔見知りの関係をつくりましょう。
- お互いを思いやる相互扶助の精神で、近所との交流を深めましょう。

【市が取り組むこと】

- 地域住民同士がつながりを持てるコミュニティ機能の強化を支援します。
- 民生委員による見守り活動を支援します。

【社会福祉協議会が取り組むこと】（施策・事業）

○地域ネットワーク友愛事業

見守りが必要な単身高齢者や障害者の安否確認を行い、生活上の孤立を解消し、地域の輪を築くことを目的として、友愛訪問、友愛電話、友愛通信、友愛交流会を実施します。

○ふれあい弁当サービス事業

単身高齢者世帯等の見守り活動の一環として、孤独感の解消、生活の安定と健康維持を図るため、市民の参加と協力により、ふれあい弁当を配達します。



友愛電話交流会

② 自治会の活動支援

現状と課題

地域コミュニティの役割が改めて注目されている中、日常生活の中で最も身近なコミュニティ組織として自治会があります。

しかし、自治会加入率の低下や役員の後継者不足といった課題があり、さまざまな活動に支障を来すことが多くなっています。また、会員が退会する理由として、「高齢」ということを挙げる場合が多いという問題があります。

今後は、自治会の加入率の向上を図るとともに、活動を担う人材を育成する必要があります。

また、高齢者など本当に地域とのつながりが必要な人々が退会することなく、継続して自治会活動に参加できる仕組みづくりが必要です。

【地域が取り組むこと】

- 自治会に未加入の場合は加入しましょう。
- 声をかけ合って、自治会活動に参加しましょう。
- 自治会の企画運営に参画しましょう。

【市が取り組むこと】

- 地域のつながりを強化するため、自治会への加入を促進します。
- 自治会活動を支援し、地域の自主的自発的な活動の活性化を推進します。
- 自治会活動等市民活動の担い手となる人材の育成を支援します。

【社会福祉協議会が取り組むこと】（施策・事業）

○地区社会福祉協議会活動費助成事業

住民参加による地域福祉活動を通じて、地域のふれあいを高めるとともに、市民一人ひとりの福祉課題を地域全体の課題としてとらえ、その解決に向けた取組を行う地区社協、自治会に対し、活動費を助成することにより支援します。

③ 校区連絡会の活動支援

現状と課題

校区連絡会は、小学校の区域ごとに市内30校区に組織されており、自治会や長寿クラブ、PTA、女性団体をはじめとした地域の各種団体で構成されています。地域福祉の重要な役割を担う組織として、地域の課題解決や地域おこしのための活動に自主的に取り組んでいます。

地域コミュニティの重要性が再認識される中、今後も、子どもから高齢者まで多世代の住民が、校区連絡会をはじめとした地域活動へ参画していくことが大変重要です。

【地域が取り組むこと】

- 地域の中で活動する団体が連携し、問題の共有化と解決に向けて取り組みましょう。
- 自治会や長寿クラブ、PTAなど地域団体が行う活動に参加しましょう。

【市が取り組むこと】

- 地元に着した活動を行う校区連絡会を支援し、自主的・主体的なまちづくりを推進します。



校区連絡会による「花いっぱい運動」

(2) 地域交流の促進

① 地域交流の場の充実

現状と課題

近隣との交流が少なく、地域のつながりの希薄化が進んでいる現状において、「人と人とのつながり」や「地域の支えあい」を深めていくには、誰もが無理なく自然体で集い、交流できる拠点となる「地域交流の場」を設けることが、不可欠となります。

現在もボランティア団体、民生委員児童委員協議会、自治会等による「サロン」がありますが、その数は少なく、地域住民が主体となって運営する交流の場をより一層増やしていく必要があります。

【地域が取り組むこと】

- ひとり暮らしの高齢者など地域の人が集まれるサロンづくりを進めましょう。
- 地域イベントを通じて、子どもの交流、大人の交流、世代間交流に努めましょう。
- さまざまな世代の人が誰でも気軽に立ち寄ることができる環境づくりを進めましょう。

【市が取り組むこと】

- 地域社会と交流している長寿クラブなど高齢者団体の活動を支援します。
- 民生委員・児童委員による子育てサロン活動を支援します。
- 子育てサークル等を支援し、保護者の参加・交流を促進します。
- 高齢者や障害のある人と児童・生徒がふれあう機会の拡大に努めます。
- 公園サポーター制度^{注1}を推進し、地域の交流の促進と地域拠点としての公園の魅力を高めます。
- 公共施設や民間施設の活用を図り、地域住民が集える活動拠点づくりを進めます。

【社会福祉協議会が取り組むこと】（施策・事業）

○ふれあい・いきいきサロン事業（再掲）

高齢者や障害者が地域住民と親睦を深め、仲間づくりができる場となる「ふれあいいきいきサロン」を開催する地域住民グループ等に助成することにより支援します。

○子育てサロン事業（再掲）

地域で生活している子育て中の親子が気軽に集まり、親睦を深め、仲間づくりができる場となる「子育てサロン」を開催する地域住民グループ等に助成することにより支援します。

○うちわ祭観覧事業（ウエルフェア・エリア設置事業）

日頃から社会との接触の少ない社会福祉施設の入所者を招待し、勇壮な山車と屋台の叩き合いの感動を提供することを目的としたうちわ祭年番町が実施する、うちわ祭観覧事業を支援します。

注1【公園サポーター制度】

地元の自治会やボランティア団体等と協定を結び、公園の管理、運営を任せ
る制度。



うちわ祭観覧事業

(3) 社会参加の促進

① 生きがいづくり

現状と課題

地域関係の希薄化や高齢化など社会環境の変化に伴い、人との交流や地域との関わりが持てる生きがいづくりの重要性は増大してきています。

特に、**団塊の世代**^{注1}が大量退職した今日、高齢者が元気で生きがいを持ち自立した生活を送るための受け皿を、地域の中で用意することが求められています。

現在、市では生涯学習をはじめとして、スポーツ・レクリエーション活動の推進に取り組むとともに、地域の中で指導を行う人材の育成も行っています。今後も地域の中にさまざまなサークル等が活動し、誰もが人とのつながりを持ち、生きがいを持って生活できる環境づくりが重要となります。

【地域が取り組むこと】

- 同じ趣味を持つサークル活動に積極的に参加しましょう。
- 公民館活動に参加し、芸術・文化活動等生きがいづくりに努めましょう。
- 地域の文化や歴史を学び、継承しましょう。

【市が取り組むこと】

- 講座・講習会を充実し、生涯学習及びスポーツ・レクリエーション活動を支援します。
- 生涯学習及びスポーツ・レクリエーション活動の場を提供するため、施設の整備を進めます。
- 学習グループなど自主的な学習活動を支援します。
- 郷土の美術、歴史、民俗、自然に関する講演会や講座、体験学習等を実施します。
- 地域で活動する指導者の発掘、充実に努めます。

【社会福祉協議会が取り組むこと】（施策・事業）

○ボランティアセンター運営事業

ボランティア活動をしたい人とボランティアを要請したい人とをつなげることを目的に、ボランティアに関する相談、登録、要請、派遣事業を行います。また、活動中の事故等を補償するためのボランティア保険の手続きを行います。

○ボランティア活動の推進

ボランティア活動の内容紹介を積極的に行うとともに、活動を呼びかけ、市民の自主的で社会性のあるボランティア活動を積極的に推進します。

○ふれあい・いきいきサロン事業（再掲）

高齢者や障害者が地域住民と親睦を深め、仲間づくりができる場となる「ふれあいいきいきサロン」を開催する地域住民グループ等を、助成することにより支援します。

注 1 【団塊の世代】

昭和22年から昭和24年生まれの世代。



ふれあいいきいきサロン

② 地域の市民活動の推進

現状と課題

住民同士の関係の希薄化、世代間交流の減少、高齢化による地域コミュニティの活力の低下などにより、地域における課題は多様化しています。今後、様々な問題を解決していくためには、行政だけでなく市民自らも地域づくりに参加し、課題に取り組んでいく姿勢が求められます。

アンケート調査では、約 4 割の人がボランティアへの参加経験があり、今後ボランティア活動に参加したい人も約 5 割にのぼります。このような人に向け、地域のボランティア団体の紹介や、活動内容等の情報を届け、参加を促し、地域で活動してもらうことは重要です。

また、時間に余裕が無い人や体力的な問題がありボランティア活動に参加できないと考えている人にも情報を提供し、今後の活動参加への意欲を高めていくことも大切です。

それとともに、現在活動している市民活動団体に対する相談や活動周知の支援といった取組を進め、新たに活動を始める団体に対する支援を充実させることで、地域の市民活動を活性化させることも求められています。

【地域が取り組むこと】

- ボランティア活動に関心を持ち、情報を収集し積極的に参加しましょう。
- 市民活動団体のホームページを立ち上げたり、広報紙を発行したりして、その活動を周知し、参加を呼びかけましょう。

【市が取り組むこと】

- 市民活動の促進と協働のまちづくりの推進を図るため、市民活動団体の活動を支援します。
- 市民活動保険への加入及び市民活動情報の提供を行います。
- 市民活動支援センターを、市民活動団体の活動拠点として提供します。

【社福祉協議会が取り組むこと】（施策・事業）

○ボランティアセンター運営事業（再掲）

ボランティア活動をしたい人とボランティアを要請したい人とをつなげることを目的に、ボランティアに関する相談、登録、要請、派遣事業を行います。また、活動中の事故等を補償するためのボランティア保険の手続きを行います。

○市民活動の推進

市民の自主的で公益性のある市民活動を積極的に支援し、市民団体との協働や団体間の相互連携を推進します。



ボランティア養成講座

基本目標3 福祉サービスの適切な利用の推進

(1) 福祉関係組織の充実・連携

① 民生委員・児童委員の機能充実

現状と課題

生活保護受給者や社会的孤立などにより生活に困窮する市民が増加する中、早期にその支援を行い、自立の促進を図るための体制整備が求められています。

福祉課題の多様化や支援を必要とする世帯の増加により、地域の身近な相談援助窓口として民生委員・児童委員の役割はますます重要となっています。しかし、民生委員・児童委員に地域福祉推進の担い手としての役割が期待されているにもかかわらず、アンケート調査においては、前回の調査と同様、地域での認知度がなかなか上がらない状況にあります。

民生委員・児童委員活動をさらに推進するためには、委員制度やその活動内容を広く市民に周知するとともに、関係機関との連携により適切な地域の情報が得られるようなネットワークを構築するなど、活動しやすい環境づくりを進める必要があります。

【地域が取り組むこと】

- 身近な相談相手として、民生委員・児童委員とかわりを持つようにしましょう。
- 民生委員・児童委員の活動に対する理解を深めましょう。
- 地域で民生委員・児童委員の活動に協力しましょう。

【市が取り組むこと】

- 民生委員・児童委員の役割や活動について、市民に周知するとともに、民生委員・児童委員事業を支援します。
- 民生委員・児童委員による地域福祉活動が円滑に行われるよう必要な個人情報適切に提供します。
- 民生委員・児童委員と各種団体組織とのネットワーク構築を支援し、活動内容の強化を図ります。

【社会福祉協議会が取り組むこと】（施策・事業）

○民生委員・児童委員活動費助成事業

地域の身近な相談相手として必要な支援を行い、また、支援を必要とする住民をつなぐパイプ役を務める民生委員・児童委員によって構成される協議会（民生委員・児童委員協議会）に対し、その活動費を助成することにより支援します。



民生委員・児童委員大会



民生委員・児童委員による子育てサロン

② 市と社会福祉協議会との連携強化

現状と課題

社会福祉協議会は、地域福祉の推進の中心的担い手として位置づけられています。地域福祉の推進にあたっては、地域コミュニティやボランティア・NPO法人^{注1}、民生委員・児童委員、保健・医療・福祉関係機関、社会福祉協議会、行政など様々な活動主体が協力し、地域の生活課題の解決に向けた取組を行っていくことが重要になります。

そこで、地域単位や市全体で公的福祉サービスと地域における支え合い活動などを組み合わせて、地域の生活課題を地域全体で解決するための仕組みである推進体制の整備を進めていく必要があります。

このため、社会福祉協議会が中心となって、地域福祉のネットワークづくりを市と連携して取組む必要があります。

また、社会福祉協議会の活動の内容については、前回の調査と同様、アンケート調査においても、市民への認知度が低い状況にあります。市や社会福祉協議会では、広報紙やホームページ等を通じて福祉サービス等の情報を発信していますが、さらに地域福祉の理解を深め、活動への参加につながるような情報の充実と提供方法の工夫が求められています。

【地域が取り組むこと】

- 「社協だより」やホームページなどを読み、社会福祉協議会への理解を深めましょう。
- 社会福祉協議会が行う事業に積極的に参加しましょう。

【市が取り組むこと】

- 地域福祉のネットワークづくりを推進するため、活動の中心となる社会福祉協議会の事業運営等の支援を行います。
- 地域福祉推進体制を整備するため、市と社会福祉協議会との定期連絡会を開催します。
- 「社協だより」や社会福祉協議会ホームページによる情報の周知を支援します。

【社会福祉協議会が取り組むこと】（施策・事業）

○市とのパートナーシップの強化
地域の生活課題や地域福祉の理念等を市と共有化し、地域福祉を推進します。
○プロジェクトチームの活用
社会福祉協議会の認知度向上を目指して結成した職員によるプロジェクトチームを活性化させ、地域福祉の推進等の取組を行います。
○社会福祉協議会会員・支援者の拡大
社会福祉協議会活動の趣旨・事業内容の成果の報告や紹介を積極的に行い、会員・支援者の拡大に努めます。
○広報紙「社協だより」の発行（再掲）
事業のPR、イベントや講座の募集、各種福祉情報を掲載し、市民に社会福祉協議会を周知するとともに、地域福祉について理解を深める機会や地域活動への参加のきっかけになることを目的とし、広報紙「社協だより」を年4回発行します。
○社会福祉協議会ホームページの作成（再掲）
事業のPR、イベントや講座の募集、ボランティア・市民活動団体の紹介等、各種福祉情報を掲載します。

注1【NPO法人】

Non-Profit Organization（ノン・プロフィット・オーガニゼーション）の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

(2) 情報提供・相談支援体制の構築

① 情報提供の充実

現状と課題

介護保険制度や障害者総合支援法（平成24年度までは障害者自立支援法）が施行されたことにより、利用者が希望する福祉サービスを選択する時代へと大きく変わり、概ね定着したところです。

これまでの間、利用者が自分に適したサービスを的確に選択できるよう、十分な情報が提供される体制整備に努めてきましたが、アンケート調査においては、福祉サービスの情報を入手できている市民の割合は約2割で、ほとんど入手できていないと感じる市民が3割弱となっていることから、いまだに不十分な点があることがうかがえます。

このようなことから、一人ひとりの要介護や障害の状況及び家族等の支援の状況に応じた適切なサービスが利用できるよう、今後も引き続き情報提供やその手段をさらに充実させ、必要な情報が手に入れられる環境づくりが必要です。

【地域が取り組むこと】

○市や社会福祉協議会の広報紙やパンフレットなどを活用し、福祉サービスに関する情報を取り入れましょう。

【市が取り組むこと】

○市報や市のホームページに福祉に関する情報を積極的に掲載します。
○広報紙やホームページの充実と情報のバリアフリー化の推進を図ります。

【社会福祉協議会が取り組むこと】（施策・事業）

○市民にわかりやすい福祉情報の提供

社協事業のPRをはじめ、福祉サービスや各種制度を周知するため、幅広く情報を収集し、わかりやすく提供できるよう努めます。

② 相談支援体制の充実

現状と課題

アンケート調査によると、福祉に関することを総合的に相談できる場所が求められています。これは、ここ数年、市民からの相談内容が多様化、複雑化したため、相談窓口が専門分化したことにより、相談先がわからず、地域の中で生活課題を抱え、社会的に孤立している人が存在しているためであると考えられます。

現在、行政を中心とし、その他民間の専門的な相談機関がそれぞれ分野ごとに窓口を設置しています。相談者を適切に福祉サービスにつなげられるように、役割分担を明確にし、市関係各課、社会福祉協議会、関係機関（団体）等を結ぶネットワークを構築していくなど、相談支援体制及び相談機能を強化していく必要があります。

その一方、公的な相談機関だけでなく、民生委員・児童委員協議会や自治会連合会等との連携をより一層図り、身近で気軽に相談できる体制づくりもあわせて強化していく必要があります。

また、生活困窮者に対する相談支援についても、公的機関と民間機関の協働による包括的・総合的な相談体制を構築することが必要です。

【地域が取り組むこと】

- 市や社会福祉協議会の相談窓口を積極的に利用しましょう。
- 隣近所の人と相談し合える関係づくりに努めましょう。

【市が取り組むこと】

- 障害者相談支援センター、障害者虐待防止センターと連携し、虐待の防止・早期発見等障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
- 地域包括支援センター等と連携し、高齢者の相談支援体制を強化します。
- 児童の養育、学校や家庭での問題、交友関係や非行に関する問題等家庭児童福祉に関する相談を行います。
- 包括的かつ継続的な自立相談支援事業を実施し、生活困窮者支援制度の充実を図ります。
- 配偶者等からの暴力（DV^{注1}）を中心に、暴力被害に伴う夫婦間の問題などの相談体制の充実を図ります。
- 市各部門で受けた相談等に対し、各行政分野が連携して対処できる体制を整備し、ネットワーク化を図ります。また、福祉に関する総合相談窓口の設置に努めます。

【社会福祉協議会が取り組むこと】（施策・事業）

○相談機能の強化
相談窓口で受けた各種の相談を社会福祉協議会内でその情報を共有化するとともに、市や関係機関等との連携の仕組みづくりを行うことにより、総合相談への取組を強化します。
○熊谷市福祉資金貸付事業
低所得者世帯で、臨時的出費や収入欠如等のため、生活を脅かされ及びその恐れがあり、生活維持のための応急的な資金を必要とする世帯に貸付を行い、生活の安定と自立の助長を図ります。
○生活福祉資金貸付事業
低所得者世帯、障害者世帯または、高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その世帯の安定した生活と経済的自立を図ります。
○熊谷市善意銀行
市民から寄せられた善意の金品を受け入れ、支援の必要がある低所得者世帯に配分や貸付けを行い、生活の安定と自立を図ります。
○相談活動の充実
市民が福祉に関する相談を気軽にできるよう、地域包括支援センターなどと協働し「出張総合相談窓口」の体制整備を行い、様々な相談に幅広く応じていきます。

注1 【DV】

ドメスティック・バイオレンス。配偶者や恋人など親密な間柄で行われる暴力で、身体的・精神的・性的・経済的暴力のこと。

③ 利用者の権利擁護

現状と課題

介護保険制度や障害者総合支援法に基づく福祉サービスの利用については、利用者自らが必要なサービスを選択するという主体性の尊重と自立への支援が基本的な考え方となります。

そのためには、福祉サービスを利用するにあたって、利用者の権利が保障される制度が活用されることが必要となります。

利用者の権利を守るため、今後も、成年後見制度や日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）の周知を図り、利用促進と支援に努めます。

【地域が取り組むこと】

- 権利擁護制度についての理解を深めましょう。
- 支援が必要な人へ情報提供しましょう。

【市が取り組むこと】

- 判断能力の十分でない障害者や重度の認知症高齢者の権利を擁護するため、必要なサービスが行き届くよう、関係機関との連絡調整を図りながら制度の周知と利用促進を図ります。

【社会福祉協議会が取り組むこと】（施策・事業）

○福祉サービス利用援助事業

判断能力の不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある方で、一人で生活するには不安のある方が安心して生活できるように生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用料の支払いや日常金銭管理等について援助します。

(3) 福祉サービス利用の推進

① 高齢者福祉の推進

現状と課題

高齢者人口は、平均寿命の延伸により年々増加し、平成27年には、いわゆる団塊の世代の方すべてが65歳以上となります。

これからは、高齢者の方が、いかに地域の中で元気に自立した生活を送ることができるかが求められており、元気なうちから介護予防の取組を強化することが、一層重要となってきています。

また、認知症高齢者や高齢者虐待等の増加も予想され、地域でのサポート体制、見守り体制づくりなどが重要となっています。

さらに、平成12年から始まった介護保険制度では、増加する給付費を抑制するため、サービス利用や給付の適正化が求められ、制度の安定的な運営が課題となっています。加えて、介護を担う人材の確保も課題となっています。

今後は、高齢者福祉サービスの充実を図るとともに、ボランティア団体等と連携し、公的なサービスだけに頼らない体制を整備することが必要です。

【地域が取り組むこと】

- 介護予防サービスを利用し、元気で暮らせるよう心がけましょう。
- 介護保険サービスの利用にあたっては、計画的な利用を心がけましょう。
- 地域での見守り活動を通して、高齢者が孤立しないよう支援しましょう。

【市が取り組むこと】

- 介護保険計画に基づき、保険者である大里広域市町村圏組合と連携しながら、介護保険事業の円滑な運営を推進します。
- 高齢者一人ひとりの状態に応じた介護予防や健康づくりについて、自主的・自発的に取り組むことができるよう支援します。
- 高齢者が住み慣れた家庭や地域で生活を続けられるよう、在宅での自立支援と介護者の支援を行います。
- 単身高齢者等の安否確認を目的とした、生活支援サービスの充実を図ります。
- 認知症に関する知識の普及・啓発を行い、正しい理解を深めながら、地域全体で見守る体制づくりを進めます。

【社会福祉協議会が取り組むこと】（施策・事業）

○紙おむつ給付事業

在宅高齢者及び在宅の重度心身障害者（児）に対し、紙おむつを給付することにより、介護者及び同居する家族を援助し、福祉の増進を図ります。

○敬老修繕サービス事業

敬老の意を表するとともにその長寿をお祝いするため、家屋等の修繕を実施します。

○歳末単身高齢者ホームクリーニング事業

高齢者が在宅で自立した生活が送れるよう、歳末に単身高齢者世帯を対象に、歳末激励事業として実施します。

○在宅寝たきり高齢者支援事業

在宅の寝たきり高齢者の方に、高齢者福祉の増進を図ることを目的として、慰問金を支給します。

② 障害者福祉の推進

現状と課題

障害者福祉制度は、措置制度から支援費制度を経て、平成18年の障害者自立支援法の施行により、障害種別（身体・知的・精神）によって別々であったサービスを利用するための仕組みが一元化され、利用者自らがサービスを選択し、契約によってサービスを利用し、利用者の所得に応じた負担をする視点が明確になりました。平成25年には障害者総合支援法に改正・施行されましたが、障害特性に対応したサービスメニューも充実・定着してきており、利用者数も年々増加しています。

また、障害者総合支援法の大きな柱の一つとなっている「地域移行」や「地域定着」をさらに進めるためには、障害福祉サービス等を利用しながら、公的サービスで支えられない部分を、ボランティア団体等と連携するなど、地域で支え合うことが不可欠です。

さらに、障害者を「偏見や誤解を越えて、地域の中に受け入れる」近隣住民の理解と協力を得ることが、重要な課題となっています。

【地域が取り組むこと】

- 障害福祉についての理解を深め、講習会などに積極的に参加しましょう。
- 外出や社会参加など支援を必要としている方に、手を差し伸べましょう。

【市が取り組むこと】

- 関係機関と連携して、障害者施設等から地域生活への移行を推進します。
- 障害者のニーズに対応した適切なサービスの提供や自立支援ができるよう、計画的なサービス提供体制の整備に努めます。
- 障害者就労支援センターを中心として、福祉施設、教育機関、ハローワークや地域の企業と連携し、一般就労への移行を進めるとともに、雇用の機会の拡大に努めます。
- 健診結果等により、発達等において支援が必要と思われる子どもと保護者を対象に、集団的・個別的な支援・指導を実施し、子どもの発達を促します。また同じ心配を抱える親たちを支援します。

【社会福祉協議会が取り組むこと】（施策・事業）

○在宅重度心身障害児支援事業

在宅の重度障害児の方に、障害者福祉の増進を図ることを目的として、慰問金を支給します。

○リフト付自動車運行事業

歩行が著しく困難で車いすを使用している障害者（児）及びねたきりで既存の交通機関を利用することが困難な人々が社会に向かって積極的に行動できるように、リフト付自動車を運行し、福祉増進を図ります。

○手話通訳派遣事業（熊谷市受託事業）

聴覚障害者及び音声又は言語機能の障害者の家庭生活及び社会生活におけるコミュニケーションの円滑化のため、手話通訳者を派遣することにより、聴覚障害者等の福祉の増進を図ります。

○視覚障害者音訳事業（再掲）

視覚障害者に対し、定期的に発行されている公的な広報誌等をカセットテープやCDに音訳録音したものを配付し、情報を提供することにより、地域社会との関連を深めることを目的とします。



ふれあい運動会

③ 児童福祉の推進

現状と課題

子どもを取り巻く現状としては、まず、核家族世帯の増加、地域のつながりの希薄化などによる子育て力の低下が懸念されています。さらに、父親の出産・子育てへの協力が不十分であること、加えて長時間労働等も影響し、子育てをする母親ひとりに負担がかかり、精神的ストレスの増大などから、児童虐待や育児放棄などの問題も起こることが考えられます。

そのため、近年ではワーク・ライフ・バランス^{注1}の考え方が普及しつつありますが、ファミリー・サポート・センター^{注2}事業、病児等緊急サポート事業、保育サービス、地域子育て支援拠点の充実により、子育て中の保護者の支援を強化させる必要があります。

また、地域の中で顔見知りの関係を構築し、子どもを地域に預けられる環境をつくることも必要です。

【地域が取り組むこと】

- 子育てに関する講演会、交流会、サークルなどに積極的に参加しましょう。
- 地域の中で子育てに悩んでいる保護者に参加を呼びかけましょう。
- 地域で子どもを育てるという意識を持ち、地域全体で子育てを支援しましょう。

【市が取り組むこと】

- 子育て中の保護者の日常生活を地域の中で支援するため、子育ての援助活動（有償）を行うファミリー・サポート・センター事業を推進します。
- 保護者と子どもが一緒に集って交流できる場を提供しながら、子育て関連情報の提供や子育て相談にも対応できる地域子育て支援拠点事業を推進します。
- 仕事と育児を両立するための環境を整備するため、病児等緊急サポート事業を推進するとともに、保育所、認定こども園等の保育施設を整備します。

【社会福祉協議会が取り組むこと】（施策・事業）

○ファミリー・サポート・センター事業（熊谷市受託事業）
市民の参加と協力により、育児の援助を受けたい人及び育児の援助に協力できる人を会員として、会員間による育児の援助活動を支援する事業を実施することにより、仕事と育児を両立させるための環境を整備し、地域の子育て支援を図ります。
○子育て応援相談事業
子育て中の親のいる世帯を、看護師や保育士等の有資格者が家庭訪問し、様々な不安や悩みを聴き、子育てに関する相談に応じることにより、地域の中で子どもが健やかに成長できる環境整備を図ります。
○子育てサロン事業（再掲）
地域で生活している子育て中の親子が気軽に集まり、親睦を深め、仲間づくりができる場となる「子育てサロン」を開催する地域住民グループ等に助成することにより支援します。
○遺児手当受給者支援事業
交通遺児手当受給者の方に、交通遺児の健全な育成を促し、その福祉の増進を図ることを目的として、慰問金を支給します。
○里親委託支援事業
里親の方に要保護児童の健全な育成を助長し、その福祉の増進を図ることを目的として、慰問金を支給します。
○ふれあい里親事業
児童養護施設で生活する子どもたちに、家庭での交流や生活経験の機会を提供し、健やかな育成の一助とするとともに、施設、家庭、地域との連携を強化させ、地域における児童福祉への理解とボランティア活動の振興を図ることを目的として実施します。

注1【ワーク・ライフ・バランス】

「仕事と生活の調和」と訳され、仕事の時間、家族の時間、家族や地域で過ごす時間をバランス良くし、生活の質の向上や生きがいづくりを促進する取組。

注2【ファミリー・サポート・センター】

「子育てのお手伝いをして欲しい方」（依頼会員）と「子育てのお手伝いをしたい方」（援助会員）が会員となり、一時的な育児を地域の中でお互いに助け合いながら援助活動（低額有料）を行う会員組織。



球根を植える保育所児童

④ ボランティア団体やNPO法人との連携

現状と課題

地域福祉では、公的制度やサービスの対象となっていない狭間にあたる人に対しても積極的に対応していくことが求められています。

地域福祉の中核的な推進主体として位置付けられ、また、市ボランティアセンターや市民活動支援センターを運営している社会福祉協議会が中心となり、福祉サービス提供事業所、ボランティア団体、NPO法人等と連携を図り、幅広い支援をしていく必要があります。

それには、まず、社会福祉協議会の存在がより多くの市民に知られ、事業への理解と協力が得られるように、広報活動を充実するとともに、現在活動しているボランティア・市民活動団体がより一層活性化するために、活動に関する情報の提供、活動資金の助成、団塊の世代への呼びかけ等も併せて行っていく必要があります。

【地域が取り組むこと】

- 地域で活動するボランティア団体やNPO法人と積極的に交流しましょう。
- 社会福祉協議会が行うボランティア体験事業に参加し、ボランティアについて考えるきっかけづくりをしましょう。
- 学校、地域の行事など、身近なボランティア活動に参加できるよう、地域住民に呼びかけましょう。

【市が取り組むこと】

- 基金を財源として、社会福祉事業にかかる民間団体等が行う在宅高齢者福祉の推進等、社会福祉に寄与する事業を支援します。
- 地域で活動するボランティア団体やNPO法人の活動を紹介するとともに、地域ネットワークの協働による仕組みづくりを推進します。
- 社会福祉協議会が行うボランティアセンター事業運営の支援を行います。

【社会福祉協議会が取り組むこと】（施策・事業）

○ボランティア活動、市民活動のネットワーク化
ボランティアセンター、市民活動支援センター、NPO法人など関連機関・団体との連携を強化し、情報の提供・イベントの開催を支援しネットワーク化を図るとともに災害ボランティア事業を進めます。
○不要入れ歯のリサイクル事業
不要入れ歯を回収し、その入れ歯に含まれる貴金属を再利用することで得られる収益を、日本ユニセフ協会、NPO法人日本入れ歯リサイクル協会に協力し、世界の子どもたちのために役立たせる事業を行います。
○思い出のランドセルギフト事業
NGOジョイセフ ^{注1} に協力し、使用したランドセルと未使用の学用品を募集し、アフガニスタン等の子どもたちに贈る事業を行います。
○エコキャップ回収事業
ペットボトルのキャップを回収し、世界の子どもにワクチンを贈る運動に参加します。また、リサイクルを行うことにより、ごみの減量、CO ₂ 削減にもつながります。
○書き損じはがき、古切手の回収
社会福祉施設等に協力し、集めた書き損じはがきと古切手を贈る事業を行います。

注 1 【NGO ジョイセフ】

発展途上国の妊産婦と女性の命と健康を守るために活動している国際協力を中心とした公益法人。

基本目標4 安全で安心できる生活環境の実現

(1) 災害時の対応

① 地域防災体制の整備

現状と課題

近年、大規模な地震や局地的な集中豪雨による自然災害が日本各地で発生しています。特に、平成23年3月に発生した東日本大震災、また、平成25年9月16日に発生した台風第18号に伴う竜巻災害は、防災に対する一人ひとりの備え（自助）と地域による助け合い（共助）の重要性を改めて認識させることとなりました。

本市は、自然災害が比較的少ない地域ではありますが、活断層や、荒川と利根川の二大河川を有していることから、防災対策は重要です。

アンケート調査においても、地域の問題・課題として1位を占めたのは「緊急時の対応」であり、また、地域で住民が取り組むべき課題・問題として最も多く挙げられたのは、「防犯・防災など安全を守ること」となっています。

現在、市では、各自治会に自主防災組織の立ち上げをお願いしており、徐々に進んできていますが、組織化に至っていない地区もあり、早急な取組が必要です。

【地域が取り組むこと】

- 災害発生時に備え、「自助」、「共助」の意識を持ちましょう。
- 自主防災組織のない地域は、組織化に努めましょう。
- 災害時の避難経路、避難場所を確認しておくとともに、防災訓練などに積極的に参加しましょう。

【市が取り組むこと】

- 防災意識の普及を行い、自主防災組織の設立・活動を支援します。
- 避難行動要支援者名簿を整備し、防災マップの作成、避難支援プランの策定に取り組みます。
- 災害時の支援協定の締結等により、関係機関との連携を推進します。

【社会福祉協議会が取り組むこと】（施策・事業）

○災害ボランティアセンターの設置

災害時には、市との連携により災害ボランティアセンターを設置し、運営します。

○災害ボランティアの育成

登録制による災害ボランティアを募集し、あわせて災害ボランティア講座・研修等を開催し、人材育成を図ります。

○災害時防災体制づくりの支援

市との連携により、災害に備えた体制づくりや関係機関とのネットワークづくりを支援します。



自主防災訓練

② 避難行動要支援者（災害時要援護者）への支援

現状と課題

東日本大震災を踏まえ、災害に備えた住民等の円滑な安全の確保が必要となっています。災害時に避難行動要支援者の支援を適切に進めるためには、災害発生に備えた平常時の活動が何より重要なことから、平常時から地域づくりを進め、住民同士の顔の見える関係を構築することが必要となります。

そのため、避難行動要支援者について、個人情報の取扱いに留意しつつ、各要支援者に対する避難支援者や避難方法などを定める個別計画の策定等の取組を進める必要があります。

【地域が取り組むこと】

- 近所に支援が必要な人がいないか、把握に努めましょう。
- 自治会、自主防災組織及び民生委員が中心となって、要支援者それぞれについて、災害発生時に安否確認や避難支援にあたる避難支援者の確保に努めましょう。
- 市が作成する避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練を実施しましょう。

【市が取り組むこと】

- 避難行動要支援者名簿（高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者の氏名、住所等が記載されたもの）を整備し、防災マップの作成、避難支援プランの策定に取り組みます。
- 避難行動要支援者登録の推進を図ります。
- 平常時と災害発生時のそれぞれにおいて、名簿情報及び地域における要支援者の所在地が一目でわかる災害福祉マップを作成し、避難支援関係者等に提供します。
- ボランティア団体との連携など、支援ネットワークの構築を進めます。

【社会福祉協議会が取り組むこと】（施策・事業）

○避難行動要支援者支援体制づくりの支援

避難行動要支援者支援体制づくりを支援します。

○ネットワークの構築

ボランティア団体との連携など、支援ネットワークの構築を進めます。



小学校避難訓練

(2) 見守り活動の推進

① 地域見守り体制の支援・拡充

現状と課題

単身高齢者世帯等における孤独死が社会問題化し、また、家庭での児童虐待が増加する中、地域における見守り活動は、要援護者の孤立化・引きこもりを防ぎ、地域とのつながりを強めるうえできわめて重要な役割を担っています。地域との信頼関係を築くことで、いざというときに支えてもらえるという安心感をもたらすことが大切です。

本市では、市、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会等による見守り活動の取組を行っていますが、今後、さらに切れ目のない活動を継続していくためには、それぞれが相互に連携したネットワークづくりを展開し、要援護者が地域で孤立することのないような見守り体制の強化が求められています。

また、引き続き、夏期における熱中症予防に対する取組も重要となります。

【地域が取り組むこと】

- 日頃からひとり暮らしの高齢者や支援が必要となる世帯は、地域で見守りましょう。
- 地域で見守りが必要な世帯の早期発見に努めましょう。
- 高齢者や子どもへの虐待を発見した場合は、速やかに市に通報しましょう。

【市が取り組むこと】

- ひとり暮らしの高齢者世帯や支援が必要な世帯の見守り活動を支援します。
- 地域の見守り活動を支援するための関係機関の連携体制を強化します。
- 熱中症予防に関する情報の提供や知識の普及・啓発を継続するとともに、水分補給ができる一時的な休息所の開設を推進します。
- 虐待の発見通報義務や支援が必要な世帯の発見通報について啓発・周知を図ります。

【社会福祉協議会が取り組むこと】（施策・事業）

○地域ネットワーク友愛事業（再掲）

見守りが必要な単身高齢者や障害者の安否確認を行い、生活上の孤立を解消し、地域の輪を築くことを目的として、友愛訪問、友愛電話、友愛通信、友愛交流会を実施します。

○ふれあい弁当サービス事業（再掲）

単身高齢者世帯等の見守り活動の一環として、孤独感の解消、生活の安定と健康維持を図るため、市民の参加と協力により、ふれあい弁当を配達します。



地域での見守り活動

② 防犯・交通事故防止対策の充実

現状と課題

近年は、個人の生活様式や価値観が多様化し、地域住民の結びつきが希薄になってきており、こうした地域の実情が犯罪増加の一因となっていることから、地域のつながりを強めることにより、犯罪の機会を取り除き、犯罪の起こりにくい地域環境づくりを推進する必要があります。

また、子どもや高齢者が関わる交通事故が多発していることから、交通事故の減少・防止を図るため、家庭、学校、地域、事業所、警察や行政など関係機関が連携して、交通弱者の視点から交通安全対策を進める必要があります。

さらに、壁やシャッターに落書きが増えると、そこから無秩序な空間が広がり、犯罪が発生しやすい環境になる恐れがあることから、まちの美化に努める必要があります。

【地域が取り組むこと】

- 子供たちの安全のため、登下校の際、声をかけ、見守りましょう。
- 地域の防犯パトロール活動に積極的に参加しましょう。
- 交通ルールの遵守に努めましょう。
- 地域の環境美化に努めましょう。

【市が取り組むこと】

- 子ども110番の家やスクールガードなどの活動を支援し、子どもの見守り体制を強化します。
- 地域からの要望を受け、警察官OBであるパトロールアドバイザーによる防犯教室や防犯パトロールへの同行を実施します。
- 自主防犯活動団体に対し、パトロール用品（ベスト・腕章・点滅合図灯・ステッカー・帽子）を貸与し、より効果的なパトロールができるよう自主防犯団体の活動を支援します。
- 主に子どもや高齢者を対象とした、交通安全教室を開催します。
- 地域の環境美化活動を支援します。

③ 環境美化の推進

現状と課題

自分の住む地域が、快適でいつまでも住み続けたい場所であるためには、市民活動が活発なだけでなく、環境が美しく保たれていることが大切であると考えます。

そのためには、市民の誰もが協力し合い、まちの環境美化に努める必要があります。一人ひとりが、自分たちの地域であるという意識を持つことが必要です。あわせて、継続して協力しやすい仕組みづくりも必要です。

また、地域の中には高齢者や障害のある人など、日常的にごみを出すことが困難な人がおり、市ではハートフル収集等を行っていますが、隣近所の人のごみ出しを行う支え合いの取組を進める必要があります。

【地域が取り組むこと】

- ごみ出しのマナーやルールを守りましょう。
- ごみ集積所の管理は、自治会及び利用者が行いましょう。
- 清掃活動に積極的に取り組みましょう。

【市が取り組むこと】

- 環境美化推進員の活動を支援します。
- ごみ減量対策として、**3R**（リデュース・リユース・リサイクル）を推進します。
- ハートフル収集^{注2}や有料リクエスト収集^{注3}により、家庭ごみや大型家具類、粗大ごみを集積所まで運べない世帯に対して、訪問収集を行います。

【社会福祉協議会が取り組むこと】（施策・事業）

○エコキャップ回収事業（再掲）

ペットボトルのキャップを回収し、世界の子どもにワクチンを贈る運動に参加します。また、リサイクルを行うことにより、ごみの減量、CO₂削減にもつながります。

注1【3R（リデュース・リユース・リサイクル）】

リデュースとは、発生するごみをできるだけ減らすこと。リユースとは、使える物は繰り返し使うこと。リサイクルとは、ごみを資源として再び利用すること。

注2【ハートフル収集】

家庭ごみを収集所まで運べない高齢者や障害のある人の自宅を訪問し、安否確認を兼ねて定期的に訪問収集を行うサービス。

注3【有料リクエスト収集】

大型家具類や粗大ごみを収集所まで運べない場合、自宅の玄関先まで有料で収集に伺うサービス。



(3) 健康づくり

① 健康づくり・介護予防の推進

現状と課題

がんや脳血管疾患、心疾患、糖尿病といった生活習慣病の増加や高齢化の進展に伴う介護予防の観点から、生涯を通じた健康の確保が求められています。

そのため、高齢者が増えることから健康づくりに関する事業を充実させるとともに、市民一人ひとりが自主的に健康づくり・介護予防に取り組むことができるよう、あらゆる機会をとらえて普及・啓発に努める必要があります。

【地域が取り組むこと】

- 日頃から健康づくりに努め、定期的に健康診断を受診しましょう。
- 趣味や生きがいを持ち、健康づくりのサークルや教室に積極的に参加しましょう。

【市が取り組むこと】

- がん検診等、市民の健康の保持・増進を図るため、各種検診の機会を確保し、受診を促進します。
- 糖尿病予防教室などの各種教室や公民館等での健康教育の充実により健康づくりを推進します。
- こころの健康づくりの普及啓発として、うつ病の予防など、精神面の健康づくりの関心を高めます。
- 健康いきいきサポーター^{注1}の支援を行います。
- 介護予防のため、各種教室や地域包括支援センターによる健康相談等を開催します。

【社会福祉協議会が取り組むこと】（施策・事業）

○ふれあい・いきいきサロン事業 （再掲）

高齢者や障害者が地域住民と親睦を深め、仲間づくりができる場となる「ふれあいいきいきサロン」を開催する地域住民グループ等に助成することにより支援します。

注1 【健康いきいきサポーター】

市に登録し市との連携のもと、高齢者の介護予防をサポートする取組を実施している社会福祉法人、企業等の団体。



健康体操

② 地域包括ケアシステムの整備

現状と課題

少子高齢化社会への急速な進展に伴い、福祉や医療制度の充実が一層求められています。

その一方で、多くの高齢者やその家族は、介護や支援が必要になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で安心して暮らすことを望んでいます。

そのため、医療、介護、予防、住まい、生活支援などの在宅サービスを切れ目なく提供できる体制（地域包括ケア）を支える仕組みである地域包括ケアシステムを整備することが必要です。

【地域が取り組むこと】

- かかりつけ医を持つことを心がけましょう。
- 日頃から介護サービス・医療についての相談窓口などの情報把握に努めましょう。

【市が取り組むこと】

- ^{注1}地域福祉総合推進体制の推進により、地域包括ケアシステムの整備を図ります。

注1 【地域福祉総合推進体制】

埼玉県地域福祉計画に位置付けられた体制で、制度の狭間の問題や潜在化している福祉ニーズを発見し、公的サービスと住民活動等の組み合わせにより支援を実施し、社会資源の開発までを行う一連の働き（機能）を「地域福祉総合推進体制」としています。

(4) 人にやさしいまちづくり

① 外出支援の推進

現状と課題

地域の中には、交通手段が無くなると外出する機会を失ってしまうおそれのある人、また、地域の中で集まる場があったとしても、交通手段がないため参加できない人がいます。

市では、**地域公共交通会議**^{注1}を設置し、市内の路線バスやタクシー等も含めた、公共交通全般の充実に向けて、話し合いを進めています。

なかでも、市が支援するゆうゆうバスの利便性の向上を図るため、路線や時刻の見直し、利用者のニーズの把握に努めています。

今後も、公共交通の充実を図り、社会参加の促進と外出の支援を推進していく必要があります。

【地域が取り組むこと】

○利用可能な交通手段の把握に努めましょう。

【市が取り組むこと】

○地域公共交通会議により、公共交通全般の充実を図ります。

○ゆうゆうバスの利用を促進します。

○福祉タクシー事業等により、外出が困難な方への支援を行い、社会参加と自立を促進します。

【社会福祉協議会が取り組むこと】（施策・事業）

○車いす貸出事業

緊急又は一時的に車いすが必要な方に貸出しをすることにより、日常生活の利便を図り、福祉の増進に努めます。

○リフト付自動車運行事業（再掲）

歩行が著しく困難で車いすを使用している障害者（児）及びねたきりで既存の交通機関を利用することが困難な人々が、社会に向かって積極的に行動できるように、リフト付自動車を運行し、福祉増進を図ります。

注1【地域公共交通会議】

熊谷市ゆうゆうバスをはじめとした、本市の公共交通について協議するため、市民の代表者、交通事業者、行政等で構成する組織。



ゆうゆうバス

② ユニバーサルデザインの普及

現状と課題

地域福祉の充実にあたっては、市民一人ひとりの心のバリアフリー^{注1}を目指すとともに、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザイン^{注2}のまちづくりが重要です。

市では、ユニバーサルデザイン^{注3}の取組として、熊谷UDブロックの設置や、公共交通である路線バスへ低床バスの導入を推進するなど交通バリアフリーの整備を進めています。

また、公共施設においてユニバーサルデザインの普及を進め、さらには、民間施設に対しユニバーサルデザインの導入を要請するとともに、市民に心のバリアフリーの周知を図ります。

【地域が取り組むこと】

- 歩道は誰もが安全に通行できるよう、看板や自転車などを置かないようにしましょう。
- 民間施設においてもユニバーサルデザインを導入するとともに、心のバリアフリーを目指しましょう。

【市が取り組むこと】

- 「熊谷市バリアフリー基本構想」に基づき、道路・建築物・公共交通施設等の特定事業の整備促進や心のバリアフリーの推進を図ります。
- 全ての市民が安全で快適に活動できるよう、ユニバーサルデザインを視野に入れたまちづくりを推進します。

【社会福祉協議会が取り組むこと】（施策・事業）

○在宅福祉サービス備品等の貸出事業（再掲）
地域福祉における在宅福祉サービス及び福祉活動の充実を目的として行われる諸事業に、備品等を貸し出します。
○車いすの貸出事業（再掲）
緊急又は一時的に車いすが必要な方に貸出をすることにより、日常生活の利便を図ります。
○福祉体験教室（再掲）
福祉活動を推進するため、「体験」を通じて理解を深めていただくことを目的として、車いす、アイマスク、高齢者疑似体験等の出前福祉体験教室を実施します。また、障害等がある当事者の生の声として、体験談を話していただく講師を紹介します。

注1 【心のバリアフリー】

障害や障害者等に対する差別や偏見、理解の不足、誤解等に起因する意識の障壁（バリア）をなくすこと。

注2 【ユニバーサルデザイン】

障害の有無などに関わらず、すべての人が利用しやすいように製品、建物や都市施設などをデザインすること。

注3 【熊谷UDブロック】

車道を横断する際、歩道の境界にある段差を車いすや視覚障害のある人でも安全に通行できるように開発したブロック。



第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) 計画の啓発・普及

本計画の推進を図る上では、目指すべき地域福祉の方向性や取組について、市民を始めとする計画に関わるすべての人が共通認識を持つことが必要です。そのため、広報紙やホームページ等を活用し、広く市民に周知し、本計画や具体的な地域福祉活動の啓発・普及を行います。

(2) 計画の進行管理・評価

本計画に基づく施策を推進するにあたっては、関係機関・団体の相互の連携・調整を図り、計画の進捗状況の把握・点検、進行管理及び評価に努めます。また、その実施にあたっては、市民が参画し、市及び社会福祉協議会等と協働で取り組むことができるよう、お互いの情報の共有化を図り、市民参加の機会の充実に努めます。

2 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は、地域に生活している市民です。住み慣れた地域で支え合い、助け合う社会を実現させるためには、行政の取組だけでなく、地域住民との協働が不可欠となります。

また、地域における多様な福祉ニーズに対応していくためには、地域の中で活動する自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体・NPO 法人、福祉サービス事業者、社会福祉協議会等が地域福祉の重要な担い手となります。

本計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が相互に連携を図り、それぞれの役割を果たしながら協働して計画の推進にあたる必要があります。

(1) 市民の役割

市民は、地域や福祉に対する関心を持ち、地域の中にある生活課題を発見・共有するとともに、連携し地域の中で解決していく行動が求められています。

また、一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっている様々な問題を、地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守りなど日常的に近隣住民同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等に積極的に参加していくことが期待されます。

(2) 自治会、自主防災組織等の役割

自治会、自主防災組織等は、市民にとって最も身近な地域関係団体です。地域で起こっている様々な問題を住民同士の話し合いなどにより、解決に導いていく仕組みづくりが求められています。

また、支え合い、助け合い活動には、自治会単位等のお互いの顔が見える関係が重要であり、地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員などと連携を図りながら地域福祉を推進していくことが期待されます。

(3) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、身近な地域において、相談や困りごとを抱えた人に様々な支援を行い、安心して暮らせるまちづくりを進めるための重要な役割を担っています。少子高齢化や核家族化がますます進行する中、今後も増大する地域の様々な生活課題への適切な対応等を行うため、市や市社会福祉協議会、関係機関・団体などと連携し、身近な地域における支援活動を行っていくことが期待されます。

(4) ボランティア団体・NPO 法人の役割

ボランティア団体・NPO法人は、柔軟な企画運営が可能なことから、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、きめ細かな福祉ニーズへ対応することや、身近な問題意識から公益的な課題に取り組むことを通して、多様な視点や価値観などにより行政等に対して提案し、連携・協働して福祉サービスを担う役割が期待されます。

(5) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容の情報公開や利用者の生活の質の向上に取り組むことが求められています。

また、福祉施設等においては、ボランティア体験や様々な人々との交流など、人材育成の場としての役割が求められるとともに、各サービス事業者間や地域との連携を図り、地域福祉の拠点となることが期待されます。

さらに、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、新しいサービスの創出や市民の福祉への参加支援、福祉のまちづくりへの参画などが期待されます。

(6) 市の役割

市は、市民や地域・関係団体等の自主的な活動を促進し、地域福祉力の向上を図るとともに、福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

また、地域における活動団体を把握し、相互に連携・協力を図り、団体間

の交流や参加意向のある市民と団体の調整を図るなど、市内の地域福祉に関する管理・運営を行い、地域における福祉活動の推進に努めます。

さらに、本市においては、保健、福祉分野を始め、環境、教育、防災、防犯等、他の分野の関係各部署と連携を図りながら、横断的な施策の推進に取り組めます。

(7) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。そのため、市と協働して本計画を推進し、市民、地域関係機関・団体、事業者等との調整役として大きな役割を果たすことに努めます。

また、社会福祉協議会としての組織の機能強化を図るとともに、地域における多様な課題を把握し、その課題に対応して、迅速かつ積極的に事業展開を図ります。

資 料 編

熊谷市地域福祉計画基本施策事業実績

1 市民参加による地域福祉の推進

(1) 地域・福祉への意識を高める

① 地域への参加意識の高揚

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
530運動 (事業主体:熊谷市 コミュニティづくり市 民協議会)	熊谷市コミュニティづくり市民協議会の会員(自治会、NPO法人企業等)が春と秋の年2回、地域の美化運動を行う。	市民活動推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・21年度 <ul style="list-style-type: none"> 春の530運動 297団体26,420人が参加 秋の530運動 276団体27,804人が参加 ・22年度 <ul style="list-style-type: none"> 春の530運動 296団体30,904人が参加 秋の530運動 257団体26,049人が参加 ・23年度 <ul style="list-style-type: none"> 春の530運動 296団体31,836人が参加 秋の530運動 267団体29,252人が参加 ・24年度 <ul style="list-style-type: none"> 春の530運動 283団体29,032人が参加 秋の530運動 256団体24,203人が参加

② 福祉意識を高める講座・機会の充実

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
熊谷ふれあい広場の実施	障害者と市民の交流を目的に熊谷ふれあい広場を実施し、障害者への理解を高める。	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度 参加団体数 34団体 ・平成22年度 参加団体数 40団体 ・平成23年度 参加団体数 42団体 ・平成24年度 参加団体数 42団体

③ 広報等による情報提供の充実

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
市報、ホームページ、メール配信等	市報、ホームページ、メール配信やケーブルテレビやコミュニティビジョンなど様々な媒体により情報を提供する。	広報広聴課	<ul style="list-style-type: none"> ・市報 月1回発行 ・ホームページ 随時更新 (平成22年12月リニューアル) ・メール配信(平成21年10月開始) 随時配信 ・ケーブルテレビ 月7日間、35回放送 ・コミュニティビジョン 月1回更新 ・市公式ツイッター、フェイスブックを開始
市政宅配講座の活用	熊谷市地域福祉計画周知のための講座を開設し、市民の福祉意識の向上を図る。	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度実施回数 4回 ・平成22年度実施回数 4回 ・平成23年度実施回数 2回 ・平成24年度実施回数 3回

2 地域ネットワークによる支え合いの構築

(1) 地域ぐるみの支援体制の構築

① 隣近所の支え合い

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
自治会加入促進ポスター等配布 (事業主体:熊谷市自治会連合会)	地域のつながりを強化するため、自治会への加入を促すポスター及びリーフレットを作成し、集会所や公共施設等に掲示する。	市民活動推進課	熊谷市自治会連合会で自治会加入促進ポスター及びリーフレットを作成し、コミュニティセンター等の公共施設に掲示した。 また、すべての自治会に対して同ポスター・リーフレットの配布を行い、集会所や自治会館等に掲示した。

② 自治会の活動支援

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
自治会活動推進事業	自治会活動を推進し、地域の自主的自発的な活動を活性化させることを目的に、熊谷市自治会連合会への交付金を交付する。 また、熊谷市自治会連合会が主催する自治会長を対象とした各種研修会等を支援する。	市民活動推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・県外研修 ・専門部研修 ・自治会活動ハンドブック制作(21年度から) ・グラウンドゴルフ大会(22年度から) ・新任自治会長研修(22年度から) ・自治会実態調査の実施(23年度) ・自治会の担い手不足対策の事例発表(24年度)

③ 校区連絡会の活動支援

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
くまがや市民まごころ運動推進事業	地元に着した活動を行う校区連絡会を支援し、自主的、主体的なまちづくりを推進する。	市民活動推進課	市内の30校区に対し、推進奨励金を交付した。 各校区では、防犯パトロールや子どもの見守り活動、または花植えによる環境美化活動など、地元に着した活動を行った。

(2) 地域交流の促進

① 地域交流の場の充実

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
公園サポーター事業	公園、緑地等の維持管理を、地元自治会や利用団体等と協働で行う。	公園緑地課	<ul style="list-style-type: none"> ・管理公園等総数 383箇所(平成24年度末) ・サポーター制度締結公園総数 263箇所(平成24年度末) ・平成21年度新規加入公園数 2箇所 ・平成22年度新規加入公園数 12箇所 ・平成23年度新規加入公園数 1箇所 ・平成24年度新規加入公園数 4箇所

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
長寿クラブ活動等 社会活動推進事業	高齢者が教養の向上、レクリエーション、地域社会との交流等を通して、老後の生活を健康で豊かなものにするために設立している団体(おおむね60歳以上の高齢者が30人以上加入している団体)に対し、補助金を交付する。	長寿いきがい課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度 補助金交付額 11,182,600円 交付団体数 187クラブ ・平成22年度 補助金交付額 11,330,000円 交付団体数 193クラブ ・平成23年度 補助金交付額 10,739,400円 交付団体数 184クラブ ・平成24年度 補助金交付額 10,525,600円 交付団体数 182クラブ

(3) 社会参加の促進

① 生きがいづくり

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
教育普及事業(各種講座・講演会)	郷土熊谷に関する美術、歴史、民俗、自然に関する講演会・講座・体験学習会等を実施する。また、企画展事業にあわせた記念講演会等を実施する。	熊谷図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度実施回数 13回 ・平成22年度実施回数 13回 ・平成23年度実施回数 13回 ・平成24年度実施回数 14回
公民館事業	健康や歴史等様々な講座開設や、学習グループの活動の支援を行い、市民の生きがいづくりを推進する。	中央公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・学習グループ登録数 平成21年度 799団体 平成22年度 847団体 平成23年度 831団体 平成24年度 814団体

②地域の市民活動の推進

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
市民活動推進事業	市民活動の促進と協働のまちづくりの推進を図るため、市民活動団体への助成金交付や市民活動保険制度の運営及び市民活動情報の提供などを行う。	市民活動推進課	<p>・はじめの一步助成金 新たに市民活動を始める新規の団体及び活動の拡大を図る既存の団体を対象に、活動費の一部を助成した。 平成21年度助成 7団体 平成22年度助成 10団体 平成23年度助成 4団体 平成24年度助成 5団体</p> <p>・市民協働「熊谷の力」事業 市民活動団体と市が協働で事業を実施し、新たな発想や手法によって、まち(地域)の課題の解決に取り組んだ。 平成21年度提案 4事業 平成22年度提案 7事業 平成23年度提案 5事業 平成24年度提案 6事業</p> <p>・市民活動保険 市内で公益的な活動を行う団体向けに、市が保険料を負担した。</p> <p>・イベント情報誌の作成・配布 年に4回、市民活動団体のイベント等が掲載された情報誌を作成し、配布した。</p>
市民活動支援センター管理運営	市民の公益活動の支援や各種市民活動団体の活動拠点として、熊谷市市民活動支援センターを運営する。	市民活動推進課	<p>・毎月センター内において、主に市民活動団体主催のイベントを開催する。</p> <p>市民活動支援センター登録団体数 平成21年度 102団体 平成22年度 115団体 平成23年度 143団体 平成24年度 159団体</p>

3 福祉サービスの適切な利用の推進

(1) 福祉関係組織の充実・連携

① 民生委員児童委員の機能充実

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
民生委員児童委員事業の推進	民生委員、児童委員が活動しやすくなるよう活動の周知を行う。	福祉課	市報及びホームページに関連記事を掲載し、活動の周知を行った。 平成22年度市報掲載 5月号、1月号 平成23年度市報掲載 10月号 平成24年度市報掲載 10月号

② 社会福祉協議会との連携強化

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
社会福祉協議会との連携強化	社会福祉事業推進のため社会福祉協議会との連携強化を図る。	福祉課	・生活福祉資金の貸付や敬老修繕サービス事業など、行政と連携が不可欠な事業について情報の共有化を図った。 ・広報活動などで相互協力し、福祉サービスの適切な利用に努めた。

(2) 情報提供・相談支援体制の構築

① 情報提供の充実

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
情報バリアフリー	誰もが同じ情報を得られるようみんなにやさしい紙面、ホームページづくりをする。	広報広聴課	・声の広報、点字広報発行 ・情報は増えても文字を小さくすることのないような紙面づくりに努めた。 ・ホームページではアクセシビリティ対応状況において高い評価を得た。平成22年12月にはシステムを入れ替えたがよりアクセシビリティに配慮したページが作成できるものを導入し、ウェブアクセシビリティについての職員研修を行った。 ※【アクセシビリティ】 高齢者や障害者といった利用に不慣れな人々を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。

② 相談支援体制の充実

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
市民相談業務	市民相談室において、市民からの各種相談を受け付ける。また、必要に応じて専門的な相談を受け付ける窓口を紹介する。	市民活動推進課	・平成21年度相談受付件数 2,816件 ・平成22年度相談受付件数 2,852件 ・平成23年度相談受付件数 2,623件 ・平成24年度相談受付件数 2,696件 ○法律相談 ○税務相談 ○登記相談 ○遺言・遺産分割相談 ○不動産相談 ○住宅相談 ○年金相談 ○消費生活相談 ○一般相談(外部の相談窓口紹介等)

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
DV相談業務	配偶者等からのDVを中心とする暴力被害に伴う男女間の問題などの相談を受け、避難が必要と判断した場合には、施設への一時保護の手続きを取るなどの支援を行う。	男女共同参画室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度 161件(うちDV 115件) ・平成22年度 185件(うちDV 137件) ・平成23年度 207件(うちDV 157件) ・平成24年度 169件(うちDV 147件)
地域包括支援センターとの連携強化	大里広域市町村圏組合が委託している市内5箇所の地域包括支援センターと連携し、高齢者の相談支援体制を強化する。	長寿いきがい課	<p>市内5箇所の地域包括支援センターで受けた相談件数</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度 13,299件 平成22年度 10,422件 平成23年度 11,705件 平成24年度 14,663件 <p>主な内容は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①介護サービスの利用に関すること ②介護や日常生活に関すること ③医療に関すること ④所得や家庭生活に関することなど。
家庭児童相談室の運営	児童の福祉及び虐待防止を図るため、市民からの児童に対する相談を受理、虐待通報を受けたときは、関係機関等と連携して調査を行い、児童の実態把握に努め、必要とあらば、児童相談所に送致する。	こども課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度相談受理件数 314件 ・平成22年度相談受理件数 335件 ・平成23年度相談受理件数 451件 ・平成24年度相談受理件数 515件
障害者相談支援事業	障害者相談支援センター等において、障害者等の福祉に関する様々な問題につき、障害者等から相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整、その他障害者等の権利擁護のための必要な支援を行う。	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度相談利用件数 (身体、知的) 3,681件 (精神) 2,472件 ・平成22年度相談利用件数 (身体、知的) 3,910件 (精神) 2,265件 ・平成23年度相談支援件数 (身体・知的) 3,614件 (精神) 2,129件 ・平成24年度相談支援件数 (身体・知的) 4,517件 (精神) 3,244件

③利用者の権利擁護

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
成年後見人制度 利用支援事業	判断能力の十分でない障害者等の権利を擁護するため、市長が申立人となり、成年後見等の申立てを行い、利用にかかる経費を助成する。	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度市長申立て件数 1件 ・平成22年度市長申立て件数 0件 ・平成23年度市長申立て件数 0件 ・平成24年度市長申立て件数 1件
大里広域成年後見 事業利用支援事業	判断能力の十分でない重度の認知症高齢者の権利を擁護するため、市長が申立人となり、成年後見等の申立てを行い、利用にかかる経費を助成する。	長寿いきがい課	<ul style="list-style-type: none"> ・市長申立て <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度 1件 平成22年度 0件 平成23年度 4件 平成24年度 0件 ・後見人等への報酬助成 <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度 1件 平成22年度 1件 平成23年度 1件 平成24年度 1件 <p>※平成23年度には市民協働「熊谷の力」成年後見制度普及事業により、制度の普及活動を行っているNPO法人による講演会・セミナーの開催を支援した。</p>
地域包括支援センターとの連携強化	大里広域市町村圏組合が委託している市内5箇所の地域包括支援センターと連携し、高齢者の権利擁護事業を推進する。	長寿いきがい課	<p>市内5箇所の地域包括支援センターで、一般の相談とは別に高齢者虐待や成年後見制度利用など権利擁護業務に関する相談受付件数</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度 89件 平成22年度 127件 平成23年度 90件 平成24年度 115件 <p>地域包括支援センターの社会福祉士が主催し、「成年後見制度説明会」を開催した。 (平成22年度)</p>

(3)福祉サービス利用の推進

①高齢者福祉の推進

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
介護保険事業の推進	保険者である大里広域市町村圏組合と連携し、介護保険事業の円滑な運営を推進する。	長寿いきがい課	第4期(平成21～23年度の計画期間)及び第5期(平成24～26年度の計画期間)介護保険事業計画に基づき、介護保険サービス提供体制の拡充や給付適正化事業など、介護保険事業の円滑な運営が図られるよう、各種施策を実施した。
熊谷安心お助け隊事業	援助を必要とする高齢者等に対して、元気な高齢者等が有償ボランティアとして、家事手伝い等のサービスを提供する。ボランティアへの謝礼は、上熊谷商店街で利用できる商品券で支払われる。 ※埼玉県「地域支え合いの仕組み推進事業」に登録されており、市では広報面での協力を行っている。	長寿いきがい課 商業観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 利用件数 84件 利用時間数 117時間 ボランティア登録者数 51人 利用登録者数 87人 ・平成23年度 利用件数 428件 利用時間数 770時間 ボランティア登録者数 36人 利用登録者数 146人 ・平成24年度 利用件数 420件 利用時間数 901時間 ボランティア登録者数 38人 利用登録者数 178人

②障害者福祉の推進

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
障害者自立支援給付事業	一人ひとりに応じた障害者総合支援法(平成24年度までは障害者自立支援法)に基づく障害福祉サービスを提供し、障害者の日常生活及び社会生活を支援する。	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度 利用者 13,231人 総額 1,397,756,080円 ・平成22年度 利用者 14,531人 総額 1,610,356,705円 ・平成23年度 利用者 15,827人 総額 1,817,906,756円 ・平成24年度 利用者 18,577人 総額 2,092,499,148円

③児童福祉の推進

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
<p>ファミリー・サポート・センター事業</p> <p>地域子育て支援拠点の充実</p> <p>熊谷市病児等緊急サポート事業</p>	<p>(ファミリー・サポート・センター) 育児の援助を受けたい人と協力できる人が会員となり、相互に育児の援助活動を行う。</p> <p>(地域子育て支援拠点) 子育て家庭の親子が交流できる場を提供し、子育ての悩み相談などを受ける。</p> <p>(熊谷市病児等緊急サポート事業) 「病児・病後児等の援助を希望する者(利用会員)」と「病児・病後児等の育児援助に協力できる看護師、保育士、保健師等の有資格者等(サポート会員)」が、必要なときに会員同士で育児の援助活動を行う。</p>	<p>こども課</p>	<p>・ファミリー・サポート・センター会員登録数 平成21年度 312人 平成22年度 420人 平成23年度 486人 平成24年度 549人</p> <p>・地域子育て支援拠点利用者数 平成21年度 58,368人 平成22年度 71,538人 平成23年度 75,355人 平成24年度 90,927人</p> <p>・熊谷市病児等緊急サポート事業 (平成25年度事業開始)</p>
<p>児童福祉の推進</p>	<p>学童保育や保育所等の保育サービスの充実を図る。</p>	<p>保育課</p>	<p>・学童施設整備(開設) 平成21年度 3か所 (中条、第3石原・第2籠原) 平成22年度 1か所(第2大麻生) 平成23年度 2か所(秦、奈良) 平成24年度 1か所(第3大幡)</p> <p>・保育所待機児童対策 施設整備(増築) 平成23年度 2園 (ことぶきイーサイト、三尻) 平成24年度 分園1園(新里第二)</p> <p>定員増 平成21年度 10人増(新里第二) 平成22年度 35人増 (ほしのみや10人、 ことぶき花ノ木保育園10人、 籠原のこキッズ15人) 平成23年度 15人増(籠原のこキッズ) 平成24年度 20人増 (しらこぼと10人、 ことぶきイーサイト10人)</p>

④ボランティア団体やNPO法人との連携

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績																								
地域福祉推進事業	地域福祉基金を財源として社会福祉事業にかかる民間団体等が行う在宅高齢者福祉の推進等、社会福祉に寄与する事業の経費を助成する。	長寿いきがい課	<p>・地域福祉基金補助金</p> <table border="0"> <tr> <td>平成21年度</td> <td>補助団体</td> <td>6団体</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補助金額</td> <td>460,000円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>補助団体</td> <td>7団体</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補助金額</td> <td>489,700円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>補助団体</td> <td>6団体</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補助金額</td> <td>456,000円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>補助団体</td> <td>6団体</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補助金額</td> <td>487,000円</td> </tr> </table>	平成21年度	補助団体	6団体		補助金額	460,000円	平成22年度	補助団体	7団体		補助金額	489,700円	平成23年度	補助団体	6団体		補助金額	456,000円	平成24年度	補助団体	6団体		補助金額	487,000円
平成21年度	補助団体	6団体																									
	補助金額	460,000円																									
平成22年度	補助団体	7団体																									
	補助金額	489,700円																									
平成23年度	補助団体	6団体																									
	補助金額	456,000円																									
平成24年度	補助団体	6団体																									
	補助金額	487,000円																									

4 安全で安心できる生活環境の実現

(1) 災害時の対応

① 地域防災体制の整備

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
自主防災組織の育成	市民の防災意識の普及及び高揚を図るとともに、自主防災組織の結成の促進及びその活動への支援を行う。	危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織未結成地区の自治会を対象に、結成の説明会を行った。 ・自主防災組織補助金の交付を行った。 ・自主防災組織リーダー研修会を開催した。
災害時要援護者支援プランの策定	災害発生時における要援護者への支援を適切かつ円滑に行うため、地域の安心・安全体制を強化することを目的とした災害時要援護者避難支援プランを策定する。	福祉課口	<p>(平成23年度・平成24年度の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度に市内12箇所で行い、民生委員、自治会長に災害時要援護者名簿を配布した。 ・要援護者名簿への新規申請者登録等の名簿整理を行った。

(2) 見守り活動の推進

① 地域見守り体制の強化

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
単身高齢者への安否確認	市営住宅に入居している高齢者で、管理代行している公社で本人の申請に基づき、定期的に訪問したり、電話連絡を行い、安否状況を確認する。	営繕課	<p>(平成21年度・平成22年度の実績)</p> <p>平成22年度から実施。実績なし。</p>
	「埼玉県公営住宅等見守りサポーター登録制度」を活用する。		<p>(平成23年度・平成24年度の実績)</p> <p>平成24年度に埼玉県住宅供給公社で新聞店や電力会社など民間の生活関連事業者等が入居者を見守る「見守りサポーター登録制度」をスタートさせ、熊谷市営住宅もその対象住宅となった。</p>
高齢者世帯への熱中症時期の安否確認	夏の熱中症の危険が高い、7月下旬から9月末にかけて、市営住宅に入居している単身高齢者世帯への電話連絡、訪問を行い、安否状況を確認する。	営繕課	熱中症対策の取り組みの一環として平成22年度より実施している。

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
あっぱれ・なるほど・熱中症予防事業	熱中症等予防情報発信システムを活用し、市のホームページや携帯電話に予防情報をリアルタイムで発信する。	健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症等予防情報発信システムの指標リンクを活用し、市のホームページや携帯電話に予防情報をリアルタイムで発信するとともに、のぼり旗の作成や平成23年度は啓発リーフレットを作成した。 ・防災行政無線放送や広報車及び塵芥収集車による熱中症予防の放送を行い、熱中症予防啓発等に取り組んだ。
「暑さ対策」まちなかオアシス事業	公共施設(庁舎・公民館等)に水分補給もできる一時的な休息所を開設する。	健康づくり課	<p>(平成23年度・平成24年度の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設(庁舎・公民館等)17箇所に水分補給もできる一時的な休息所を開設し、屋外等で気分が悪くなった市民のための休息場所を提供した。 ・マグネットシートや懸垂幕で熱中症予防を呼びかけた。 ・熱中症予防啓発チラシを作成し各世帯に配布した。
単身高齢者等慰問事業	在宅の単身・ねたきり高齢者に対し、民生委員を通して慰問品を配布する。単身高齢者には、夏季の熱中症対策も兼ねており、熱中症予防リーフレットや熱中症予防グッズ、救急医療情報キットを配布。在宅のねたきり高齢者に対しては冬季に慰問品を配布する。	長寿いきがい課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度 単身高齢者慰問事業対象者数 2,252名 ねたきり高齢者慰問事業対象者数 302名 ・平成22年度 単身高齢者慰問事業対象者数 2,334名 ねたきり高齢者慰問事業対象者数 337名 救急医療情報キット配布者数 2,470名 ※救急医療情報キットの配布は平成22年度より開始。 ・平成23年度 単身高齢者慰問事業対象者数 2,525名 ※平成23年度は企画課クールスカーフ配布 ねたきり高齢者慰問事業対象者数 350名 救急医療情報キット配布者数 336名 ・平成24年度 単身高齢者慰問事業対象者数 2,642名 救急医療情報キット配布者数 251名

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
「暑さ対策」熱中症予防グッズ配布事業	熱中症予防グッズ(クールスカーフ)を配布する。	企画課	(平成23年度・平成24年度の実績) 23年度から熱中症にかかりやすい市民(65歳以上の単身高齢者及び小学生)に対し、予防グッズを無償配布することで、救急事案等の重症者の減少を図った。 24年度から75歳以上の高齢者も、配布対象とした。なお、市の新たなオリジナルグッズとして、販売もした。 平成23年度 単身高齢者 2,525人 小学生 10,692人 平成24年度 単身高齢者 209人 小学生 1,753人 75歳以上高齢者 19,609人

②防犯・交通事故防止の強化

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
交通安全対策事業(落書きの防止)	落書き防止塗装を実施する。	維持課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度 落書き防止塗装 A=382㎡ を実施。 ・平成22年度 落書き防止塗装 A=381㎡ を実施。 ・平成23年度 落書き防止塗装 A=238㎡ を実施。 ・平成24年度 落書き防止塗装 A=204.5㎡ を実施
防犯教室等の開催	防犯意識の啓発を目的に、地域の自治会などの要望を受けて防犯教室等を開催する。	安心安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度実施回数 33回 ・平成22年度実施回数 22回 ・平成23年度実施回数 23回 ・平成24年度実施回数 17回
自主防犯活動団体への支援	防犯環境を整備するため、パトロール用品(ベスト、腕章、点滅合図灯、ステッカー、帽子)を貸与する。	安心安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度 ベスト818着、腕章775個 点滅合図灯540本 ステッカー513枚、帽子1,294個 ・平成22年度 ベスト744着、腕章673個 点滅合図灯562本 ステッカー691枚、帽子1,353個 ・平成23年度 ベスト759着、腕章552個 点滅合図灯609本 ステッカー575枚、帽子1,532個 ・平成24年度 ベスト877着、腕章589個 点滅合図灯688本 ステッカー1,076枚、帽子1,538個

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
交通安全教室の開催	交通安全意識の啓発を目的に、小・中学校及び長寿クラブ等の要望を受けて交通安全教室を開催する。	安心安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度実施回数 83回 ・平成22年度実施回数 83回 ・平成23年度実施回数 95回 ・平成24年度実施回数 110回

③環境美化の推進

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
ごみ減量対策事業	<p>(生ごみ再資源化業務委託) 生ごみの減量化・リサイクルを図るため、給食センターや家庭から出る生ごみの再資源化(堆肥化)事業を NPO法人に委託する。</p> <p>(生ごみ処理容器等購入費補助金) ごみの減量化を図るため、家庭厨芥類の自家処理用生ごみ処理容器・電気式生ごみ処理機の購入者に対し、補助金を交付する。</p>	廃棄物対策課	<p>・生ごみ処理容器等購入費補助金</p> <p>平成21年度 電気式 39台 561,800円 コンポスト 64基 142,000円</p> <p>平成22年度 電気式 15台 205,300円 コンポスト 41基 87,500円</p> <p>平成23年度 電気式 15台 225,000円 コンポスト 52基 130,000円</p> <p>平成24年度 電気式 13台 195,000円 コンポスト 45基 88,600円</p>
リサイクル活動推進事業	(リサイクル活動推進奨励金) 廃棄物を資源として回収する団体に対し、1kg(ℓ)あたり4円の奨励金を交付する。	廃棄物対策課	<p>・平成21年度 実施団体 197団体 回収量 4,047,778.5kg(ℓ) 交付金 16,191,114 円</p> <p>・平成22年度 実施団体 168団体 回収量 4,142,701.0kg(ℓ) 交付金 16,570,804円</p> <p>・平成23年度 実施団体 191団体 回収量 3,826,279.7kg(ℓ) 交付金 15,305,119円</p> <p>・平成24年度 実施団体 197団体 回収量 4,122,312.4kg(ℓ) 交付金 16,489,250円</p>

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
環境美化推進員充実事業	環境美化推進員を通して、集積所の管理やごみの分別を市民に伝える。 年に2回研修会を開催する。 ※平成24年度から年1回に変更（平成23年度以前は年2回開催）	廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度 <ul style="list-style-type: none"> 5月 委嘱式及び研修会(さくらめいと) 316名出席 2月 表彰式及び研修会(さくらめいと) 236名出席 ・平成22年度 <ul style="list-style-type: none"> 5月 委嘱式及び研修会(さくらめいと) 350名出席 2月 表彰式及び研修会(ピピア) 285名出席 ・平成23年度 <ul style="list-style-type: none"> 6月 委嘱式及び研修会(ピピア) 308名出席 2月 表彰式及び研修会(ピピア) 307名出席 ・平成24年度 <ul style="list-style-type: none"> 5月 委嘱式及び表彰式(ピピア) 344名出席
ハートフル収集	家庭ごみを集積所まで運べない高齢者や障害のある人の自宅を訪問し、安否確認をかねて定期的に訪問収集をサービスとして行う。	環境美化センター	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度末収集対象者 63人 ・平成22年度末収集対象者 66人 ・平成23年度末収集対象者 60人 ・平成24年度末収集対象者 62人
有料リクエスト収集	大型家具類や粗大ごみを集積所まで運ぶことが困難な場合、自宅の玄関先まで有料で収集に伺うサービスを行う。	環境美化センター	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度収集件数 802件 ・平成22年度収集件数 709件 ・平成23年度収集件数 639件 ・平成24年度収集件数 680件

(3)健康づくり

②健康づくり・介護予防の推進

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
がん検診	市民の健康の保持、増進のため、各種検診の機会を確保する。	保健センター	市内の契約医療機関において、がん検診を実施した。
がん検診推進事業（平成21～22年度は「女性特有のがん検診推進事業」。平成23年度は「女性特有のがん検診推進事業」及び「働く世代への大腸がん検診推進事業」）	特定の年齢に達した市民に対し、子宮頸がん、乳がん及び大腸がんに関する検診手帳と検診費用が無料になる「がん検診無料クーポン券」を送付し、受診の促進、がんの早期発見と正しい健康意識の普及を図る。	保健センター	<p>平成21年度・平成22年度 市内の契約医療機関において、子宮頸がん・乳がん検診を実施した。</p> <p>平成23年度・平成24年度 市内の契約医療機関において、子宮頸がん・乳がん・大腸がん検診を実施した。</p>

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業	65歳以上の肺炎球菌予防接種の希望者に、接種費用の一部を公費負担する。(1人1回限り)原則、市と委託契約をした医療機関にて接種する。契約外の医療機関については、市の助成額を限度に償還払いする。	健康づくり課	平成24年度から実施 ・平成24年度 接種者数 2,347人
介護予防事業「ずっと元気らくらく体操教室」の開催	一般のお元気な高齢者を対象とする介護予防事業(一次予防事業)を、介護保険事業として実施。	長寿いきがい課	・平成21年度 6会場 1,820人が参加 ・平成22年度 12会場 3,657人が参加 ・平成23年度 13会場 3,866人が参加 ・平成24年度 13会場 3,650人が参加
介護予防事業(二次予防事業)の開催	今後介護や支援が必要と思われる高齢者を対象とする介護予防事業(二次予防事業)を、介護保険事業として実施。	長寿いきがい課	・平成21年度 運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上の3つのプログラム 133人が参加 ・平成23年度 運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上の3つのプログラム 190人が参加 ・平成24年度 運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上の3つのプログラム 165人が参加
健康いきいきサポーター事業	介護予防に資する事業を、健康いきいきサポーターとして市民から募り、広報活動等の支援を行う。	長寿いきがい課	・平成21年度登録サポーター数 20団体 ・平成22年度登録サポーター数 22団体 ・平成23年度登録サポーター数 23団体 ・平成24年度登録サポーター数 23団体

(4) 人にやさしいまちづくり

① 外出支援の推進

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
総合交通体系整備促進事業 (ゆうゆうバスの運行)	交通不便地域における公共施設等へのアクセスを基本とし、移動制約者の足の確保、日常生活の利便性向上を図るため、バス運行事業に補助金を交付し、ゆうゆうバスを運行する。	企画課	<p>・平成21年度 1月1日から3日までを除く毎日、4系統・5台のゆうゆうバスを運行した。 ゆうゆうバスを含めた市内の公共交通の活性化を考えるために設置(H20.2)した市民、交通事業者、国・県等の行政関係者からなる地域公共交通会議を開催。 交通会議3回、小委員会5回を開催</p> <p>・平成22年度 1月1日から3日までを除く毎日、4系統・5台のゆうゆうバスを運行した。 熊谷市の公共交通活性化を総合的かつ一体的に推進するために、熊谷市地域公共交通総合連携計画の策定に取り組んでいる。 交通会議3回、小委員会2回を開催</p> <p>・平成23年度 1月1日から3日までを除く毎日、4系統・5台のゆうゆうバスを運行した。 加えて、新たに2系統・2台(直実号及びほたる号)の運行を開始した。 「熊谷市地域公共交通総合連携計画(平成23年3月策定)」に基づき、運行ルート及び時刻表の見直しを実施した。 交通会議を2回開催</p> <p>・平成24年度 1月1日から3日までを除く毎日、6系統・7台のゆうゆうバスを運行した。 平成23年10月に変更した、運行ルート及び時刻表の普及に努めた。 交通会議を2回開催</p>

② ユニバーサルデザインの普及

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
交通安全対策事業 (歩道改修、バリアフリー対策)	歩道の段差解消 熊谷UDブロック設置	維持課	<p>・平成21年度 歩道段差解消箇所 N=32箇所 UDブロック設置箇所 N=33箇所</p> <p>・平成22年度 歩道段差解消箇所 N=20箇所 UDブロック設置箇所 N=93箇所</p> <p>・平成23年度 歩道段差解消箇所 N= 4箇所 UDブロック設置箇所 N=99箇所</p> <p>・平成24年度 歩道段差解消箇所 N= 5箇所 UDブロック設置箇所 N=96箇所</p>

事業名	事業内容	担当課	平成21年度～平成24年度の事業実績
バリアフリー化の推進	高齢者、障害者等が安全で便利に移動できる街づくりを推進する。	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・熊谷市交通バリアフリー基本構想に基づく啓発活動を行った。 ・市街地の幹線道路におけるバリアフリー化等に配慮した道路空間を検討するため、市民等との検討会を開催した。 ・「熊谷市交通バリアフリー基本構想」で設定した特定経路において、歩道の段差解消、視覚障害者誘導用ブロック及びUDブロックの設置、障害者団体や警察、道路管理者、交通事業者の参加による整備状況の点検(バリアフリー点検)を行った。 ・熊谷駅周辺の主要な交差点には、エスコートゾーンや交差点の距離や信号の変化を音声で案内する「歩行者支援情報システム」を設置した。 ・「熊谷市交通バリアフリー基本構想」に基づく啓発活動の一環として、市政宅配講座を行った。
ユニバーサルデザインの普及	市立学校及び市立幼稚園施設において、ユニバーサルデザインの普及を進めている。誰もが利用しやすい構造を推進する。	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・石原小学校屋内運動場建築事業 ・別府中学校屋内運動場建築事業 ・中条小学校屋内運動場建築事業 ・熊谷東小学校屋内運動場建築事業 ・中条中学校屋内運動場建築事業 ・吉岡中学校屋内運動場建築事業 ・熊谷南小学校屋内運動場建築事業 ・三尻小学校屋内運動場建築事業 ・籠原小学校屋内運動場建築事業 ・熊谷西小学校屋内運動場建築事業 ・佐谷田小学校屋内運動場建築事業 ・桜木小学校屋内運動場建築事業 <p>(屋内運動場に伴うユニバーサル単位での多機能トイレ・スロープを設置) その他各学校の必要に応じてスロープの設置や多機能トイレを整備</p>
点字ブロックの延伸	江南庁舎には正面玄関から点字ブロックが敷設されているが、現在は使用していない総合案内までしか敷設されていないため、点字ブロックを延伸し職員がいる事務スペースまで延伸する。	江南行政センター 総務税務課	(平成23年度・平成24年度の実績) 平成25年度からの事業のため実績無し

熊谷市地域福祉活動計画事業実績（各項目は「第1次活動計画」に基づいています）

(1) お互いをもっと知ろう

① 情報の提供

※第1次活動計画は平成21年度策定のため、事業実績は平成22年度からとなります。

事業名	事業内容	平成22年度～平成24年度の事業実績
広報紙「社協だより」の発行	事業のPR、イベントや講座の募集、各種福祉情報を掲載し、市民に社会福祉協議会を周知するとともに、地域福祉について理解を深める機会や地域活動への参加のきっかけになることを目的とし、広報紙「社協だより」を年4回発行する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度～24年度 4月、7月、10月、1月の合計4回、各回70,000部を発行し、全戸配布の他、関係団体特別会員等への送付した。 平成24年度 社協だより編集委員会を設置した。
ホームページの作成	事業PR、イベントや講座の募集、ボランティア・市民活動団体の紹介等各種福祉情報を掲載する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度 ホームページをリニューアルし、内容の見直しを行った。社協の事業を知りたいコトから探せるように設計、文字の表示サイズを選択できるようにし、わかりやすい表示を心掛けた。 また、更新回数を増やし、活動記録のページ等の新規コンテンツを導入した。
ボランティアセンター運営事業	ボランティア活動をしたい人とボランティアを要請したい人とをつなげることを目的に、ボランティアに関する相談、登録、要請、派遣事業を行う。また、活動中の事故等を補償するためのボランティア保険の手続きを行う。	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度 利用者2,165人(延べ) 相談517件、派遣340件 平成23年度 利用者2,343人(延べ) 相談690件、派遣188件 平成24年度 利用者2,242人(延べ) 相談240件、派遣115件
熊谷市福祉資金貸付事業	低所得者世帯で、臨時の出費や収入欠如等のため、生活を脅かされ、または、その恐れがあり、生活維持のための応急的な資金を必要とする世帯に貸付を行い、その世帯の安定した生活と経済的自立を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度 貸付151件、償還490件(延べ) 平成23年度 貸付131件、償還384件(延べ) 平成24年度 貸付72件、償還267件(延べ)
生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）	低所得者世帯、障害者世帯または、高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行い、その世帯の安定した生活と経済的自立を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度 総合支援資金貸付169件 緊急小口資金貸付26件 教育支援資金貸付2件 臨時特例つなぎ資金貸付19件 平成23年度 総合支援資金貸付54件 福祉資金貸付1件 緊急小口資金貸付21件 臨時特例つなぎ資金貸付7件 平成24年度 総合支援資金貸付23件 福祉資金貸付1件 緊急小口資金貸付11件 教育支援資金貸付2件 臨時特例つなぎ資金貸付3件

事業名	事業内容	平成22年度～平成24年度の事業実績
熊谷市善意銀行	市民から寄せられた善意の金品を受け入れ、支援の必要がある低所得者世帯に配分や貸付を行い、その世帯の安定した生活と経済的自立を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 貸付226件、償還220件(延べ) 物品受入19件 ・平成23年度 貸付207件、償還218件(延べ) 物品受入4件 ・平成24年度 貸付153件、償還186件(延べ)

②地域への参加

事業名	事業内容	平成22年度～平成24年度の事業実績
夏のボランティア体験プログラム事業	夏休み期間である7、8月を強化月間として、中学生から大人を対象に、社会福祉施設や保育施設等での福祉現場を体験できるメニューを提供する。また、小学生以下の児童と保護者を対象とした「親子のふれあい」をテーマとした体験メニューも提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 90メニュー、1,105人 ・平成23年度 91メニュー、1,050人 ・平成24年度 96メニュー、1,252人
社会福祉協力校・協力園(所)指定事業	小学校、中学校、高等学校及び保育園(所)の児童生徒に実践学習を基礎とした体験の機会を提供し、社会福祉への理解と関心を高めることにより、温かい思いやりの心を培うことを目的に、その活動に要する経費の一部として助成金を交付する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 高校6校、中学校17校、小学校29校 保育園20園、保育所13所 計85校(園・所)指定 ・平成23年度 高校6校、中学校17校、小学校29校 保育園21園、保育所13所 計86校(園・所)指定 ・平成24年度 高校6校、中学校17校、小学校29校 保育園21園、保育所13所 計86校(園・所)指定
小・中学校等福祉体験教室	福祉教育を推進するため、「体験」を通じて理解を深めていただくことを目的として、車いす、アイマスク、高齢者疑似体験等の出前福祉体験教室を実施する。また、障害等を持つ当事者の生の声として、体験談を話していただく講師も紹介する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 依頼数24件 ・平成23年度 依頼数30件 ・平成24年度 依頼数 8件
在宅福祉サービス備品等の貸出事業	地域福祉における在宅福祉サービス及び福祉教育の充実を目的として行われる諸事業に備品等の貸出をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 アイマスク11件、疑似体験セット15件 テント2件、 ・平成23年度 アイマスク11件、疑似体験セット11件 テント3件、いす1件、絵手紙セット2件 ・平成24年度 アイマスク 7件、疑似体験セット12件 テント1件、いす1件
敬老ポスターコンクール	次代を担う小学4年生を対象としたポスターコンクールを実施することにより、子ども達が高齢者を敬う心と感謝する心を深めることを目的に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 会長賞1人、特選28人、入選285人 ・平成23年度 会長賞1人、特選28人、入選290人 ・平成24年度 会長賞1人、特選28人、入選256人

(2) みんなで支えよう

①地域活動への参加・交流

事業名	事業内容	平成22年度～平成24年度の事業実績
サロン活動のモデル事業	サロン活動を活性化していくことを重要と考え、モデル地区として、上石地区、三尻地区、玉作地区、西城地区、板井地区を選定し、活動する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 上石地区 6回、154人(延べ) 三尻地区 2回、111人(延べ) 玉作地区 1回、100人 西城地区 1回、50人 板井地区 2回、95人(延べ) ・平成23年度 上石地区 1回、96人 三尻地区 2回、140人(延べ) 玉作地区 1回、60人 西城地区 1回、32人 板井地区 2回、65人(延べ) ・平成24年度 上石地区 1回、86人 三尻地区 1回、80人 玉作地区 1回、143人 西城地区 4回、96人(延べ) 板井地区 2回、60人(延べ)
ふれあい・いきいきサロン事業	高齢者や障害者が地域の人同士の親睦を深め、仲間づくりができる場となる「ふれあいいきいきサロン」を開催する地域住民グループ等に助成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 34箇所設置 22団体実施、83回実施(延べ) 参加者1,909人(延べ) ・平成23年度 34箇所設置 22団体実施、92回実施(延べ) 参加者2,172人(延べ) ・平成24年度 37箇所設置 26団体実施、107回実施(延べ) 参加者2,480人(延べ)
子育てサロン事業	地域で生活している子育て中の親子が気軽に集まり、親睦を深め、仲間づくりができる場となる「子育てサロン」を開催する地域住民グループ等に助成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 11箇所設置 6団体実施、132回実施(延べ) 参加者3,611人(延べ) ・平成23年度 9箇所設置 5団体実施、94回実施(延べ) 参加者3,545人(延べ) ・平成24年度 8箇所設置 4団体実施、94回実施(延べ) 参加者3,168人(延べ)
ボランティア養成講座	ボランティア活動に興味や関心がありながら、参加の機会が得られなかった方々に、ボランティア活動のきっかけづくりとなる講座を様々なテーマで開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 6講座、299人(延べ) ・平成23年度 5講座、300人(延べ) ・平成24年度 3講座、131人(延べ)
ボランティアスキルアップ講座	実際にボランティア活動している方々の技術の向上を目的として講座を様々なテーマで開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 1講座、120人(延べ) ・平成23年度 2講座、132人(延べ) ・平成24年度 2講座、99人(延べ)

事業名	事業内容	平成22年度～平成24年度の事業実績
熊谷ふれあい広場事業（熊谷市受託事業）	市民の福祉に対する理解を深め、高齢者や障害者など社会的に弱い方々の立場に立つて行動できる福祉の豊かな地域社会づくりを目的とし、市内の福祉施設、障害者団体と市民の交流する広場を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 40団体参加 ・平成23年度 42団体参加 ・平成24年度 42団体参加
里親委託支援事業	里親の方に、要保護児童の健全な育成を助長し、その福祉の増進を図ることを目的として、慰問金を交付する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 3件 ・平成23年度 2件 ・平成24年度 1件
うちわ祭観覧事業（ウエルフェア・エリア設置事業）	日頃から社会との接触の少ない福祉施設の入所者を招待し、勇壮な山車と屋台の叩き合いの感動を提供することを目的としたうちわ祭年番町が実施する、うちわ祭混乱事業を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 12施設、招待者137人 ・平成23年度 未開催（東日本大震災被災者招待） ・平成24年度 8施設、招待者 85人
ふれあい里親事業	児童養護施設で生活する子どもたちに、家庭での交流や生活経験の機会を提供し、健やかな育成の一助とするとともに、施設、家庭、地域との連携を強化させ、地域における児童福祉への理解とボランティア活動の振興を図ることを目的として実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 14組18名（延べ） ・平成23年度 12組16名（延べ） ・平成24年度 15組17名（延べ）
不要入れ歯のリサイクル事業	不要入れ歯を回収し、その入れ歯に含まれる貴金属を再利用することで得られる収益を日本ユニセフ協会、NPO法人日本入れ歯リサイクル協会に協力し、世界の子どもたちのために役立たせる事業を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 40個 ・平成23年度 14個 ・平成24年度 81個
思い出のランドセルギフト事業	NGOジョイセフに協力し、使用したランドセルと未使用の学用品を募集し、アフガニスタン等の子どもたちに贈る事業を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 40個 ・平成23年度 14個 ・平成24年度 81個
エコキャップの回収事業	ペットボトルのキャップを回収し、世界の子どもにワクチンを贈る運動に参加する。また、リサイクルを行うことにより、ゴミの減量、Co2の削減にもつながる。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 190,400個（ワクチン238人分） ・平成23年度 399,600個（ワクチン499.5人分） ・平成24年度 577,480個（ワクチン690.5人分）
書き損じはがき、古切手の回収	養護老人ホームひとみ園に協力し、集めた書き損じはがきと古切手を贈る事業を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度 35kg

(3) 助け合いながら地域で生活しよう

①連携・ネットワークづくり

事業名	事業内容	平成22年度～平成24年度の事業実績
民生委員・児童委員活動費助成事業	地域の身近な相談相手として必要な支援を行い、また、支援を必要とする住民をつなぐパイプ役を務める民生委員・児童委員協議会に活動費を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 11地区民協 ・平成23年度 11地区民協 ・平成24年度 11地区民協
地域福祉活動推進事業補助金（社会福祉施設・団体等活動費の補助）	社会福祉を目的とした団体及び施設の活動を補助することにより、地域福祉の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 12団体 ・平成23年度 12団体 ・平成24年度 11団体
ボランティア団体地域福祉活動費補助金	福祉ボランティア団体に対して、活動の支援を行うことにより、地域福祉の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 44団体 ・平成23年度 44団体 ・平成24年度 44団体

②社協・地区社協の充実・強化

事業名	事業内容	平成22年度～平成24年度の事業実績
地区社協活動費助成事業	住民参加による地域福祉活動を通じて、地域のふれあいを高めるとともに、市民一人ひとりの福祉課題を地域全体の課題としてとらえ、その解決に向けた取り組みを行う地区社協、自治会に活動費を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 28地区社協、133自治会 ・平成23年度 28地区社協、133自治会 ・平成24年度 28地区社協、133自治会
会員会費募集	福祉事業を推進するため、市民の参加と相互扶助により、会員を募集する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 加入率71% ・平成23年度 加入率72% ・平成24年度 加入率73%

(4) 地域で安心して暮らそう

①福祉サービスの充実

事業名	事業内容	平成22年度～平成24年度の事業実績
紙おむつ給付事業	在宅高齢者及び在宅の重度心身障害者（児）に対し、紙おむつを給付することにより、介護者及び同居する家族を援助し、もって福祉の増進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 利用者7,101人(延べ) ・平成23年度 利用者7,197人(延べ) ・平成24年度 利用者6,719人(延べ)
車いす貸出事業	緊急又は一時的に車いすが必要な方に貸出をすることにより、日常生活の利便を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 190件 ・平成23年度 247件 ・平成24年度 244件
リフト付自動車運行事業	歩行が著しく困難で車いすを使用している障害者（児）及びねたきりで既存の交通機関を利用することが困難な人々が社会に向かって積極的に行動できるように、リフト付自動車を運行し、福祉増進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 利用101件(延べ) 貸出 1件 ・平成23年度 利用 90件(延べ) 貸出 11件(延べ) ・平成24年度 利用100件(延べ) 貸出 12件(延べ)
敬老修繕サービス事業	敬老の意を表するとともにその長寿をお祝いするため、家屋等の修繕を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 131件 ・平成23年度 158件 ・平成24年度 166件
歳末単身高齢者ホームクリーニング事業	高齢者が在宅で自立した生活が送れるよう、歳末に単身高齢者世帯を対象に、台所周辺を中心としたホームクリーニングを、歳末激励事業として実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 25件 ・平成23年度 40件 ・平成24年度 40件
在宅寝たきり高齢者支援事業	在宅の寝たきり高齢者の方に、高齢者福祉の増進を図ることを目的として、慰問金を交付する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 301件 ・平成23年度 317件 ・平成24年度 286件
在宅重度心身障害児支援事業	在宅の重度障害児の方に、障害者福祉の増進を図ることを目的として、慰問金を交付する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 192件 ・平成23年度 181件 ・平成24年度 208件
遺児手当受給者支援事業	交通遺児手当受給者の方に、交通遺児の健全な育成を助長し、その福祉の増進を図ることを目的として、慰問金を交付する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 94件 ・平成23年度 101件 ・平成24年度 98件

事業名	事業内容	平成22年度～平成24年度の事業実績
福祉サービス利用 援助事業（県社協 受託事業）	判断能力の不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある方で、一人で生活するには不安のある方が安心して生活できるように生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用料の支払いや日常金銭管理等について援助する。	・平成22年度 利用者29人 ・平成23年度 利用者31人 ・平成24年度 利用者33人
くまがや在宅福祉 家事援助サービス 事業	市民の参加と協力により、介護保険サービスを受けられない高齢者や障害者等に、日常生活上の困難を少しでも軽減することができるように、家事援助サービスを提供する。	・平成22年度 利用27人(延べ) 件数85件(延べ) ・平成23年度 利用25人(延べ) 件数80件(延べ) ・平成24年度 利用14人(延べ) 件数37件(延べ)
居宅介護支援事業	介護保険を利用する利用者や家族に対し、保健医療、福祉サービスを総合的、効率的に提供し、利用者や家族の意向を尊重した自立支援を目的としたケアプランの作成を行う。また、24時間体制にて利用者からの相談等に対応する。	・平成22年度 介護支援2,591件(延べ) 予防支援 273件(延べ) ・平成23年度 介護支援2,308件(延べ) 予防支援 248件(延べ) ・平成24年度 介護支援2,305件(延べ) 予防支援 216件(延べ)
訪問介護事業	介護保険で要支援、要介護の認定を受けた利用者の居宅をヘルパーが訪問し、身体介護（オムツ交換、入浴介助、食事介助等）や家事援助（買物、調理、掃除等）に関する援助を行う。	・平成22年度 介護支援2,591件(延べ) 予防支援 273件(延べ) ・平成23年度 介護支援2,308件(延べ) 予防支援 248件(延べ) ・平成24年度 介護支援2,305件(延べ) 予防支援 216件(延べ)
訪問入浴事業	自宅で生活されている高齢者に対して、入浴専用車で巡回入浴を行う。また、重度障害者の人へのサービスも提供する。	・平成22年度 356件(延べ) ・平成23年度 460件(延べ) ・平成24年度 494件(延べ)
通所介護事業・予 防通所介護事業 （デイサービスセ ンターの運営事 業）	自宅で生活をされている要介護者に、日常生活を営むうえで、健康チェック、入浴、食事、機能訓練、レクリエーション等の必要な援助を行う。	・平成22年度 3,994件(延べ) ・平成23年度 4,049件(延べ) ・平成24年度 3,437件(延べ)
障害福祉サービス 事業（居宅介護、 同行援護、重度訪 問介護）	（居宅介護） 身体、知的、精神障害者または障害児が居宅において、日常生活を営むことができるように、身体介護、家事援助、通院介護のサービス等を行う。 （同行援護） 視覚障害により、外出することが著しく困難な障害者に対し、安全に外出できるように支援する。	・平成22年度 居宅介護2,915件(延べ) ・平成23年度 居宅介護2,637件(延べ) 同行援護 433件(延べ) ・平成24年度 居宅介護2,637件(延べ) 同行援護 433件(延べ) 重度訪問介護38件(延べ)

事業名	事業内容	平成22年度～平成24年度の事業実績
移動支援事業（熊谷市受託事業）	屋外での移動が困難な障害のある人に対し、安全に外出できるように支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 1,035件 ・平成23年度 637件 ・平成24年度 235件
老人福祉センター管理運営事業（熊谷市指定管理事業）	地域の高齢者に対して、老人福祉に関する各種の相談に応じ、健康の増進、教養の向上、レクリエーションの機会、心身のリラクゼーション等を総合的に提供する。また、地域の高齢者同士を結ぶ仲間づくりの役割も果たす。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 来館者141,515人 ・平成23年度 来館者137,819人 ・平成24年度 来館者143,694人、健康相談861件
箱田高齢者・児童ふれあいセンター管理運営事業（熊谷市指定管理事業）	成人・高齢者と児童との各種ふれあい事業を通じて世代間交流を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 憩の家利用者24,823人(延べ) 児童館利用者 8,933人(延べ) ・平成23年度 憩の家利用者23,260人(延べ) 児童館利用者 9,409人(延べ) ・平成24年度 憩の家利用者23,201人(延べ) 児童館利用者 9,120人(延べ)
熊谷市立コミュニティセンター管理運営事業（熊谷市指定管理事業）	市民のコミュニティ形成のための活動及びボランティア活動を促進するために管理運営する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 利用者24,988人(延べ) ・平成23年度 利用者24,941人(延べ) ・平成24年度 利用者23,596人(延べ)
熊谷市市民活動支援センター管理運営事業（熊谷市指定管理事業）	市民の自主的で公益性のある活動である市民活動の支援及び促進をするとともに、市民と市との協働の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 利用者11,399人(延べ) ・平成23年度 利用者12,605人(延べ) ・平成24年度 利用者12,022人(延べ)
手話通訳派遣事業（熊谷市受託事業）	聴覚障害者及び音声、又は言語機能障害者の家庭生活及び社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者を派遣することにより、聴覚障害者等の福祉の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 派遣件数813件(延べ) ・平成23年度 派遣件数766件(延べ) ・平成24年度 派遣件数971件(延べ)
ファミリー・サポート・センター事業（熊谷市受託事業）	市民の方々の参加と協力により、育児の援助を受けたい人及び育児の援助に協力できる人を会員として、会員間による育児の援助活動を支援する事業を実施することにより、仕事と育児を両立させるための環境を整備するとともに、地域の子育て支援を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 会員数420名 活動件数1,255件(延べ) ・平成23年度 会員数486名 活動件数1,735件(延べ) ・平成24年度 会員数549名 活動件数1,992件(延べ)

②見守り、安全、安心対策

<p>友愛3事業 (友愛通信、友愛電話、友愛訪問)</p>	<p>見守りが必要な単身高齢者や障害者の安否確認や生活上の孤立を解消し、地域の輪を築くことを目的として、友愛訪問、友愛電話、友愛通信、友愛交流会を実施する。</p>	<p>・平成22年度 友愛通信1,190名 友愛電話 261名 友愛訪問 99名</p> <p>・平成23年度 友愛通信1,207名 友愛電話 266名 友愛訪問 108名</p> <p>・平成24年度 友愛通信1,243名 友愛電話 281名 友愛訪問 119名</p>
<p>ふれあい弁当サービス事業</p>	<p>単身高齢者世帯等の見守り活動の一環として、孤独感の解消、安定と健康維持を図るため、市民の参加と協力により、ふれあい弁当を配達する。</p>	<p>・平成22年度 利用者4,091人(延べ) 実施回数106回 会食7回</p> <p>・平成23年度 利用者3,626人(延べ) 実施回数106回 会食2回</p> <p>・平成24年度 利用者3,963人(延べ) 実施回数122回 会食2回</p>

計画の策定過程

(1) 策定委員会

	年月日	内容
第1回	平成25年7月9日	(1) 計画の概要について (2) アンケート調査結果報告について (3) 今後のスケジュールについて
第2回	平成25年12月19日	(1) 第2次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画（素案）について (2) 意見公募手続（パブリックコメント）について
第3回		

(2) 策定会議

	年月日	内容
第1回	平成25年7月3日	(1) 計画概要について (2) 計画策定スケジュールについて (3) アンケート調査報告について
第2回	平成25年11月20日	(1) 第2次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画（素案）について
第3回		

(3) 策定会議作業部会

	年月日	内容
第1回	平成25年6月27日	(1) 計画概要について (2) 計画策定スケジュールについて (3) アンケート調査報告について (4) 現状と課題について
第2回	平成25年8月9日	(1) 第1回策定委員会の報告について (2) 「第4章 基本施策の展開」の現状と課題について (3) 今後の作業について
第3回	平成25年10月30日	(1) 第2次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画（素案）について (2) 今後の作業について

第2次熊谷市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく第2次熊谷市地域福祉計画(以下「第2次計画」という。)を策定するため、第2次熊谷市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、第2次計画に関する必要な事項について調査研究及び協議を行い、計画案を策定する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 地域福祉等関係団体代表者
- (4) 福祉関係機関・施設代表者
- (5) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第2次計画が策定される日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員の中から委員長が選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 会議は、公開とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

第2次熊谷市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、地域社会を基盤とした福祉を推進することを目的とし、第2次熊谷市地域福祉活動計画（以下「第2次計画」という。）を策定するため、第2次熊谷市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、第2次計画に関する必要な事項について調査研究及び協議を行い、計画案を策定する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 地域福祉等関係団体代表者
- (4) 福祉関係機関・施設代表者
- (5) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第2次計画が策定される日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員の中から委員長が選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 会議は、公開とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉法人熊谷市社会福祉協議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

第2次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

◎は委員長、○は副委員長

No.	選出区分		氏名	職名
1	1号	市議会議員	○ 三浦 和一	熊谷市議会議員
2	2号	学識経験者	◎ 原田 壽子	立正大学名誉教授
3	3号	地域福祉等関係団体 代表者	出井 哲司	熊谷市自治会連合会副会長
4			寺田 治子	熊谷市民生委員児童委員協議会副会長
5			町田 恵子	熊谷市PTA連合会前家庭教育委員長
6			小川 松次	熊谷市長寿クラブ連合会会長
7			片岡 善生	熊谷市身体障害者福社会代表理事
8			大崎 幸恵	子育てネットくまがや代表理事
9			岡田 博美	熊谷市赤十字奉仕団副委員長
10			櫻間 貴子	熊谷市ボランティア連絡会副会長
11			寺島 悦子	熊谷友の会委員
12			4号	福祉関係機関・施設 代表者
13	武田 広明	大里広域地域包括支援センター はなぶさ苑 主任介護支援専門員		
14	松崎 竹司	社会福祉法人黎明会理事		
15	5号	公募市民	中島 啓和	

第2次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画策定会議設置要綱 (設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく第2次熊谷市地域福祉計画及び熊谷市地域福祉活動計画(以下「第2次計画」という。)の策定に当たり、庁内の関係部署及び熊谷市社会福祉協議会の職員により必要な事項を検討するため、第2次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 現行の熊谷市地域福祉計画及び熊谷市地域福祉活動計画の問題点等の抽出及び検討に関すること。

(2) 前項に掲げるもののほか、第2次計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定会議に委員長、副委員長及び委員を置く。

2 委員長は福祉部長の職にある者、副委員長は熊谷市社会福祉協議会事務局長の職にある者、委員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 委員長は、会を主宰し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第5条 策定会議に作業部会を設置し、作業部会に作業部会員を置く。

2 作業部会員は、委員が指名した別表第2に掲げる市職員及び社会福祉協議会職員をもって充てる。

3 作業部会は、第2条に規定する策定会議の事務のうち、委員長が指示した事務を行う。

4 作業部会の会議の議長は、福祉課長をもって充てる。

(庶務)

第6条 策定会議の庶務は、福祉部福祉課、社会福祉協議会事務局において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2次計画の策定の日その効力を失う。

別表第1(第3条関係)

1	市長公室	危機管理室長
2	総合政策部	企画課長
3	市民部	市民活動推進課長
4	市民部	安心安全課長
5	市民部	健康づくり課長
6	福祉部	福祉課長
7	福祉部	長寿いきがい課長
8	福祉部	障害福祉課長
9	福祉部	こども課長
10	福祉部	保育課長
11	環境部	環境政策課長
12	環境部	環境美化センター所長
13	都市整備部	都市計画課長
14	大里行政センター	市民福祉課長
15	妻沼行政センター	福祉課長
16	江南行政センター	市民福祉課長
17	教育委員会	学校教育課長
18	教育委員会	社会教育課長
19	消防本部	警防課長
20	社会福祉協議会	熊谷支所長
21	社会福祉協議会	江南支所長

別表第2(第5条関係)

1	市長公室	危機管理室
2	総合政策部	企画課
3	市民部	市民活動推進課
4	市民部	安心安全課
5	市民部	健康づくり課
6	福祉部	福祉課
7	福祉部	長寿いきがい課
8	福祉部	障害福祉課
9	福祉部	こども課
10	福祉部	保育課
11	環境部	環境政策課
12	環境部	環境美化センター
13	都市整備部	都市計画課
14	大里行政センター	市民福祉課
15	妻沼行政センター	福祉課
16	江南行政センター	市民福祉課
17	教育委員会	学校教育課
18	教育委員会	社会教育課
19	消防本部	警防課
20	社会福祉協議会	事務局総務係
21	社会福祉協議会	熊谷支所
22	社会福祉協議会	居宅介護支援事業所
23	社会福祉協議会	市民活動支援センター